

第3章 フランスの農業構造と農地制度

—最近の研究の整理から—

須田 文明

1. はじめに

家族生産構造を維持したままでの経営規模拡大を目的としたフランスの農業構造政策は、1960年の農業基本法制定以来の数十年で、特に、小作人に有利な農地の賃貸借を通じて進められ、ほぼその目的を達したと評価されている。そのため今や、農地問題は、構造政策との関連よりも、都市化やスプロール化による優良農地の浸食、投機的目的による土地保有といった観点から論じられることが多くなってきていた。ところが、近年、南米やウクライナといった新興国との競争激化という背景の下、国際競争力の維持と家族的生産構造の維持という二つの要請の間で、構造政策の揺らぎが見られる。農地が、再び構造政策の視点から焦点となっているのである。例えば2006年1月5日の法律による経営財産制度 *fonds agricoles* の制定により農業企業としての経営評価を促進することで、農地の賃貸借権を含めた経営委譲を促進することなどが進められている。昨年9月に成立し、その適用のために90に及ぶデクレによる規定を待っている新農業基本法において農地問題がどのように扱われることになるのか、注目される。

本稿は、近年、フランスの農地制度について相次いで発表されている研究論文を中心にとりまとめたものである。上述の問題意識を背景としつつ、近年の経営規模・経営類型、青年農業者など農業構造の動向及び法人化の実態、SAFERの活動と農地市場の動向を、農業構造の変化をもたらしたフランスの農業構造政策の歴史・制度の展開・役割や構造変化の特徴を交えつつ概観している。

なお章末に付録として、フランスの農地制度についての教科書的著作からの抄訳を採録し、また昨年9月に成立した「農業及び食品、森林の未来のための法」（新農業基本法）について概略を示してある。

2. 農業経営数の動向と規模拡大

(1) 経営戸数の動向

本節では、まず2010年の農業センサス結果を受けて、フランスの農業経営構造の近年における展開を紹介することにしよう。なお、以下のデータとその分析は農業省統計情報部 (GraphAgri, 2012) および農業会議所 (Chambres d'agriculture, no.1015, 2012) 等を参考

にした。

2000 と 2010 年の間に、経営数は 66.4 万戸から 49 万戸へ減少し、うち、「大中規模」経営は 38.6 万戸から 31.2 万戸へ減少している（第 1 表）。本稿では生産額でも経営面積でも国内農業の大部分を占めるこれら大中規模経営を中心として分析することとする。

第 1 表 フランス農業経営戸数の変化

経営数(千戸)	1988	2000	2010
小規模経営	477	278	178
大中規模経営	540	386	312
中規模	393	218	151
大規模	147	169	162
フランス本土	1017	664	490

出典：農業センサス。

ここで、作目別分類及び経済規模別分類について農業センサスの定義を示しておく。

農業センサスにおける定義

方法論：農業構造の多様性を考慮するために、農業センサスでは、三種類の分類による経営を集計している。本稿に関係するのは次の二種類である。なお農業センサスの対象は、1ha 以上の農地(特別作物の場合 20 アール以上)を利用する農業経営である。

1) 経営の技術経営的方向付け OTEX による分類（作目別分類）：生産物の種類による 15 の類型。①耕種及び油糧種子タンパク作物 COP, ②一般作物, ③野菜及びキノコ, ④花卉, ⑤ブドウ, ⑥果樹及びその他永年作物, ⑦乳牛, ⑧肉牛, ⑨複合牛, ⑩ヤギ・羊及びその他草食獣, ⑪養豚, ⑫養鶏, ⑬その他施設型畜産, ⑭複合作物・複合家畜, ⑮その他。例えば、ある経営がその販売額の 3 分の 2 以上を COP で実現している場合、この経営は COP として扱われる。なお、第 2 表、第 3 表では、類型の一部が統合した形で示されている。

2) 経営の経済規模による分類（経営規模別分類）：経営の経済規模は、家畜数や面積を考慮して、それが潜在的に生み出すことができる成果（販売額と補助金）＝標準粗生産額 PBS で示される。これにより、小規模経営（PBS 2 万 5,000 ユーロ以下）、中規模経営（2 万 5,000～10 万ユーロ）、大規模経営（PBS が 10 万ユーロ以上）の 3 つに分類されている。

2010 年センサス結果の特徴は、大中規模経営の中で乳牛経営数の極端な減少が見られたことである。2000 年には作目別分類 15 類型のなかで最大の経営数があった乳牛経営は 7 万 1,000 から 4 万 8,000 に 33%減少し、穀物・油糧種子・蛋白作物 COP に抜かれている。これは 2000-2010 年の間に、酪農生産活動停止助成金のような特別措置が導入され酪農経営数を減少させる政策がとられたことで、酪農部門のリストラが進行したことによる（第 2

表)。

他の部門でもおおむね経営数の減少が見られる中であって、COP 経営数が増加しているのが際立っている。この COP 経営数増加の原因は、新規就農で COP を開始した数が多かったということではなく、既存の経営が COP に転換したことによる。この 10 年間に COP の価格が上昇したことに加え、補助金（単一支払い）によりこの部門の経済環境の安定が保証された。そのため作物家畜複合経営および乳牛経営の多くが COP モノカルチャーへと特化・転換することになった。

第 2 表 経営数の動向 (1,000 戸) (大中規模経営のみ)

	豚	野菜花	果樹	牛	鶏	羊山羊	一般作物	肉牛	作物家畜	葡萄	乳牛	COP
2000	8	14	11	16	15	17	24	37	54	55	71	50
2010	6	11	8	9	13	14	20	34	39	47	48	51

出典：Chambres d'agriculture, 2012, (フランス本土)。

作目別分類での面積割合を見てみると、耕種（COP, 一般作物）は 2010 年の農地面積の 34% を占め 1988 年（28%）よりも増加し、上述のように、乳牛の面積が減少している。しかし耕種は標準粗生産額で測った割合は全体の 19% でしかない。逆に施設型畜産は面積の 4.7% を占めるに過ぎないが PBS の 17% を占めている。野菜・花卉はしばしば都市周辺部に位置し、面積の 0.5% しか占めないが、PBS の 6% を占めている（第 3 表）。

第 3 表 経営類型別の農地面積 (SAU) と標準粗生産額 (PBS) の割合

	SAU (%)		PBS (%)	
	1988	2010	1988	2010
全体	100.0	100.0	100.0	100.0
COP(穀物油糧種子タンパク作物)	19.5	25.1	9.1	11.3
一般作物	8.6	8.9	6.6	7.4
野菜・花卉	0.7	0.5	6.9	6.3
ブドウ	4.3	4.1	16.0	18.3
果樹	1.2	1.0	3.4	2.6
乳牛	21.1	14.7	19.7	12.8
肉牛	11.2	14.3	4.3	5.1
牛混合	3.8	4.0	2.5	2.8
羊ほか	7.3	6.9	3.5	3.9
施設型畜産（養豚・養鶏）	3.4	4.7	12.9	17.1
複合作物複合家畜	19.2	15.7	15.2	12.3

出典：農業センサス（ただし, Desriers, 2013, p.79 による）。

（２）特徴的な県に見る作目別農地利用の変化

Chatellier と Gaigne (2012)は、過去の三つの農業センサス(1970, 1988, 2010)に基づいて、農業の専門特化と土地利用の推移の観点から、フランスの農業構造の展開を論じているので、以下、紹介しておこう。

Chatellier らは、土壌面・生産面での特徴が全く異なる 10 の県における農業構造の推移を第 4 表のようにまとめている⁽¹⁾。それによれば、農地面積は 1970 年から 2010 年の間に全国平均で 10%減少している。西部諸県は、全国平均よりも大きく面積を減少させ、ロワール・アトランティック県（県番号 44。以下、県名の後の括弧内について同じ。）は 18%減少となっており、そこでは人口が 100 万人を超え、人口密度も高い(186 人/km²)。それに対し、複合作物、家畜が支配的なポワトゥシャラントゥ州のヴィエンヌ県 (86) では 3%減少、山岳酪農地帯のドゥー県 (25) で 5%、カンタル県 (15) で 4%減少、肉牛生産地帯のサオーヌ・エ・ロワール県 (71) では 7%減少となっている。

Chatellier らの説明を続けよう。農地が減少したにもかかわらず、生産性の増加のおかげで、1970 年から 2010 年の間でフランス農業の生産は増し、フランスは農産物の不足状態から過剰状態となった。2000 年以降、生産量は安定し、部門に応じてかなり異なった展開を見せている。

フランスの様々な州における土地利用構造の展開の分析により、現在の生産のダイナミズムを説明できる。耕種に向けられる面積は 1960 年の 990 万 ha から 2010 年の 1,230 万 ha に、20%増加している。平行して、草地面積は 27%減少し (2,000 万 ha から 1,450 万 ha へ)、果樹永年作物、ブドウは 47%減少している(190 万 ha から 100 万 ha へ)。耕種部門の増加をもたらした、こうした土地利用構造の変容は、以下のような理由で説明される。つまりこの時期に、食料および飼料作物の需要増加がみられたこと、輸出の増加、さらに近年ではバイオ燃料の増加、集約化（青刈りトウモロコシの発展）と家畜生産性の上昇による草地面積の必要の低下、テーブルワイン消費の減少によるブドウ面積の顕著な減少(1960 年の 140 万 ha から 2010 年の 82.5 万 ha へ)、果樹部門における外国との競争激化（労働コストの格差により）による果樹面積の減少(1960 年の 47.8 万 ha から 2010 年の 18 万 ha へ)といった理由である。

耕種部門では、面積の増加は主として油糧種子の生産拡大による。60 年代初頭にはほとんど作付けされていなかったのが、2010 年には 220 万 ha になっている。油糧種子の作付けは 5 つの州（サントル、ポワトゥシャラントゥ、ミディピレネー、ブルゴーニュ、シャンパーニュ・アルデンヌ）で全国 3 分の 2 を占める。バイオディーゼルの国内消費の増加のため、その原料としての菜種作付面積が顕著に増加している（1990 年の 68 万 ha から 2010 年の 150 万 ha へ）。

第 4 表 農用地面積の推移(1970～2010)

地域	西部			ポワトゥシャ ラント州		パリ盆地		肉牛	山岳酪農		仏全体	
県番号	29	35	44	79	86	28	60	71	25	15		
2010 人口 (千)	893	977	1,266	366	426	425	801	554	525	148	64,640	
人口密度(Km2)	133	144	186	61	61	72	137	65	100	26	114	
農地面積率 (%)	69	79	73	81	70	80	66	65	44	63	54	
農地増減率 2010/1970	-17	-16	-18	-7	-3	-4	-5	-7	-5	-4	-10	
永年草地面積												
増減率 2010/1970 (%)	-55	-82	-68	-67	-69	-72	-60	-14	-13	-8	-38	
仏全体の永年草地面積に占める割合 2010	0.46	0.50	0.86	0.85	0.44	0.20	0.42	4.27	2.08	3.56	100.00	
農用地面積 に占める割合 (%)	2010	9	9	16	15	7	3	9	63	73	78	28
	1970	17	41	42	41	22	11	20	68	79	82	41
穀物面積												
増減率 2010/1970 (%)	11	18	25	42	23	-19	-5	-10	-1	-53	0	
農用地面積 に占める割合 (%)	2010	32	34	22	38	47	64	54	17	11	3	34
	1970	24	24	14	25	37	75	54	18	11	7	31

出典：Chatellier, Gaigne, 2012, p.187 より加工.

フランスの穀物面積は、1960 年と 2010 年の間には安定しており、920 万 ha ほどである。穀物生産量は増加し 2011/12 年で 630 万トンと、欧州のトップである（全体の 22%）。したがって、この間のフランスの生産量増加は、単収により説明できる。ただし 1995-2000 年以降の単収は頭打ちである。国内全体で穀物面積が安定している一方で、穀物生産の地理的立地は微妙に変化している。上述の 10 の県の農業センサスデータ(第 4 表)によれば、西部の諸県の全国面積における比率が増加している。ロワールアトランティック県(44)では 1970 年と 2010 年の間に穀物面積は 25%増加しているし、イル・エ・ヴィレーヌ県(35)で 18%, フィニステール県(29)でも 11%増加している。ドゥ・セーヴル県(79)では 42%も増加している。この県では歴史的には複合作物家畜への特化が顕著であったのである。家畜生産に特化した地域で、永年草地面積が歴史的に重要な地位を占めている地帯(カンタル県(15), ドゥー県(25), サオヌ・エ・ロワール県(71))では、穀物面積が減少している。パリ盆地の二つの県(ユール・エ・ロワール県(28), オワーズ県(60))では、1970 年から 2010 年で、穀物面積はそれぞれ 19%, 5%減少している。これらの二つの県の全国に占める比重は、若干減少し、ユール・エ・ロワール県(28)では農地面積に占める穀物の割

合は 75%から 64%に減少している。

国内全体での草地の減少(1960 年と 2010 年の間に 550 万 ha 減少)は、草食家畜生産のダイナミズムと集約化と関連づけられる。単年草地面積は 1960 年の 81.3 万 ha から 1990 年の 180 万 ha (うち 170 万 ha は青刈りトウモロコシ)へとかなり増加したが、2010 年には 150 万 ha (うち 140 万 ha は青刈りトウモロコシ)に減少している。永年草地、一時的草地は 1960 年の 1,790 万 ha から 2010 年の 1,290 万 ha に、28%減少している。永年草地面積は、穀物栽培が支配的な平野部で顕著に減少しているばかりか畜産地帯でも減少している(例えばイル・エ・ヴィレーヌ県(35)では、1970 年以降 82%減少)。

高い農業生産性を持つ地帯で、かつ人口密度の低い地帯(規模拡大を可能とさせる)では、耕種生産が顕著に発展している。なお家畜生産は、いくつかの県に集中している。

他方で、二つの主要な要素によって、牛乳生産の地域的集中が促進されている。生産乳量の割当(クォータ)の管理が各県の中でではなく、県境を越えて産地のレベルで行われるようになったことで、最も競争力のある地帯への供給集中化が加速される。その上、穀物価格が高騰すると、牛乳生産がさほど集約的でない複合作物家畜地帯では多くの生産者が牛乳生産を放棄する傾向にある。こうした地帯では、ポワトゥシャラントや南西部におけるように穀物生産も可能なのである。フランスの西部では、牛乳生産は、穀物生産向けの土地の入手が容易でないこと、穀物生産の単収がそれほど高くないことから牛乳生産が維持されている。

(3) 農業構造と青年農業者

フランスでは、1973 年に青年農業者助成金 DJA が山岳地帯及び条件不利地帯での 35 歳未満の農業者の就農を促進するために設定されたのを手始めに、離農促進政策と新規就農政策を通じて、積極的に経営担い手の刷新のための政策を行ってきた。この新規就農助成は 1976 年に全国規模に拡大されたが、就農の場所(山岳地帯、条件不利地帯、平野)に応じて金額が異なった。この助成の目的は、就農後数年間の農業者の経営を安定させ農業に定着させることにより、離農する農業者からの経営委譲を促進することであった。DJA を受給する際の面積基準は、最低就農面積 SMI と経営認可申請基準との間に収まることであった(後述)。1980 年代に、DJA を給付することで目指すのは、家族労働者に対して、他産業で獲得できたであろう所得と同じくらいの所得を提供することができるよう競争力ある家族経営を促進することであったから、職業研修レベルが要求され、就農予測調査(就農後 3 年間で十分な所得が稼得できるような経営計画の作成・提出)が必要とされた(須田 2012)。

このように積極的に新規就農政策を採用してきたフランスであるが、経営体の年齢別構成を見れば、高齢化は着実に進行していると言える(第 5 表)。

それでも第 6 表によれば 2010 年にフランスでは、11 万 6,664 人の青年農業者(40 歳未満)がおり、フランスの農業経営者の 19%を占めている。これに対し、EU 全体でのその割合は 14%である。これらのフランスの青年農業者は 10 万 3,5180 の経営で働いており、経

営全体の 21%で青年がいることになる。青年農業者の経営は大規模（標準粗生産額 10 万ユーロ以上）であることが多い。青年農業者の 56%は大規模経営にあり，小規模経営（標準粗生産額 2 万 5,000 ユーロ）では少ない（青年農業者の 16%）。

第 5 表 フランス農業に見る高齢化(経営主及び共同経営者の数)

年		2010	2000
人数		603,900	764,000
年齢階	30 歳未満	4.8	5.4
層別割	30～39 歳	14.6	20.7
合(%)	40～49 歳	28.5	27.0
	50～59 歳	32.2	26.5
	60 歳以上	20.0	20.5

出典：Agreste Primeur, no.276,2012 より.

第 6 表 規模別の青年農業者(40 歳未満)の存在率 (2010)

		全体	経営規模		
			小規模	中規模	大規模
経営数全体	実数	489,977	177,811	150,534	161,632
	各規模階層の割合(%)	100	36	31	33
	各規模における青年有経営割合	21	10	21	33
青年有経営	実数	103,518	18,563	30,928	54,027
	各規模階層の割合(%)	100	18	30	52
経営者数全体	実数	603,884	181,192	169,575	253,117
	各規模階層の割合(%)	100	30	28	42
	各規模階層における青年割合	19	10	19	26
青年農業者	実数	116,664	18,908	32,774	64,982
	各規模階層の割合(%)	100	16	28	56
	各規模階層の就農助成金受給者割合	56	12	52	71

出典：Agreste Primeur, no.293, 2012.

青年農業者の 60%ほど，女性青年農業者の 40%ほどが 2010 年までに，DJA を得て就農してきている。40 歳以上の経営者で，以前にこれを受給していた者は 34%(男で 42%，女で 16%)である。DJA を得た時点での年齢は平均して，40 歳以上で 26 歳，40 歳未満で 27 歳であり，差はない。大規模経営の青年農業者の 71%が DJA を得ているのに対し，小規模経営では 12%でしかない。これは，助成金受給条件として，予想される経営所得の上限だけでなく下限も設けられていることによる。

経営全体では，18%の経営が直売を実施しているのに対し，青年農業者のいる経営では

22%に達する。また経営全体では 3.7%が有機農業を実施しているのに対し、青年のいる経営では 5.1%である。また経営全体では、公的品質表示産品を生産している経営は 22%に対して、青年のいる経営では 30%に上る（Agreste Primeur, no.293, 2012）。

なお、最近、DJA を受給せずに就農している者についても多くの調査がなされるようになってきている。以下 ASP(2012)の調査結果を紹介しておこう。

第 7 表は、タイプ別の就農の割合を示すものであり、タイプ分けをする際に配偶者間での経営委譲か否かを区別している。ここで配偶者間の委譲とは、ほとんどの場合、老齢で引退する夫から妻への一時的な経営委譲であり、経営の更新を意味するものではない。DJA 無しでの就農 INA の人口の平均年齢は、50 歳である。INA は、DJA 受給者よりも 21 年遅く就農している。配偶者間委譲を除くこの年齢差は 13 歳に縮小する。

第 7 表 2001-09 年の就農のタイプ(%)

DJA 受給者		35
DJA 非受給者(INA)	40 歳未満で、配偶者間委譲なし	26
	40 歳以上で、配偶者間委譲なし	25
	配偶者間委譲	14
全体		100

出典 ASP(2012)。

さらに経営からの引退者数と就農者数とから補充率を示したのが、第 8 表である。INA がなければ、補充率はさらに減少してしまうであろう。

第 8 表 経営補充率

	2001-04 年	2006-09 年
引退数	126,312	146,399
就農数	63,789	66,129
補充率(%)	50.5	45.2

出典 ASP (2012)。

INA は、フランス農業の競争力向上という観点からよりも、農村での最低限の人口維持といった地域振興的観点から政策的に取り上げられている。

（４）農地面積から見た経営規模の拡大

第 9 表に示されるように、100ha 以上の経営は全経営数の 18%でしかないが、農用地面積の半分以上を占めている。他方、全経営数の 46%を占める 20ha 未満の経営は、農用地面積の 5%を占めるにすぎない。

第 10 表に見られるように、大規模経営がフランス本土の全農用地面積の 3 分の 2、つまり 1,700 万 ha を使用し、その平均規模は 100ha を超えているのに対し、中規模経営の平均面積規模はその半分でしかない。また小規模経営は経営数では全体の 3 分の 1 だが農用地面積では 7%以下である。経営全体で、2010 年に 50 歳以上の経営者の 4 分の 3 が、後継者未定と回答しており、こうした経営が解体すればさらなる規模拡大をもたらすことになる(GraphAgri, 2012, p.19)。

第 9 表 農用地面積別農業経営(2010)

	経営数		農用地面積	
	千戸	%	千 ha	%
20ha 未満	235.4	45.7	1,317	4.9
20-50ha 未満	88.4	17.2	3,000	11.1
50-100ha 未満	97.6	19.0	7,048	26.0
100-200ha 未満	72.7	14.1	9,977	36.8
200ha 以上	20.6	4.0	5,747	21.2
全農業経営合計	514.7	100.0	27,088	100.0

出典：TEF,edition 2013, p.161.

注. 経営数がセンサスの数値より大きいのは海外領土等を含むため.

第 10 表 経済規模別農用地面積

	1988	2000	2010
農用地面積全体 千 ha			
小規模経営	4,358	2,307	1,865
中規模経営	14,424	10,265	7,983
大規模経営	9,814	15,284	17,115
フランス本土	28,596	27,856	26,963
平均面積 経営あたり ha			
小規模経営	9	8	11
中規模経営	37	48	54
大規模経営	68	92	108
フランス本土	28	43	56

出典:GraphAgri, 2012,p.19.

3. 法人化

(1) 法人経営の動向

農業センサスによれば、個人経営は、2000 年の 537.6 千経営から 2010 年の 339.9 千経営へと減少した。法人経営は逆に、123.7 千経営から 146.6 千経営へと 19%増加している。フランス農業の法人経営には第 11 表の類型がある。

第 11 表 フランスにおける各種の農業法人

	民事法人			商社会社
	農業経営共同集団 GAEC	有限責任農業経営 EARL	農業経営民事組合 SCEA	商業法人 SARL, SA
目的	経営資本と労働の共同	家族経営に準じた農業活動	すべての農業活動、加工・販売も可。	各種の経済活動
構成員資格	自然人たる農業専従者	自然人。経営に携わらない者も参画可。経営者組合員が資本の50%以上所有。	自然人または法人、非農業者も可。	自然人または法人、非農業者も可。
責任	出資額の2倍まで	出資額まで	無限責任	有限責任
利点	農業を営む家族の中での経営資産の漸進的な委譲。	引退した両親の出資と所得の補完。法人税ではなく、構成員個人の所得税	経営補完として、非農業活動(ツーリズムなど)も可能。	販売及び加工、非農業活動(レストランなど)への多角化促進。

出典:Levesque, Liorit, Pathier, 2011などからとりまとめ。

法人経営の中では、共同経営農業集団 GAEC（実質的には親子経営や個人経営の集合）が 41.5 千経営から 37.2 千経営へと 10%減少したものの、有限責任農業経営 EARL は 55.9 千経営から 78.6 千経営へと 41%増加した（第 12 表）。同表では内訳が示されないが、農業経営民事法人 SCEA も 15%増加している。これら法人の組合員や経営者になるために、農業経営者の資格は不要である。経営全体では個人経営が 339.9 千経営で 69%を占めるが、大規模経営においては法人経営が 161.7 千経営での割合が 67%を占める（第 13 表）。

法人経営のなかで、EARL の割合が顕著に増加している。EARL の魅力は、個人的財産を職業資産から区別できることである。EARL の経営主の 54%は共同経営者を持たない一人法人である。GAEC は低迷してその数は 2010 年から減少し 1988 年の水準に戻っている(第 12 表)。それは乳牛部門に多い。農業だけでなくツーリズムなどの非農業活動を行うことができる SCEA などの数が増加し、法人経営全体の 16%を占めるようになっている。さらにフランスでは、株式会社 SA の地位を持った農業経営が、SCEA とともに、主として、ブドウおよび野菜、コメ（カマルグ地方）で発展している。株式会社 SA は経営数では全体の 1.2%

でしかないが、国内の農用地面積の 6%を経営している。これらの経営は、とりわけブドウ部門で、外国投資家による資本持ち分の取得を通じて、所有者が替わる。農業法人経営の進展により、経営の集中が加速されており、とりわけ大規模な農業経営の再編において大きな役割を占めるようになってきている。後述するように、農地市場での購入者に占める農業法人の割合が増加してきている。法人による農地取得は、件数で 8%、面積の 10%、金額の 15%を占めている(FNSAFER 2012)。

第 12 表 農業経営の地位 (1,000 経営)

	1988	2000	2010
個人経営	946.1	537.6	339.9
法人経営	65.5	123.7	146.6
・ GAEC	37.7	41.5	37.2
・ EARL	1.5	55.9	78.6
その他	5.1	2.6	3.5
法人経営の割合%	6.4	18.6	29.9

出典：Chambers d'agriculture, 1015, 2012.

第 13 表 経営の地位と経済規模 (2010)

1,000 経営	小規模	中規模	大規模	全体
個人経営	169.6	118.1	52.2	339.9
法人経営全体	5.9	31.8	109.0	146.6
EARL	2.0	18.2	58.4	78.6
GAEC	0.2	5.4	31.6	37.2
SCEA 等	2.3	6.2	15.2	23.7
SA, SARL	1.0	1.6	3.5	6.1
Groupement de fait	0.4	0.4	0.3	1.1
その他	2.2	0.7	0.5	3.4
全体	177.8	150.5	161.7	489.9

出典：GraphAgri 2012, p.18.

なお Olivier-Salvagnac と Legagneux (2012)は、きわめて大規模な経営の割合を見ようとして、超大規模経営（標準粗生産額 PBS が 25 万ユーロ以上）と、巨大経営（同 100 万ユーロ以上）とを取り上げている（第 14 表、第 15 表）。ちなみに巨大経営数の内訳は、花卉・園芸 13%、ブドウ・ワイン 23%、養豚 13%、養鶏 32%の他、野菜 5%等である。大規模経営のシェアが標準粗生産額 PBS の 80%、面積の 63%と、PBS シェアに比して面積シェアが低いのは、これらの大規模経営にブドウや花卉、養豚、養鶏などの面積節約的な巨大経営を含ん

でいるからである。

第 14 表 規模別割合 (%)

経営数				標準粗生産額 PBS				面積			
小	中	大	全 (超) (巨)	小	中	大	全 (超) (巨)	小	中	大	全 (超) (巨)
36	31	33	100 (10) (0.5)	3	17	80	100 (45) (9)	7	30	63	100 (22) (1)

出典：Olivier-Salvagnac, Legagneux, 2012,p.88.

経営の法的形態と経営規模を示しているのが第 15 表である。2010 年において個人経営が全体の 69%を占めているのに対して、大規模経営で個人経営は 32%でしかなく、他方で、GAEC や EARL といった家族的性格の法人は全体数の 24%,大規模経営の 56%を占めている。SCEA や SA といった純粋な会社や協同組合などは経営数全体の 7%を占めるにすぎないのに、巨大経営の半分を占めているのは、ワインなどの分野でこうした法人の割合が多いためである。なお 2000 年から 2010 年までの 10 年間で見る限り、純粋な会社形態の企業の割合が激増しているというほどでなく、家族的な法人の割合も増加していることがわかる。

第 15 表 経営の法的形態と経営規模 (%)

	全体		小		中		大		(超)		(巨)	
	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010
個人経営	81	69	98	95	87	78	46	32	30	18	15	12
GAEC,EARL	15	24	1	1	10	16	46	56	53	62	30	38
SCEA 等	3	5	1	1	2	4	7	10	12	15	29	27
SA 等	1	1	0.4	1	1	1	2	2	4	5	26	23
その他	0.4	0.7	0.4	1.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4	0.6	0.5
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：Olivier-Salvagnac, Legagneux, 2012,p.90.

法人経営は数においても面積においても増加している（第 16 表）ものの、多くは EARL や GAEC で、その資本は、たいていの場合、家族の範囲を超えることはない。組合員はほとんどの場合、家族・親族であり、経営者は自らの土地は法人の経営に自由に使わせ、その親の持つ土地を貸借により受け入れる。法人形態は、農業者の個人的資産を保護し、規模の経済を促し、世代から世代への農地の漸進的委譲を進めるための法的、税制的なメカニズムをなしている。

しかし近年、EARL が増大するなかで、非家族的労働関係の展開が見られる。つまり複数経営者が経営する EARL においては、非家族的労働者が働き手の 18%、一人経営者の EARL（EARL の 55%）においては 26%を占めている。この割合は個人経営と GAEC では 8%でしかない。非家族化は、資本面ではほとんど見られない一方で、労働力面では着実に進行して

いる。

農業経営民事法人 SCEA は 2000-2010 年の間に、数において 34%、面積において 52%増加している。それほど制約的ではなく非農業活動（販売，加工など）への多角化が可能であり，経営の 4.7%，面積の 7.6%を占めている。主として地中海やランド県中央山塊地方，ソーニョ県，パリ盆地に多い。

株式会社 SA や有限責任法人 SARL のような商業法人は，非経営者の資本が参加し，2000-2010 年に，数で 15%，面積で 50%増加している。全体における割合は経営数において 1.3%，面積で 1.2%でしかないが，特定の野菜やブドウ（ボルドーやコニャック），カマルグ地方の米などで特に見られる。家族的農業経営とは全く異なった法的形態である(Levesque, Liorit, Pathier, 2011)。

第 16 表 法人経営の発展

	EARL		GAEC		SCEA		SA-SARL		個人経営		全体	
	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010	2000	2010
経営数（千）	56.9	78.6	41.7	37.2	17.3	23.2	5.3	6.1	537.8	339.9	663.7	490.0
経営の割合(%)	8.6	16.0	6.3	7.6	2.6	4.7	0.8	1.3	81.0	69.4	99.3	99.0
面積(100 万 ha)	4.8	7.5	5.0	5.5	1.4	2.1	0.2	0.3	16.1	11.6	27.8	27.0
面積の割合(%)	17.4	27.7	17.9	20.4	5.2	7.6	0.8	1.0	57.8	42.9	99.2	99.5
PBS 割合(%)	-	30.3	-	17.3	-	10.9	-	5.6	-	35.2	-	99.2

出典：Levesque, Liorit, Pathier (2011)及び Levesque (2013)より筆者作成。その他,事実上の法人は省略。

既往の表と一部重複するが，経営形態別の,経営数割合，面積割合及び平均面積とその変化を示したのが第 17 表である。

第 17 表 経営形態別の経営数割合及び面積割合, 平均面積

	経営数割合(%)				
	1970	1979	1988	2000	2010
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人経営	96.7	96.2	93.0	81.0	69.4
GAEC	0.2	1.2	3.7	6.2	7.6
EARL (1 人法人)	0.0	0.0	0.1	4.8	8.7
EARL (複数)	0.0	0.0	0.1	3.6	7.3
他の法人形態	1.0	2.6	3.1	4.3	7.0
	面積割合(%)				
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人経営	96.6	89.9	81.8	57.9	42.9
GAEC	1.0	4.1	11.0	17.9	20.4
EARL (1 人法人)	0.0	0.0	0.2	9.5	14.7
EARL (複数)	0.0	0.0	0.2	7.7	13.1
他の法人形態	2.4	6.0	6.9	7.1	9.0
	平均面積(ha)				
全体	19	23	28	42	55
個人経営	18	22	25	30	34
GAEC	76	80	84	120	148
EARL (1 人法人)			62	83	92
EARL (複数)			70	88	98
他の法人形態	43	54	62	69	71

出典：農業センサス（ただし, Desriers, 2013, p.88 より）.

（２）リムザン州の事例

法人形態の展開について、Chambres d'agriculture 誌(no.1015, 2012)は、リムザン州の実態を取り上げているので、以下ではこの事例を紹介することにしよう。1,200 の有限責任農業経営 EARL のうち、500 は一人の経営者により経営されている。この割合は 2000 年でも同じであった。他に組合員がいないか（一人経営者の EARL の 3/4）、あるいは他の組合員がいても経営に参加していない経営は個人経営と同類であるが、大規模である。その経済規模は個人経営を 100 として 175 である。これらの経営者は、大規模経営のために、個人経営よりも EARL を選択しているとみられる。責任が法人資産のみに限定されること、外部資本（ほとんどの場合、家族的ではあるが）を活用することに利点を見いだしている。相続に引き続いて、もしくは組合員脱退後の家族 GAEC から EARL に変容する時によく起こることだが、両親が組合員を脱退する等の際に、持ち分を引き上げないで経営の中に残し、

残る組合員(子ども)の経営資本取得を助けるのである。ただし、子どもは組合持ち分の 50% 以上を保有しなければならない。

第 18 表 法人の経営規模（リムザン州の場合）

大中規模経営	平均 PBS	平均人数	PBS/人	平均 UTA/経営	PBS/UTA
個人経営	60,600	1.0	60,600	1.4	43,000
GAEC	134,400	2.4	56,000	2.8	47,700
EARL	105,800	1.7	62,200	2.0	51,600
SCEA 他	135,200	2.3	58,800	2.7	50,400

出典：Chambres d'agriculture, 2012 注 PBS：標準粗生産額，UTA：年間働き手単位。

(3) 規模拡大メカニズムと法人化

Boinon (2011)は、法人化による規模拡大メカニズムについて説明している。後継者の無いまま引退する中小規模の経営者は、近隣農業者の息子に、自分の経営を賃貸借することを希望している。こうした戦略は、自らの経営を良好な状態で委譲すること、自らが蓄積してきた資産を活用すること、という二つの目的を可能とする。この戦略の最も良い受け皿となるのが、近隣農業者の息子、とくにコミュニケーションないし郡の巨大農業者の跡取り息子たちなのである。彼らがこのような中小規模経営を取得することで、親の家族経営を補強するとともに、青年の就農も実現する。近隣農業者の息子の側にも、近隣の中小規模経営を取得するメリットがある。まず経営本拠地を探し、ついで十分な農地を探さなければならないこと、資本も相当額が必要となる場合には、純粋な新規参入は困難である。これに対し、近隣の個人経営を取得して就農する場合、農地等を探す労力はさほどかからず、委譲される経営が小規模であれば、それほど資本を必要としない。しかも青年農業者の就農の枠組みにおける取得であれば、県農業方向付け委員会 CDOA での経営許可は容易に付与される（その父親はすでに大規模経営であるとしても）。就農しようとする青年は委譲者の経営を買い取る資金を持たず小作料の支払いについても十分な保証を提供できないかもしれないが、その親が保証することで、息子が銀行融資へのアクセスがより容易となる。息子が取得する近隣の小規模経営が将来、父親の経営と合併することを見込んで、父親は資本の取得を援助してやる。かくして、中小規模経営の離農者は、近隣農業者の息子に経営を賃貸借することで、自らの経営資産を有効に活用することができ、青年農業者は近隣農業者の農場に就農し、次いで、法人を形成して、親の巨大経営と、その中小規模経営を合併することができる。父親が引退するとき、この数年前に就農した息子によるただ一人の経営者からなる経営が存続する結果として、世代交代と法人の変容、一人法人による経営の規模拡大が実現する。多くの場合、それは、親の個人経営から親子 GAEC を経て、EARL の一人法人という経路をたどる。

ところで 1999 年の農業基本法は、農事法典の 311-2 条に、いかなる場合であっても一つの経営の中で経営者組合員、共同経営者の総数が減少するときは規模拡大と見なされ経営

許可を受けなければならない、という規定を導入した。この規定は国会での激しい議論の的となり、強い反対意見もあった。この義務は 2006 年 1 月 6 日の農業基本法で削除された。この法律修正の経過は、政権交代も背景にあったであろうが、構造コントロールの適用について法的枠組みの安定を保つことの困難さを示すと同時に、農業政策に与えられた目標の曖昧さを示している。すなわち、家族的生産構造を維持することと、国際市場のなかで競争力ある農業を促進する、という二つの目標の間で政策の揺らぎが伺われる(Boinon,2011)。

4. 借地による経営規模拡大

(1) 借地率増加

上述のように 50 年代以降、農業経営は規模を拡大し、専門特化が進んできた。それと平行して借地面積が長期にわたり増加し今日面積の 78%を占めている（第 19 表）。法人経営で、その組合員の所有農地を法人が使う場合は、実質的には自作とみなす考え方もあろうが、従来の統計に従い借地率に含めている。1940 年代には農地の 6 割が自作によって耕作されていたのだが、70 年代には 5 割、2000 年には 3 割、2011 年には 2 割でしかなくなった。

第 19 表 農地面積に占める借地割合 (%)

	1942	1963	1970	1979	1990	1993	1995	2000	2005	2010	2011
自作率	58	51.0	52	50.1	43.4	39.0	36.9	31.9	27	23	22.2
組合員からの借地率	42	49.0	48	49.9	56.6	5.6	6.7	9.7	12.8	15	15.5
第三者からの借地率						55.4	56.4	58.4	60.2	62.0	62.3

出典：Levesque(2013)及び Courleux (2011)より加工。

(2) 土地利用方法における格差が存続

小作率は、県によって大きな相違がある。フランス南西部とその他のいくつかの諸県では、農地はその経営農業者の所有地であることが多いのに対して、北部及び東部では、第三者からの借地が多い。1945 年には、大西洋岸のラ・ロシェル市とスイスのジュネーブを結んだ直線より南部の農地面積の 4 分の 3 は自作で耕作されていた。歴史的にとりわけパリ盆地で小作が進展し、ノール・パ・ド・カレ州では 70 年代に既に借地率は 60%を超えていた。一般的に北部では、相続は平等になされ、農場を継がない共同相続人たちは社会的上昇のための手段（とりわけ教育など）を施されて、相続した農地は賃貸して、農場を離脱していった。それに対して、南部、とりわけ南西部では自作が広範に支配していた。相続は不平等になされ、経営の主要な部分を農場後継者が引き継ぎ、その代わりに親の扶養を担うとされてきた。このように借地率の地理的相違は相続慣行からも強化されてきた。つまり南西部では、生産手段と所有の統一性を維持するために、相続人の一人による一括での相続を優先させ

たのに対して、北部では、相続人間で均分相続がなされた。ブルターニュはこの二つの中間にあり、自作地の割合が高い一方で、相続様式は南西部とは異なっていた。こうした違いは欧州各国の間でも見られ、ドイツでは、62%が借地であるのに対して、アイルランドでは18%、スペインでも27%でしかない⁽²⁾。なお、フランスでの農地政策は、他の欧州諸国のそれとはかなり異なっており、これらの国では農地政策はそれほど規制的ではない(Chambres d'agriculture)。

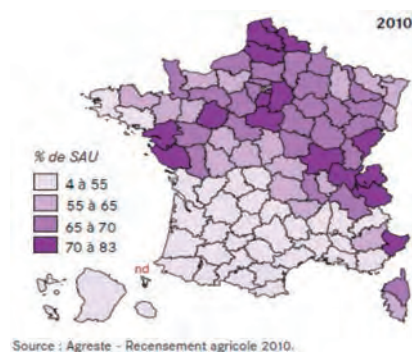
ちなみに欧州の主要な国の農地価格、小作料、耕地面積に占める小作面積割合、経営数に占める法人数割合、法人が有する面積の全耕地に占める割合を示したのが第20表である。フランスは、各国のなかでもっとも小作面積割合が大きいこと、フランスに比べて他国では、農地価格にせよ小作料にせよ、農地が高いこと、が見て取れる。

第20表 欧州における農地価格と小作料

国名	農地価格		小作料	小作面積 割合(%)	法人数 割合(%)	法人面積 割合(%)
	ユーロ/ha	観察年	ユーロ/ha			
デンマーク	26,000	2009	508	31.2	4.7	6.9
ドイツ	8,900	2006	176	61.3	8.7	33.6
アイルランド	16,200	2005	185	24.2	0.2	8.8
スペイン	10,500	2009	163	39.0	6.1	30.1
フランス	5,100	2009	140	76.4	29.2	57.7
イタリア	14,200	2001	-	35.1	1.1	10.6
オランダ	47,000	2009	482	41.2	5.8	5.5
英国	17,800	2008	205	35.5	4.0	17.5

出典：Desriers, 2013, p.86 より。

この40年間で借地が、パリ盆地から西部と東部を経て、国土全体へと普及した。とりわけ北東部では、所有農地は建築物のある経営農地の中核部分に集中し、土地の賃借が規模拡大のための手段であった。小作は、自作経営が支配的な地帯でも進んでいる。南西部のアヴェイロン県やジェルス県では1970年には、小作地は面積の25%にしかすぎなかったが、今日60%となっている(Levesque, Liorit, Pathier, 2011)。それでも土地の所有と賃借をめぐる地域差は依然残っており、自作率は南西部諸県で50%以上、北部のノール県、パ・ド・カレ県、ソム県では25%以下、東部のオート・サヴォワ県、アン県、サヴォワ県でも25%以下というように、南北で大きな格差が見られる(第1図)。



第 1 図 第三者からの借地の面積の割合

出典：GraphAgri 2012, p.20.

借地率には、地理的な相違の他に、作目別にも違いが見られる。ワインや野菜などでは、それほど広くない面積でも高い収益を得られるために、自作の割合が多い（第 21 表）。

第 21 表 部門別の借地比率

	第三者からの借地	組合員からの借地	自作
穀物・油糧種子・蛋白	63	17	19
野菜・キノコ	51	16	32
ブドウ	36	22	39
乳牛	67	15	17
肉牛	62	10	27

出典：Chambres d'agriculture 注：分益小作等は含まない。

（３）規模別，法人別による借地率

借地の拡大は法人経営の普及と重なっている。つまり農地保有法人である農業土地集団 GFA から経営に貸し出された土地は、当該経営者が当該 GFA に出資しているとしても、借地と見なされる。法人に貸し出されている農地が、当該法人の組合員の所有であることも多い。このように貸し出された土地の一部は経営者組合員の所有であるところから、法人経営の小作率はこれまで、高めに評価されてきた。かつては統計が無く区別ができなかったが、今では、貸し手が組合員であるか第三者であるかに応じて借地を区別することができる。2010 年には、経営全体で組合員からの借地が経営面積の 15%を占めている。規模別では、大中規模経営の方が小規模経営に比べて借地率が大きく、法人経営では組合員からの借地の割合が他の形態に比べて大きいことがわかる(第 22 表)。個人経営では借地率はそれほど急速には増加していない。個人経営では、2010 年に借地が農地面積の 60%を占めていたが、法人経営については 88%であった(Levesque, Liorit, Pathier, 2011)。

第 22 表 経営規模別借地割合 (2010, %)

面積割合	経営全体	小規模経営	大中規模	個人経営	法人経営
第三者からの借地	61	38	63	60	62
組合員からの借地	15	2	16	-	26
自作	23	59	21	39	12

出典 : Chambres d'agriculture, no.1015, 2011, p.34.

読み方 : 農業経営の耕地面積の 61%が第三者からの借地で、小規模経営については彼らの耕地面積の 59%が自作。(この表には分益小作、暫定的借地などは含まれない)。

なお年齢階層別に見た借地率は第 23 表の通りであり、若年者ほど自作率が低い。

第 23 表 年齢階層別に見た借地率

耕地の割合	40 歳未満	40-49 歳	50-59 歳	60 歳以上
経営全体				
第三者からの借地	69	65	57	40
組合員からの借地	16	14	15	14
自作	14	20	27	45
個人経営				
第三者からの借地	76	65	56	38
自作	23	34	43	61

出典 : Chambres d'agriculture, no.1015, 2011.

(4) 借地率増加の要因

フランスは、EU 加盟国の中で、ベルギーに次いで、借地率の高い国である。大規模経営ほど借地率が大きいことから、面積規模の拡大は借地を主として行われてきたことがうかがえるが、なぜ、借地による拡大が選択されたのであろうか。フランスにおいては、農地制度のあり方とも関連して、強い小作権がもたらす借地の安定性、引退農業者の資産戦略、所有権の細分化、低額の小作料という 4 点が、借地（小作）に有利に作用したと考えられる(須田 2013)。

1) 借地の安定性

フランスでは、小作人に対して賃貸借の更新権が付与されている。小作関係の法規により、1943 年、小作契約は賃貸借期間を 9 年以上とすること、書面で締結すること、を義務づけられ、1946 年には、更新権と先買権を付け加えた。所有者が農地を売却しようとする場合に、当該農地の小作人が優先して購入する権利を与えられる。価格が高すぎれば、SAFER の仲介により価格を下落させることもできるし、同数裁判所（小作人と所有者の同数からなる）

に訴えることもできる。これに対して所有者が農地を取り戻せるのは、自ら、もしくはその配偶者、子がその農地を経営すること、そのための職業的能力を持つこと、その農地の 5km 以内に経営本拠地を構えること、という条件を満たす場合に限られる。こうして 2000 年～2007 年に取引された農地の 28.3%はこの先買権の適用に由来し、2011 年には、こうした先買権行使による小作人の農地取得面積が、はじめて、賃貸借の設定されていない農地の取引面積を上回った(Courleux,2011) (後述)。また、賃借権を第三者に譲渡することは一般的には禁じられるが、賃借人が死亡した場合には経営に参加している配偶者や子供に引き継がれ、賃借人の存命中でも一定の条件の下で経営に参加している配偶者や子供に譲渡することが可能である (Levesque, Liorit, Pathier, 2011)。

さらに 1970 年代には、18 年及び 25 年の長期賃貸借が規定され、農地所有者に対して長期賃貸借を締結することを促すために税制優遇措置が設けられた。また、1975 年に、小作人による投資の保護が拡大された。賃貸借契約が終了した時に小作人は、その行った重要な投資（住居の改良、経営建物の修繕、灌漑や排水、土地改良の集会的改良）について、償却期間が借地期間を 6 年以上超える投資を除いて、投資についての貸し手による事前の許可が無くとも、投資の未償却価値に相当する補償金を得ることが出来ることとされた（これ以前は、事前許可が無い場合には補償を得られなかった）(Boinon, 2011)。借地による農業経営も、安定した賃貸借制度のおかげで積極的な投資を行うことが可能となり、最新の農業センサスによると灌漑されたインフラを備えている経営と、これを持たない経営とで、平均作率は、ともに 55%で、相違がない(Courleux, F.,Document de travail, no.6, 2013,p.10)。

このようにフランスでは、借地が手厚く保護されており、賃借人に対して、自作に近い長期の安定性を与えている。

2) 引退農業者の資産戦略

借地の拡大は引退農業者の資産戦略によっても説明される。Boinon (1991)によれば、農業者は、引退するとき、自ら所有している農地を（とりわけ息子たる後継者に）賃貸する傾向にある。特別な愛着を寄せている資産を手放さず賃貸にすれば、その小作料が、年金とともに、引退後の生涯を通じて所得を補完してくれることになる。借地料（小作料）は、県ごとに、最小価格と最大価格が指定され、その範囲内に収まらなければならない。例えば 2010 年にイル・エ・ヴィレーヌ県では、借地料が 159.95-180.87 ユーロ/ha、サヴォワ県では 128.74-148.72 ユーロの枠内に設定されていた。また、農業者の年金の月平均額は、男性 715 ユーロ、女性 534 ユーロ（一般年金制度の平均額は 1,216 ユーロ）である(AgraPresse Hebdo, no.3403,p.51, 2013 年 6 月 17 日付)。なお、前節「(3) 規模拡大メカニズムと法人化」で説明したように、後継者のいない引退農業者にとっても、近隣の大規模経営の後継者に経営を賃貸することが最良の資産戦略をなし、この後継者も後にさらなる規模拡大を可能とすることができるのである。

農地を売却するのは、引退農業者の死後その相続人が農業を後継していない場合の相続人であることが一般的である。引退農業者が死亡した後に、その相続人が非農業者であると

相続の精算を機会として農地が売却されるわけであり、後述の農地市場の分析の項で論じるように、引退農業者自身が農地の売り手として農地市場に登場することは希である。このように引退農業者がその所有農地を売却せず賃貸することから、平均寿命が延びその引退後の期間が長くなると借地の拡大をもたらすことになる(Courleux, 2011)。かつての離農終身年金 IVD や 1988 年の年金受給年齢の引き下げ(65 歳から 60 歳へ)、早期引退措置(1992-1997)などが高齢者の引退を促し、青年就農助成金 DJA の効果も加わることで、引退時期を早め引退中の期間が長くなったことが、上述のような資産戦略とあいまって賃貸される農地を増やすことにつながり、借地拡大の効果があつたという見方もできる。

しかし、IVD のような高齢農業者引退を促す措置は、1990 年以降、新規加入が終了しているので、第 24 表に示されるように借地率の増加が 2000 年以後加速していることについては、この IVD だけでは説明がつかないと思われる。

第 24 表 農用地面積に占める借地率の年次増加（ポイント）

1971-1979	1980-1988	1989-2000	2001-2007
+0.2	+0.7	+0.7	+1.8

出典：Levesque, Liorit, Pathier, 2011.

ところで引退農業者が農地を売却しない理由として、しばしば、転用期待によって所有を続けるためだと説明されることがある。しかしながら、Courleux,(2011)によれば、こうした要因があることを全く否定するわけではないものの、ここ 10 年来の借地の増加を説明する要因ではない。Courleux(2011)は、農業の経営本拠地が都市の転用期待の大きい場所にあるかそうでない場所にあるか等で、経営の平均自作率などの比較を行った結果、特段の違いはなく、転用期待から農地保有を続けるという説は否定されるとしている。

3) 所有権の細分化と小作の地位

借地による経営の拡大自体が借地の安定性を増し、そのさらなる拡大を促すことが、第 3 の点として指摘できる。

Courleux(2011)は、1980 年と 1992 年の土地調査のデータに基づき土地所有者と小作人との親族関係などを分析し、貸し手の中で、引退農業者の割合が増大していることと、農地所有の細分化の現象を見いだした。1992 年には、経営農地の少なくとも一部が借地である経営では、平均して、異なる 4.7 人の所有者から賃貸を受けている（1980 年には 3.5 人であった）。そこには地方的な格差があり、ノール・パ・ド・カレ州の 9.1 人に対し、アキテーヌ州では 2.1 人であった。1992 年に経営面積の半分以上を同一の貸し手から借りていたのは、18%でしかなかった。1980～1992 年の間に、自作率は 7%減少しており、引退農業者（経営者の親族とは限らない）から賃貸される農地の割合が 38%から 43%に増加している。1988-2007 年の間に農業経営は 51%減少し、放出された農地を賃借によって集積することで経営が拡大してきたわけだが、賃貸借による集中の結果として、経営農地の所有

権の相対的細分化がもたらされた。すなわち、一つの経営に対して農地を貸している所有者（貸し手）が多くなり、個々の貸し手は、小面積割合しか保有していない状況である。こうした細分化を背景とすれば、借り手の立場が相対的に強くなる。また、この賃貸借農地の所有者もしくはその子供がその借地を取り戻して新たに農業を始めることは希である。彼の所有する農地は、他の経営の下にある農地に囲まれており、経営を行うために必要とされる経営本拠地を確保することが難しくなっているためである。このように、所有者から取り戻される可能性が低くなっていることから、賃借経営者は農地の購入を急ぐ必要は無く、借地のままで安定して経営を続けていくこととなる（Courleux(2011)）。

2010 年の農業省の標本調査からも借地の細分化の進行がうかがわれる。例えば、ヴィエンヌ県では各経営あたり平均 17 人から農地を借り、それぞれの地片の平均面積は 4.3ha であった。フランス南部では 3～4 人、北部（ソム県）では 10～12 人であった。借地率が高く、均分相続慣行の強いフランス北部ほど、貸し手の人数が多いことがわかる(IGF/CGAAER, 2013)。

4) 低額な小作料と農地の所有

ここで、経営とは離れて、誰が農地を所有しているのかを示しておこう。

農用地面積 2,700 万 ha のうち、40%が経営者（自然人もしくは法人）に所有され、20%は経営者の家族・親族、とりわけ引退農業者により所有され、20%弱が親族ではない引退農業者に属し、その残りが旧所有者の相続人及び法人により保有されている(Levesque, Mission Agrobiosciences, 2013 での発言)。なお法人が所有する農地のうち農業に固有な法人（GFA,EARL, GAEC,SCEA,SCA,協同組合）が所有するものは 30%でしかなく、残りは株式会社などの所有である。2000 年代初頭で、農地の 80%近くが経営者及びその家族（両親や共同相続人、甥や姪など）により掌握されている、とする証言もある(Bonhommeau, 2013)。要するに、農業経営者が農地市場を支配している。なお農地所有者の地位別に示せば以下の通りであり、農地が相続人の間で分割されないままに残っている状態が広範に見られる。

第 25 表 農地の所有者

2011 年,ha	法人	自然人	不分割	全体
%	12%	52%	35%	100%

出典：IGF/CGAAER (2013)。

上述のように、欧州主要国の中でフランスの農地はもっとも安い（第 20 表。ブドウを除く）。第 20 表と出典が異なるが、借地権が設定されていない自由地の平均価格は 5,430 ユーロ/ha、借地権設定農地では 3,830 ユーロ/ha である（第 26 表）。

それにもかかわらず、フランスの農地の所有に関わる収益はきわめて低い。SAFER(2005)によると、粗収益率はおよそ 2.5-4.5%である。より最近の情報を元にして、粗収益から土地税（その 80%を原則として貸し手が負担する）のみを差し引いても、純収益率所得の純収益

率は、自由地について 1 %,借地権設定農地について 1.5%である（第 26 表）。

第 26 表 農地所有の収益性

	自由地	借地権設定農地
平均価格,ユーロ/ha	5,430	3,830
平均賃貸料,ユーロ/ha	121	121
土地税*ユーロ	62	62
純収益	1%	1.5%

* 平均所有者の取り分 78 ユーロ/ha $\times$ 80%=62 ユーロ

出典：IGF/CGAAER.

このように低い収益率では、農地への投資のインセンティブを高めることにはつながらない。過去 15 ないし 10 年にわたり、フランスでは農地への投資はもっとも収益が低いものの一つである。この間、どの政権も、賃借人＝経営者側を支持してきたためである。小作料の水準は低いうえ、1975-2012 年の間に実質で平均 20%減少している。

上述の様々な理由から小作が就農ないし規模拡大にとって最良の解決策と言えるのであり、経営規模拡大が借地を増やすことで進展してきた背景である（Desriers, 2013）。

（５）小作権をめぐる訴訟

これまで述べてきた、フランスにおける小作権の地位の安定性は決して完全なものではないことにも注意を促しておきたい。転用圧力等に由来する農地の資産的価値の上昇期待などを背景として、貸し手と借り手との間での小作権をめぐる訴訟は後を絶たない。Melot (2014)によれば、2010 年 4 月 1 日から 2011 年 4 月 1 日まで小作権同数裁判所により判決がおりたのは 1,478 件であった。

そのうち小作権に関わるものが最も多く、貸し手側は、小作権の解約を求め、また、そもそも小作権の存在を承認していない（「借り手」側が不法に占拠している）として占有地の明け渡しを求めて訴えるのである。小作料の不払いを巡る争いも少なくない。第 27 表は、貸し手からの提訴の目的、第 28 表は借り手による提訴の目的を示している。

第 27 表 貸し手による同数裁判所への提訴

訴訟の起源にある, 貸し手の提訴目的	訴訟数 (n=634)	%
小作権解約	397	62. 6
明け渡し	253	39. 9
不払い金の確定	233	36. 8
暫定的執行(差し押さえ)	173	27. 2
占有への補償金	118	18. 6
劣化のための貸し手への補償金	98	15. 5
損害=利益の要求(非決定の損害)	69	10. 9
小作料の金額	43	6. 8
専門知	40	6. 3
権利なしの占有に抵抗させるための申請	31	4. 9
作業の執行	29	4. 6

出典 : Melot (2014).

第 28 表 借り手による同数裁判所への提訴

訴訟の起源にある, 借り手の提訴目的	訴訟数 (n=781)	%
小作権の継続, 更新	317	40. 6
小作権契約を格付けさせるための申請	134	17. 2
出作小作人への補償金	103	13. 2
暫定的執行	95	12. 1
小作権委譲	94	12. 0
専門知	86	11. 0
用益権の問題への補償金	71	9. 1
借り手の先買い権の執行	63	8. 0
損害=利益(非決定な損害)の申請	61	7. 8
小作料の金額	60	7. 7
作業の執行	37	4. 7
用益権問題を止めさせる申請	34	4. 4

出典 : Melot (2014).

なお Melot は、小作人からの提訴を抑制する要素があると指摘している。地方の農地賃貸市場での「善良なる借り手」としての評判を維持したいと考える小作人は、同数裁判所へ提訴することを控える、ということである。

5. 農地市場と土地整備農村建設会社 SAFER

(1) SAFER とは

SAFER は、1960 年農業基本法により「農地所有者により売却される農地もしくは経営、場合によっては整備後に転売されるための未整備の土地を取得するために」設けられた、農村の土地市場への介入組織である。その任務は農業構造の改善に資することであり、農場や農地の売却時にこれを購入し、構造政策に即した農業活動を保全するために、地域の農業者や青年農業者に転売する。SAFER の構造改善に関する目標は、第一に青年就農、小作人の営農継続、第二に小規模経営の規模拡大、家族経営の維持、が法定されている。その後、農業構造に加えて、土地整備と環境保全の任務が追加されている。州ごとに、場合によっては県ごとに、もしくは複数の県にまたがって一つ置かれ、現在、フランス全土に 26 の SAFER が存在する。

SAFER は買い取った農地や設備を最長で 5 年間、保持できる。転売するとき、SAFER は取得候補者となり得るすべての者に対して、当該農地の売却価格、性格、立地について情報を公開して取得候補者を公募しなければならない（市町村役場での公示、地方紙への掲載）。応募のあった候補者のなかから、農業職能団体や農業省、財務省の担当官などからなる技術委員会が、法律に定められた優先順位を考慮し、家族状況、財務能力、職業能力などを勘案し、営農に成功し農地を活用できることを基準に検討して、取得者を選抜する。こうした農地市場への介入により、SAFER は望ましい方向へと農地の売却を方向付け、農地価格の形成を部分的にコントロールする（Boinon, 2011）。

なお、SAFER が先買権を有するのは、別に先買権を保有する取得者（国、地方公共団体など）や既存の小作人のような特定の取得者がいない場合であって、以下の目標のいずれかに該当する場合である（農事法典 L. 143-2）。

- ①農業者の就農もしくは再就農、経営の保全
- ②既存の経営の規模拡大もしくは地片の配分の改善
- ③経営の均衡の保全（公益事業によりこれが脅かされる場合）
- ④経営の家族的性格の保全
- ⑤土地投機の防止
- ⑥既存の堅実な経営の保全（土地および居住建物、経営建物の分割委譲により当該経営が脅かされる場合）
- ⑦国との取り決めにかかる森林の保全及び林業構造の改善
- ⑧国及び地方公共団体、その他の公的団体により認められる景観及び環境の保全の計画実施
- ⑨都市計画法典第 1 巻第 4 部第 3 章により規定される条件のもとでの、都市近郊の農業的及び自然的環境の保全

（２）SAFER の活動実績

以下 SAFER の 2010 年度活動報告書(SAFER, Rapport d'activite 2011)から、SAFER による農地市場への介入の実態を紹介する。

1961 年の設立以来からの累計で、SAFER は 380 万 ha を取得し、367 万 ha を転売している。2010 年に SAFER への土地・建物売却の通告は 21 万 3,700 件（前年度比+4%）であり、取得したのは件数にして 9,400 件、面積で 86 千 ha である。転売については、転売面積全体の 31% (26.2 千 ha) は農業者の就農（近年就農した者による規模拡大含む）に当てられ、30% (25.6 千 ha) が既存の経営の規模拡大に当てられている。なお、取得農地で先買権を行使したのは 1,360 件であり、通告件数の 0.6%でしかなく、その 31%は地方公共団体の要求を受けてのものであった。

SAFER の伝家の宝刀たる先買権は、農地取得者が既存の小作人である場合や売却者に近い親族の場合などには行使されない。農地の所有は依然として、農家の家族（農業を営んでいる共同相続人、引退農業者を含む。）を基本とする構造になっていることから、農地の取引の大部分は、SAFER の手が届かないところにある。

（３）農地市場の分析

１）市場の分類

まず農地市場の分類について簡潔に説明しておこう（Levesque, Liorit, Pathier, 2011）。

SAFER に対して公証人から、売却計画が通知される。SAFER に先買権を付与する農事法典 R.143-4 により、SAFER の先買権行使の判断の資料とするため、公証人は農事財産および森林の売却計画についてすべて SAFER に通知しなければならないのである。この通知によって、農地市場の全貌を把握することができるのである。

売却後の目的に応じて、農村空間の市場は 4 つに分類される。

- ・農業向け市場：農地、草地、ブドウ畑、特定作物。賃貸借（小作権設定）されていない農地（自由農地）と、小作人に賃貸借される農地（当該小作人が先買権を持つ）とに区分される。
- ・森林市場
- ・居住空間、余暇向けの市場：屋敷周りの非建築余暇空間（庭、芝生、菜園など）及び田舎の家（セカンドハウス）。
- ・都市化（＝転用）に服する農地：交通インフラ、商業用地や工業用地、個人住宅、集合住宅、採石場等に向けられている。

２）市場の動向

以下、SAFER の資料(SAFER, Le Marche immobilier rural en 2011, 2012), により 2011 年の農地市場動向を紹介しておこう。

2000 年及び 2010 年の二つのセンサスの間に農用地は 27,997 千 ha から 27,088 千 ha へと 3%減少している。同時に、経営数は 26%減少しており、平均面積は 40ha から 53ha に

31%増加している。これまで見てきたように借地が規模拡大のために広く活用されている。2011 年に、全国 SAFER 連合会 FNSAFER が示しているところでは、はじめて、売却される自由農地面積(16 万 2,521ha)が、小作権を設定されている農地面積(17 万 8,045ha)を下回った。FNSAFER は、経営再編は、自由農地へのアクセスによるよりも、借地されている農地の小作人による先買権行使による購入や農業法人持ち分の購入によりなされると結論づけている。自由農地は、構造的に更に狭小となり、家族外枠組み（新規参入）での就農をより困難にさせることになろう。

第 29 表は市場区分に基づいて、2011 年の売買件数と面積、金額を示している。以下、SAFER の資料により紹介しておこう。

第 29 表 農地の売買市場(2011 年)

	売買件数		売却面積 ha		売却額(10 億ユーロ)	
	2011 (%)	前年度変化率	2011 (%)	前年変化率	2011 (%)	前年変化率
農業	79,390 (36)	6.8	340,600 (64)	10.3	4.0 (23)	14.3
・ 既存小作農業者	25,900	13.6	125,000	17.2	0.7	24.6
・ 非既存小作農業者	32,900	4.1	127,000	7.2	1.5	8.3
・ 非農業者	20,590	3.4	88,600	6.1	1.8	15.7
森林（荒地地含む）	16,370 (7)	1.6	111,100 (21)	8.4	0.9 (6)	16.8
屋敷周り非建築空間	49,670 (23)	4.8	18,000 (3)	2.2	0.8 (5)	12.5
田舎の家	33,470 (15)	-0.3	25,400 (5)	2.1	6.8 (40)	4.2
都市化＝転用	39,560 (18)	4.3	33,200 (6)	4.2	4.4 (26)	21.4
・ 公共部門	8,370	-6.8	10,400	-13.5	0.5	-6.2
・ 民間	31,190	7.7	22,800	14.8	3.9	26.7
全体	218,450 (100)	4.3	528,300 (100)	8.8	17.1 (100)	11.7

出典：SAFER, Le Marche immobilier rural en 2011, 2012.

①市場全体の回復

2011 年には、農村空間の市場全体で取引量が増加している。全体として、取引件数は 21 万 8,450 件、売却面積 528,300ha、売却金額 171 億ユーロが、SAFER に通知されている。これは 2009 年の経済危機における下落後の、2010 年の増加を引き継いでいる。農業向けの市場は既存の小作農業者による先買権行使によって、もっとも顕著な回復を示している。彼らは近年改善した農業所得を利用して、その農地資産を安定化しようとしたのである。

農業向けの市場は、2011 年に回復が見られたものの、長期間にわたって低迷しており、1998 年から 2011 年の間に 19%減少している。この市場は、ますます小作権の設定された農地の市場となっている。つまり前述のように 2011 年に、小作権を設定された農地が、初めて、売却面積において、小作権を設定されていない自由な農地を超えたのである。2010 年に農業所得が改善したおかげで、既存の小作人が、自分が借りている農地に対する先買権

を通じて、建物のない農地の取得者となったのである。自由な農地の提供は、長期的に、自作面積の減少に伴い、減少している。

農業を営む自然人が、農業市場での取得者の多数であり、数においても面積においても市場の 60%を占めているが、その取得は 1999 年以降減少している。逆に、法人がその市場割合を増やしている。すなわち農業経営法人が、1990 年代以降、その購入を 2.8 倍に増加させており、農業土地集団 GFA と不動産民事法人 SCI が 2.2 倍増加させている。また非農業者は、取引数において市場の 21%、額において 36%を占めている。

②農地市場での法人形態の増加

農地市場で観察される近年の傾向が示すように、農業経営法人は、その名前で、農地のますます多くの割合を購入している。その取得面積は、2000 年から 2008 年の間に、年間 5.5%増加しているが、個人経営は年間 1.2%減少している。法人形態により取得される農地は、個人経営により購入されるものよりも平均して 50%広大で、建物で 3 倍以上である。ブドウ畑市場では、法人の位置づけが特に大きく、取引数の 21%を占め、額で 42%を占めている。ボルドーでは、市場割合はそれぞれ、46%、72%である。

なお全体として、農用地面積の 1.15%が 2011 年に売却されている。この率は、パリ盆地や北東部、山岳地帯では、1%以下であり、地中海や、アキテーヌ盆地では 1.5%を超えている。

農村の土地市場は、自然的な土地の生産的使用（農業やバイオマス、森林）ではなく、ますます居住機能に向けられるようになっていく。1994 年に、「非生産的」市場（都市化、田舎の家、屋敷周りの余暇空間）が、取引件数の 40.5%を占めていた。この割合は、（2008 年の金融危機以前の）2007 年には 58%の頂点を迎え、2011 年でも 56%に及んでいる。これらの市場の金額面での拡大も顕著であり、農業向け市場、森林市場を合わせた額の 2.4 倍となっている。2007 年以降、農業向け土地の取引額は都市化＝転用向けの土地のそれよりも少なくなっている。

③転用＝建築可能な土地と農業用地の価格との大きな格差

1997 年以降、農村空間の様々な市場の価格が上昇している。最も顕著なのは転用＝建築用地の市場で、その ha あたりの額は、（インフレを除いた）実質ベースで 3.5 倍に増加している。それは最も高価な空間であり、2011 年で平均 338,000 ユーロ/ha である（第 30 表）。

生産的空間（農用地、森林）の価格は長期的にそれほど上昇していない。原産地呼称保護 AOP のぶどう園は、2011 年に 99,400 ユーロ/ha で最高であり、1997 年以降、実質ベースで 1.8 倍となっている。2009 年に低迷した小作権設定されていない自由な農地及び草地の価格は、2010 年に上昇し、2011 年には 5,430 ユーロ/ha となっている（2010 年に比べて実質ベースで 6%増加、1997 年以降 42%増加）。小作権を設定された非建築農地・草地の価格は穏やかな上昇を示し、2011 年には 3,830 ユーロ/ha となっている（対前年で 3.1%増加、1997 年以降 25%増加）。

こうした対照的な価格の展開は、生産用地と転用＝都市化用地との格差を拡大させている。転用＝建設用地は、自由な農業用地の価格よりも 60 倍高い。こうした格差は、とりわけ都市近郊では、農地の転用期待を促している（第 30 表）。

第 30 表 土地の価格 (2011 年)

	平均価格 (ユーロ)	自由農 地との 差 (倍)
農地・草地		
・ 自由	5,430/ha	1.0
・ 小作権設定されている	3,830/ha	0.7
ブドウ		
・ AOP	99,400/ha	18.3
・ AOP スピリッツ	31,200/ha	5.7
・ AOP 以外	11,100/ha	2.0
森林	3,960/ha	0.7
50 アール以上の非建築余暇用地	48,100/ha	8.9
田舎の家	173,000/ha	-
1ha 以上の建設可能土地	33.8/m ²	62.2

出典：SAFER, Le Marche immobilier rural en 2011, 2012.

④地域ごとの価格格差

非建築農地・草地の価格は、支配的な作目に依存していて、家畜生産地帯の 4,150 ユーロ/ha から耕種地帯の 6,000 ユーロ/ha までの違いがあり、また同様に、非農業者の買い手にも影響される。とりわけ地中海地方のリゾート地を抱えるプロヴァンス・アルプ・コートダジュール州では、売却価格は、農業者が購入してもいいと考える価格の倍となっている。ブドウでも価格格差が見られる。同じ AOP でも、シャンパーニュでは 900,000 ユーロ/ha であるのに対し、ラングドックルシヨンやロワール渓谷、ローヌ・プロヴァンス渓谷、南西部などでは 40,000 ユーロ/ha である。森林価格でも南西部では 2,460 ユーロ/ha であるのに対し、パリ盆地北部では 6,000 ユーロ/ha である。居住用の農村物件の価格は、雇用圏や交通網の条件、海岸線付近、景観の美しい山岳地帯などにより異なる。

⑤経営再編の不透明さ

2011 年の土地市場は新しい時代を画している。小作権の設定されていない自由農地市場の土地の売買が、面積において初めて、小作権設定されていた土地を下回った。事実、経営再編は、自由農地市場での農地の取得によるよりもむしろ、農業法人の持ち分の購入や新しい借地の拡大によりなされる。

2000 年から 2010 年の間に、農業を営む自然人によりなされる取引数は、26%減少し、農業法人のそれは 40%増えている。この増加は、農業経営法人(EARL, GAEC, SCEA, SA)の発展と土地保有の組織化・法人化(GFA, SCI)と並んで生じている。農業経営法人の発展により、今日、その経営再編の状況が見えにくくなっている。その一貫性を失ったように見える構造政策（とりわけ 2006 年に、法人持ち分の委譲は構造コントロールに服することがなくなった）を考慮すれば、もっとも広大な法人家族農業は、非農業者に投資の機会を提供するかもしれない。こうして家族農業は、徐々に競争力ある経営から退出していくかもしれない(FNSAFER, 2012, p.10)。なお政権交代をうけて、2014 年 9 月 11 日に制定された新農業基本法は、法人持ち分の委譲を再び構造コントロールに服するものとした。

ところで Lovesque (2013)は、他の資産に対して、農地の相対的な価格高騰が展望されるために、農地が貸し手にとっても経営にとっても魅力的であることを示している。すなわち小作権を設定されている農地の構造的増加が、当該農地の、小作人による先買権行使による購入を増加させている。しかし小作権設定されたそれぞれの農地地片の経営全体の農地面積に対する割合は構造的に狭小化しているのである。こうして、借入れた農地地片の平均的な面積規模が経営に対して小さくなれば、小作人は自分の借りている農地を購入することを急がなくなるはずである。にもかかわらず、この市場は「賃貸＝売却」により支えられていた。それというのも、1992 年から 1997 年まで続いた早期引退措置の実施によって、農地所有者が、3 年間、小作人に対して賃貸し、ついで、譲渡税の減額措置を受けつつ小作人に売却する、という行動をとることが助長されたことがこうした実践を促した。早期引退措置においては、助成金を受ける条件として、早期引退者に、所有土地を賃貸することを義務付けていたから、なおさら、賃貸＝売却が見られたのである。早期引退措置が既に廃止されているために、こうした行動はかつてほどには行われなくなったものの、今でも見られる。小作権設定をされていない自由な農地の保有者はあまり売却に積極的でなく、特に金融状況が不確実なときには、彼らは農地を保有したままにしておきたがる。他方で、賃貸借された農地については、何年も前から、多くの貸し手が、その小作人に売却しようとしていたし、小作人たちも 2010 年と 2011 年の農業所得の向上のおかげで購入することができた。こうして農地市場は、ますます、在地の小作人による小作地購入を通じて既存の経営構造の安定化をもたらす役割を果たす場となり、規模拡大や就農のための市場ではなくなっている(Levesque, 2013)。

3) 農村不動産の農業向け以外の市場が農地市場に及ぼす影響

以下では Levesque, R. (2009)によりながら、とりわけ農村不動産のうち農業向け以外の市場の動向が農業向け市場にどのような影響を及ぼすかを見てみることにしよう。

①農村建築物市場

農場の建築物は、住宅を提供するほかにも、ツーリズムや他の活動による農村振興に資するために使用可能な場所を提供する。これら、主たる住宅やセカンドハウスとなる建築物は住宅市場で扱われる。

農場の古い本拠地 corps もしくは平均して 7,700m² ほどの農地を伴って売却される家の市場は、伝統的に複合作物家畜部門が支配的な地帯で特に発展している。逆に、フランス北東部では、あまり存在しない。リマーニュ平野やカーン平野のように、耕種部門に専門特化した大規模平野地帯と同様、北東部では、居住地帯は密集した集落を形成しているためである。この市場は、雇用中心地帯に近いために取引は活発である。経済活動の中心部から土地が離れているほど、価格は安く、取得者は若く資金も乏しい。買い手は、不動産価格と、通勤コスト・時間とを天秤に掛けて購入の判断を行うことになる。

そのうえ、この市場はまた、週末やバカンス期間に使用されるセカンドハウスを購入する引退者の買い手により活性化されるし、南西部やリムザンでイギリス人が積極的に購入を行っていることからわかるように、新幹線や格安航空の発展によって二重住居生活が可能になることにより活性化される。

1997 年と 2007 年の間で、都会の不動産市場の価格が 136%増加しているのに対して、「田舎の家」の平均価格は 180%増加している。それでも、都会と農村地帯の間での価格の格差はそれほど変わらず、農村の住宅価格は都会の価格には追いつかない。もともと価格がそれほど高くなかったたいていの農村地帯において、もしくはすでに高くなっていた海岸付近のようないくつかの地帯において、値上がりが激しい。家の価格は、人口中心地からの、もしくは海岸からの距離や、気象や景観、建造物と関連したアメニティに依存している。すなわちパリ西部、ロワール渓谷、南西部、地中海付近は価格が高い。

この市場のマイナス側面として、こうした建物は、農業用としても（経営の潜在的本拠地として）、住宅用不動産としても、もしくは非農業用の農村振興活動の用途のためにも、販売されていることを強調しなければならない。このため、価格の基準は、一般的な不動産市場に引っ張られて高額となる。農業用に使うつもりであってもその建築物の取引価格は、その他の農村住宅不動産の取引価格から切り離されないためである。そのために、青年農業者が経営本拠地を見つけるのが困難になる。こうして以下の二つのことが生じている。

- ・経営規模拡大の加速化と、（都市計画化規則により認可された）農用地での新しい本拠地の建築。都市計画化規則により、一定の人は、建築する権利を獲得するためだけに就農することが可能となる。この人は、建物を建てた後で、農業活動をやめてしまうかもしれない。また、この規則は、農業経営に対して、その所有している農業建物とその用地を転用向けに売却して、別の農業空間で新たに農業建物を建てることを助長する。
- ・農業用以外の住宅取引が盛んな地帯では、新しい住民が到来し、農業空間の破壊をもたらす。住宅地が増加することにより、農業者と非農業者との間で土地の使用を巡る摩擦・紛争を生じるのであり、特に畜産のような生産活動に対して反対が強まる。

経営本拠地の多くが農村住宅地に所在しているために、農用地の転用を促す圧力が潜在的に働き続けるのであるから、これらの本拠地を農業活動に優先的に割り当てることを確保する方策や仕組みが考えられるべきかもしれない。

②屋敷周りの非建築余暇空間の市場

非建築土地も、田舎の居住機能の利用に貢献している。すなわち住居を中心とした非建築的居住空間での、景観的な庭園の造成や家庭菜園、植木用の庭・果樹、馬のための草地、週末の自然空間の享受、テントやキャラバン車の駐車場、狩猟へのアクセス、などである。こうした土地はおおむね小規模な面積であり、平均 3,000 平方メートルであり、住居に付随しているかその近くに所在する。セカンドハウスの場合と同様、ボカージュ（フランス西部に特徴的な防風林）や住宅が散在する伝統的地帯で発展している。

面積の観点からはそれほど重要ではないこの市場は、それでも 2007 年には 5 万 5,000 件の売却があり、農村不動産市場で観測される取引の 22%を占めている。この市場は農業空間についての価格の基準をなし、付近の農用地価格を押し上げる。小さな面積、アクセスが困難、住宅地に近いなど、農学的な理由、もしくは構造上の理由で、農業者にとってあまり魅力的でないような土地がこのような市場に向けられている。

当初は、これらの土地は、農業者により取得される農用地よりも安く交渉されていたが、時とともにそうではなくなっている。小作人もしくは SAFER による先買権は、一定の面積を超えていないと行使されないので、この狭小な地片の土地価格が新しい基準となって、より広い土地にまで普及している。狭小な土地の地価の上昇が、農地の市場を攪乱するようになっている。というのも、所有者は、その資産を「住宅用の」価格で販売しようとするからである。つまり彼らが農業向けの土地の価格が上昇し、高い価格で売却できるまで保有しようとするので、農地の流動化が妨げられるのである。その結果、今日、これらの住宅用もしくはレジャー用の土地の価格が、農地価格の 7～8 倍となっている。1997 年以降、その価格は、都市部におけるよりも急速に上昇している（都市部の不動産市場では価格は 2.35 倍に上昇したのに対して、屋敷周りの非建築余暇空間の土地の価格は 3.2 倍となった。）。こうした土地に支払っても良いと考える価格は、それを購入しようとする者の所得に左右されるのであって、その土地が面積あたりで生み出す農業所得額とは関係がない。この市場は農業空間の破壊をもたらし、その展開する地帯の都市化需要を刺激・助長することもあり得る。

屋敷周り非建築余暇空間の市場は、とりわけ西部の畜産地帯におけるような、都市中心部に近接して住居が散在する伝統地帯や居住の魅力を持った地帯、海岸線の地帯、高品質な建造物の地帯(例えば、ペリゴール市)、南部の太陽が降り注ぐ地域、質の高い景観の地帯で発展している。耕種部門のオープンフィールドではそれほど発展していない(Barbaroux, 2009)。

③転用＝人工化の市場

転用＝人工化の市場は、道路や鉄道といったインフラのみならず、工業団地やショッピングモール、あるいは住宅向けに、転用されることを展望して取得される土地の市場である。この市場の農地市場への影響は間接的である。都市開発のために土地を収用されたものの、なお経営を続けたいという農業者は、高い購買力を持って、新たな生産手段を入手しようという意欲を持って、農地市場に登場する。したがって再就農地帯で農地価格の高騰が生じる。

建築用の土地の価格はもはや農業用のそれとは関係なく決まる。価格格差は平均して、農

農用地の1に対して、転用=都市化される土地の50である。この高い価格は、土地の価格と建築する権利とが密接な関係にあることを示している。地方公共団体が、ある空間に転用の権利を付与することにより、その価格が50倍になるのであり、このような価格格差があるために、農用地の「転用 *declasserment*」の要求が生じるのである。コミュニケーションレベルで管理される都市計画文書が曖昧であるために、農地の転用機会が生まれることもあり、近隣の農地の価格相場に影響を与える。市町村レベルで都市計画が決定されるため、選挙民に近い市町村議会議員は転用を進めがちになる。こうして農業向けの農用地の価格は転用期待を織り込んだものとなってくる。

都市拡張は、畜産のボカージュ地帯に比べて、耕種地帯ではあまり進んでいない。都市化は、AOC ワイン地帯を回避する傾向にある。都市的利用をするよりもワインの方が付加価値があるからである。都市化は、平野や、谷底で主としてなされるのだが、これは、水資源の点からも、農学的にも肥沃な地域である。こうした農地の転用による都市の拡張は2009年まで増加した。そのペースは1960年代には年間4万ha、1980年代には年間5万4,000ha、1990年代には6万1,000ha、2006年から2009年では8万6,000haである。

4) 農業構造と農地市場の地域的特徴

Barbaroux (2009)は農業構造と農地市場との関係を地域的に区別して論じているので紹介しておこう。

①パリ盆地

耕種部門に特化し、高い生産額（経営あたり年間7万ユーロ以上）をあげる巨大法人経営により特徴付けられる（EARLとSCEAが耕地面積の35%を経営する）。

農地市場がきわめて閉鎖的で建物を伴っておらず、高い額に達しており、農業者により80%以上が取得される。この広大な農業平野は、それほど居住空間やレジャー空間の圧力には服さない。都市化は主としてパリ集積地帯周辺で生じている。

こうした地理的広がり全体の中でもソーローニュ県は、田舎での居住生活と関連した固有なダイナミズムを持っている。

②北部と東部

パリ盆地と共通した特徴を提示している。つまり小作の普及、経営に対する所有権の分散、法人の重要性、農地への農業者の強い圧力である。

しかし経営はまず畜産とGAECが最も多い形態であり（農地面積の25%）、EARLよりも多い。経営あたり標準粗生産額も農地価格と同様で、パリ盆地よりも低い水準である。

③大西部

歴史的に、巨大土地所有者からの賃貸と、中規模の畜産構造により特徴付けられた地帯である。この地帯は、草地が減少し耕種面積が増加しつつある、移行期にある。農地市場は開放的で取引の制約は少なく、建築物が存在し（散在する居住地）、空間のスプロール化が進んでいる。

④アキテーヌと地中海周辺

自作が多いこと(耕地面積の 50%以上)により特徴付けられる地帯である。この地帯は法人が発展していることによっても特徴付けられる。法人は、生産システムに応じて異なった形態をとっている。アキテーヌ盆地では有限責任農業経営 EARL が多く、それ以外では地域により、農業経営民事法人 SCEA (ジロンド県, ランド県北部, 地中海周辺), 株式会社 SA, 有限責任法人 SARL (ボルドー, カマルグ) が優勢である。経営当たりの平均粗生産額は年 5 万ユーロである。きわめて開放的なこの地域の農地市場は、農地にあまり借地権が設定されていないことと、高品質の建物があるため、非農業者が取得したがる物件が多い。都市的、居住的圧力は、とりわけ海岸付近で強い。農用地、農業建物はきわめて高額で取引される。面積あたり標準粗生産額が高く (とりわけワイン)、転用の見込みもあるからである。

⑤ピレネー山麓と中央山塊中心

歴史的に、経営者が自ら農地を所有していることにより特徴付けられてきたが、いまでは小作と法人も浸透してきている。ジェルズ県で EARL が、アヴェイロン県とカンタル県で GAEC が普及している。この地帯は大西部とは、借地の割合の違いにより区別される。

⑥山岳地帯

個人経営の存続(耕地面積の 70%以上)、自作、低い標準粗生産額(年 3 万ユーロ以下)により特徴付けられる。経営規模が小さいところが多いことから、家族が経営する農場の外へと、多角化就農することが進んでおり、農業部門が衰退しつつある地域で居住地としての利用が拡大している。非農業者が農用地面積の 40%以上を利用している状況となっており、都市拡張よりもスプロール化が深刻である。

(4) 農地の売り手と買い手の分析

それでは、農地市場での売り手と買い手はどのような人たちなのであろうか。以下では、Courleux, F. (2011)によりながら、売り手と買い手の特徴を見てみることにしよう。

1) 農地の売り手

第 31 表によれば 2000 年～2007 年において、年間の取引面積は 36 万 ha から 37 万 ha で安定していた。2007 年には、7 万 4,100 件の取引、36 万 1,800ha があり、1 件あたり平均 4.9ha である。このうち、9 万 4,400ha, 9,100 件が、建築物を含む土地である。残りが土地のみからなる取引であり、その平均額は ha あたり 5,177 ユーロである。

SAFER は農地取引を三つに区分している。すなわち小作権を設定されていない自由な土地に関わる取引(16 万 3,600ha)、小作人がその先買権を行使しない借地に関わる取引(4 万 5,100ha)、小作人の先買権(11 万 2,300ha)ないし共同相続人もしくは親族の先買権 (2 万 9,800ha) にかかる取引である。SAFER の仲介により売却された 6 万 4,200ha の中で、5 万 8,600ha が小作権を設定されていない自由な農地に分類される。

農地の売り手の多くは非農業者の引退者もしくは職業無しの人、その他の非農業者であ

り、取引される農用地の3分の2を占める。SAFERの仲介による農地売却は主として非農業者のものである（2000-2008年で50%～60%）。したがって現役の農業者はあまり農地市場には登場してこない。引退農業者は更に少数である。

農用地の土地の平均価格は（それに付随した建築の取引なしで）、売り手のタイプによって異なることはない（公的機関の場合を除く）。特定の者（非農業的な法人や地方公共団体）による売却価格が高いことは、特定の農用地の転用が期待されていることを示唆している。

第31表 農地の売り手（永年作物を除く）（2000-2007）

	面積割合(2000-2007 平均)%	面積割合(2007)%	平均価格(ユーロ/ha)(建物無し)
引退非農業者、職業無し	30.0	33.5	4,559
その他非農業者	35.4	30.5	5,334
うち法人	3.2	2.7	13,741
公的機関	0.7	0.8	18,016
SAFER	17.7	17.7	5,044
GFA	1.3	1.9	6,450
引退農業者	1.8	1.6	5,166
農業者（法人含む）	13.1	13.9	5,613

読み方：2007年には、農地の売却者の13.9%が農業者であった。

出典：Courleux, F. (2011), p.48.

2) 農地の買い手

第32表によれば買い手の中では、法人を含む農業者が圧倒的に多く、2000～2007年において取引される農地の7割を占めている。農業者が購入している面積の41%（つまり取引される面積全体の28.3%）は、小作人の先買権を利用して取得されている。農業者により購入される農地の18%（全体の12.8%）は、SAFERが転売したものである。残りは、先買権を行使しない小作人からの農地の買い取り（全体の5%）、家族の土地の買い取り（SAFERの先買権に服さない（全体の4.6%））、さらには小作権を設定されていない自由な農地の買い取り（全体の14.7%）からなる。

非農業者の引退者およびその他の非農業者が、農用地の27%を購入している。これらの二つのカテゴリにより取得される面積の半分は、建築物も含む取引を通じて取得されている。これらの非農業者は、2007年の建物を含む取引の44%を占めている。

非引退・非農業者により支払われる農地価格の平均は1万643ユーロ/haであり、全体の平均価格(5,177/ha ユーロ)より顕著に高く、公的機関により支払われる価格(15,840 ユーロ)に近い。ここにもまた、将来の転用期待が見られる。50アール以下の取引を除くと、非農業者により支払われる価格は、およそ5,300ユーロとなり(Espace Rural, 2009)、非農業者はセカンドハウスなどの宅地を求めていることがわかる。

農業者により支払われる平均価格は4,080ユーロ/haであるが、小作権を設定されてい

い自由な農地(4,859 ユーロ/ha), SAFER から購入する農地(4,674 ユーロ/ha)と, 先買権行使によって購入した小作地権設定農地(3,528 ユーロ/ha)との間にはかなりの格差がある。小作権を設定されていない自由な農地価格と, 小作権を設定された農地価格との格差は, 後述するように, パ・ド・ポルト (小作権委譲者への金銭支払い) という形で調整される。

第 32 表 農地の買い手 (2000–2007) (永年作物含まず)

	面積割合 (2000-2007 平均)%	面積割合 (2007)%	平均価格(ユーロ /ha)(建物無し)
引退非農業者, 職業無し	3.9	4.1	4,480
その他非農業者	23	21.1	10,643
うち建物付き農地	11.4	10.2	(1)
公的機関	1.2	0.9	15,840
GFA	2	2.5	4,577
引退農業者	0.7	0.8	4,730
農業者 (法人含む)	69.3	70.7	4,080
・ 小作権設定, 先買権行使による	28.3	31.0	3,528
・ 自由地購入	14.7	14.4	4,859
・ SAFER による売却の自由地	12.8	12.9	4,674
・ 先買権行使しない小作人からの購入	5.0	6.1	3,998
・ 共同相続人手続き, 家族財産	4.6	4.8	3,650

(1)取引時点において建物価格と土地価格は区別されておらず, 平均額の計算は意味がない。

出典 :Courleux, F. (2011), p.48.

(5) SAFER の役割の変化

農地市場は極めて狭小であり,所有権者を変える土地のうち,農地は 1.3%ほどしか占めていない。また農地は,毎年,耕地面積の 1%弱しか市場で売買されないのである。以下では SAFER の近年における役割の変化についての最近の研究(Levesque, 2013, Sencébé, 2012,2013)を取り上げることにしよう。

1990 年以降,SAFER の市場介入は農村振興及び環境保全の領域にも拡大されるようになり,地方公共団体も先買権を持つに至った。2009 年に SAFER によりなされた先買権行使の 37%は地方公共団体のためのものであった。2009 年において, SAFER の三つの事業分野のうち,農村振興事業の件数は対前年で 75%の増加を示し,環境及び景観が同 56%増,就農が同 4%増であった。面積的にはなお最初の二つは小規模であり,それぞれ 7,500ha および 2,200ha であって, 就農事業が 2 万 7,400ha であったものの, 農地市場の薄さとも関連して,SAFER が農村振興に,しかも報酬目的で介入することが増えているのである。例えば

SAFER はホームページで販売物件を掲載しているが、「住宅及び農村での活動」が 843 件であるのに対し、「農業経営もしくは森林経営」は 757 件である。このように、報酬の高い住宅販売を重視する SAFER が、地域によっては見られる。その背景には、補助金の削減がある。1984 年の全国の SAFER 予算のうち国の補助金の占める割合は 31%であったが、現在のそれは 10%に過ぎない。ブルゴーニュ州のある県の SAFER 部長は言う。「ブルゴーニュでは農地の管理に関心を持ち、就農政策に真剣に取り組む職能団体がある。我々は定期的に先買権を実施し、価格を修正させている。いくつかの別の SAFER はこれをしないで、価格が高騰するに任せている。なぜかって？彼らは家売りがっているのさ」(Sencébé, 2012)。それでもなお、SAFER の活動の中心は農業分野であり、事業面積の 80%、事業数の 85%を農業活動が占めている。

さて、このように SAFER の活動のなかで、農業経営近代化そのものよりも農村振興の占める割合が多くなってきた理由は、1990 年の法律以降、SAFER に農村振興のための介入権限が与えられたことに加えて、2005 年には SAFER の理事の 3 分の 1 が地方公共団体代表に占められるようになったことにもよる。コミューンのすべてが農地の保全に関心を持っているわけではない。むしろ建築可能な土地を増やすことで、自らが代表を務めるコミューンの発展を考えることもあり得よう。しかも農地の所有構造もまた変容の過程にある。農地所有が農業側の手にあるとしても、農地への愛着は脆弱になっている。その実体が減少の一途をたどっている家族的所有（農業引退者や共同相続人、その他親族の間での所有とその委譲・継承）を拠り所とした家族的農業モデルがいつまで持続できるであろうか。「人々は、転用を期待している。誰もが、宝くじに当たること、つまり自分の農地が建築可能地に分類されることを期待しているんだよ。確かに今は農地の所有にこだわっているけど、一体どのくらいの価格までかな？」(ブルゴーニュ州のある県の SAFER 部長。Sencébé, 2012)。

さて、ここで SAFER がどの様に具体的に運営されているのか紹介しておくことにしよう。その設立以来、SAFER は農業組合との間で、農業構造問題について共同管理を行ってきた。つまり中規模の家族的農業の発展を目的として両者は協力してきたのである。農地問題というデリケートな問題について、SAFER は県の農業組合(FDSEA および CDJA)に対して「構造問題に関する代理人」となることを依頼し、一方、組合は、情報提供者として、SAFER に対して農地の出し手、就農希望者等についての情報を逐一伝える農業者を指名してきたのである。こうした情報がなければ SAFER は機能することはなかったのである。しかし近年、この SAFER の「もぐら=スパイ」(Sencébé, 2013)をリクルートすることがますます困難になっているという。ある「代理人」は次のようにぼやく。「もし農業組合が存在しないならば、すべてが村長を通じて事が運ぶことになる。村も先買権を持っているからね。そうになると、しかし、やっかいなことになる。村長自身の利害も絡んでいるからね」(Sencébé, 2012)。議員たちは常に農地を建築可能に分類するように促される傾向にある。ある県の SAFER 部長も言う。「SAFER がなければ、なりふり構わない奪い合いが起こるだろう。農地価格のレベルでも我々は、価格を掌握するための役割を演じている」(Sencébé, 2012)。都市化の影響は周辺の農村部にも影響を与えている。とりわけ所得の少ない若年世帯は都市周辺部の農

村コミューンでの家屋の取得を期待している。これらのコミューンの町村議会の議員たちは農地を分譲地へと転用することでコミューンを魅力的なものにしようとする。1982,1984,1992 年の各法が町村議会に市街化区域の設定を行う権限を与えたところだが、その一方で、議員の中に農業者の占める割合が低下していることも、こうした現象に拍車をかけている(Sencébé, 2013)。このように、農地管理はかつてのような農業団体と国とが共同管理する場ではなくなりつつあり、ますます地方公共団体や環境団体が介入する場となっている。必要な手続きも都市化に関わるものや地域診断に関わるものが多くなっており、必要な専門知の性格も変化してきているのである。

SAFER が行う農地市場への介入にも変化が見られるようになっている。例えば、経営の一層の規模拡大により、委譲がますます困難になってしまった。そこで SAFER が資本出資者を採るようになり、結果的に家族的委譲であったところに資本の論理を導入することにもなる。こうして 2007 年にブルゴーニュでは 56 人の資本出資者が 362 万 7,000 ユーロを出資している。さらに、2009 年に SAFER を通じて実施された就農のうち 56%が新規参入であった。

それでは SAFER の具体的な活動規模はどの様になっているのであろうか。ここでもブルゴーニュ州の事例を引けば、SAFER が 4 つの県にあり、州レベルに 1 人のディレクターと 5 人の従業員、県レベルにそれぞれ、ディレクター 1 人、その秘書 2〜3 人、農地コンサルタント 3〜4 人がおり、州全体で 36 人の従業員がいる(Sencébé, 2012)。また地方公共団体が重要なパートナーとなるに伴い、農地の多能的なオペレーターへと SAFER が変化しつつあるなか、土地市場についての専門知識を持つ者はもちろん、今後はむしろ都市化についての能力を持つ者が採用される傾向にあるという。ブルゴーニュの SAFER により 2008 年に採用された地方振興事業の担い手が語る。「SAFER ではまだ農学出身者が多数派だが、土地整備の仕事もますます増加し、厳密な意味での農学畑はますます少なくなっている」(Sencébé, 2013)。

SAFER は、リボルビングファイナンスシステム（買うために売却する）を採用しており、取得した農地は 5 年以内に再譲渡（相手が地方自治体の場合は 10 年）しなければならない。また、とりわけ小作がそれほど進んでおらず農作業請負会社に農作業すべてを委託することをきらう南西部では、農地所有者たちが、SAFER を仲介して、2SMI（最低就農面積）を上限に、小作人に 6 年間の期限付き（一回のみ更新可能）で貸し出すことができるような仕組みが 1990 年にできた。この場合の小作人は通常の意味での小作権を得ることはなく（ただし小作料については県知事のアレテ（法令の執行に関する決定）に服する）、あくまで暫定的なものである。この暫定的小作の形で、現在 SAFER は、1,000 件ほどの合意文書により、9 万 ha を賃貸している (IGF/CGAAER, 2013)。

6. 構造政策のゆらぎ：家族モデルと国際競争力の間で

家族的生産構造を維持しつつ経営規模拡大、農業経営の近代化を図るという構造政策の目的はほぼ達成されたと言っても良いが、しかし、近年、南米やウクライナといった農業競争力の強い国々との競合が熾烈になる中で、国際競争力の維持と家族的生産構造の維持とい

う二つ要請の間で、構造政策の揺らぎが見られる。今や戦後のフランスの農業構造政策を総括すべき機会に直面しているとも考えられる。構造政策が成功しすぎたが故の難局、すなわち、農業経営の生産能力・規模が過度に大きくなった故に、もはや家族的枠組みでの委譲などの構造調整が困難になっている状況に立ち至っていると言えそうである。この問題を考える際には、近年、フランスの研究者たちが注目する企業型農業 *agriculture de firme* ないし「ポスト家族的農業経営体」(Remy, 2009)についても注意を払う必要がある。臆見を披露させていただければ、おそらく家族的農業経営というものは、普遍的、合理的なものというより、とりわけ東西冷戦を背景にして歴史的に構築されたイデオロギーであろう。旧ソ連の農業集団化に対置・対抗するものとして、1950年代を通じて、農政の対象、保護されるべきシンボルとして、ひいては自由主義陣営の基礎単位として家族的農業経営が称揚された、ということである。そもそも農政の対象として、つまり農業統計の基本単位として家族的農業経営の概念が初めて農業センサスに登場するのは1955年になってからであり、それ以前はコミュン(町村)が単位とされていたのである(須田 2007)。家族と経営との結合は、自明のこととは言えないのである。

(1) フランスの農業構造政策の歴史的展開

フランス民法典はアンシャン・レジーム下の家産的基礎を根こそぎにするという革命的意欲により影響されて、共同相続人間での農地の平等な分割を訴えている。こうした平等な相続の権利は農地の細分化につながったため、19世紀以降、「農地を切り刻む機械」として批判された。そして、農地の断片化を防止するために、1938年6月17日の法律(*decret-loi*)は、相続人の一人が被相続農地を使用する優先的地位を得る形で、経営の分割を回避する遺産分割を行うことができることを規定した。さらに1946年以降、小作権が制定され、小作人は9年以上の期間での賃借を得ることができ、所有者の取り戻しがない限り無期限に更新されることとされた。また小作人による農地への投資の自由と、農地の取り戻しや返還の際には、投資した残余の価値を補償されるという方向へと改訂されている。

よく知られているようにフランスの農業構造政策は次の四つの柱に基づいてきた。

- ・1946年の小作権の地位。これは上述のように、経営者に対して近代化投資の保証を与えた(最低9年間の小作権、農地改良投資の補償金、更新権、県知事による小作料の設定など)。
- ・就農及び規模拡大するに当たっての経営許可取得の義務を伴う構造コントロール
- ・高齢者の離農を促進するためのIVD(離農終身年金)
- ・SAFERによる農地市場の掌握

戦後において、いかにして農民的農業の旧来の構造を克服すべきかがすぐに問われることになった。当時の農業経済学者たちは「工業的農業」(Chombart de Lauve, et al. 1963)と呼ばれる新しいモデルを促進すべきと考えたようである(Mundler, Remy, 2012)。すなわち労働の科学的組織化、資本による労働の代替などの実現が目指され、技術者や普及員、農業者の間での分業が行われ、その手本としてはアメリカ農業が参照された。こうしたプロジェクトは、

青年農業者、とりわけ JAC（カトリック農業青年運動）が抱いた近代化への熱烈な期待を体现したものである。彼らは生産性の向上それ自体を目的としたのではなく、より高尚な集合的、社会的倫理的な目標、すなわち、農業と工業との格差を是正し、都市に農村を追いつかせるための手段として工業的農業を推進しようとしたのであった。こうしたフランス流キリスト教民主主義の農村バージョンの唱道者は全国青年農業者センターCNJA（現在の JA）に集うことになる。

例えば、構造政策の支柱の一つをなす SAFER が創出されたことは、職能団体エリート (CNJA) と国家の計画主義者エリートとの出会いがもたらした生産力民主主義的妥協の成果である。当時の計画主義的国家エリートたちは、モネプランに体现される農業の技術的合理化を推進しようとしていた。そのような状況のもとで CNJA の事務局長であった M.デュバティスが 1959 年に首相に対して、広範な権限を持った農地介入会社の設置を求める覚え書きを送ったのであり、CNJA の要求は、農業基本法(1960/62 年)の制定に当たって、広範に取り入れられることになった。

以下では Boiron (2011)によりながら、構造コントロールの展開に焦点を当てることで、農業構造政策の歴史を概観する（石井 2011 も参照）。

農業団体は、当初は離農を促進する措置に後ろ向きであったが、CNJA、全国農業経営者連合会 (FNSEA) といった主要農業団体は、経済の発展状況に鑑みて、彼らの求める農業近代化と農業者の生活条件改善のためには、農業人口の調整（減少）が必要であると認識するようになり、家族的生産構造を維持したままで、経営再編をはかるという条件で、政府の離農政策を支援する方針に転換した。こうして 1960,62 年の法律が採択され、構造政策がスタートを切る。

1960 年及び 1962 年の法律は、農業再編を加速化させることを主たる目的としており、その対応の基本的図式は、経営規模別に分けた「三つの農業」ごとの異なる取り扱いであった。すなわち、極めて大きな規模の経営については自主的發展に任せて農政による促進はせず、零細の経営についてはその消失を促し、中程度の規模の経営に農地所有へのアクセスを促進するなどすべての措置を集中するというものである。

1960 年の農業基本法は、「近代的な生産手段を使用し、労働および資本を十全に活用することができる」家族的な経営を基本とすることを原則とし、また、「二人の働き手により直接活用される経営が所有しなければならない土地面積」を地方レベルで設定することとした。これらが、上述の中程度の規模の経営に相当するものとされ、国の補助金は、このような経営モデルに近づく傾向にある経営を主たる対象とする。

1962 年の法律は、「構造政策」の中心となる二つの面積基準を設定した。育成すべき中程度の規模の家族経営に対応する、経営の最小限面積と最大限面積である。最小限面積以下や最大限面積を超えるような経営を生み出すことは回避すべきであり、最大限面積を超えることになる場合には、農地取得などに事前認可を必要とした(第 8 条。「合併コントロール」。後に 1980 年農業基本法の下では「構造コントロール」とされた)。更に、1968 年には、新規就農者が満たすべき最低就農面積 (SMI。1999 年まで存続) が規定され、これらの面積規

模基準が構造政策の中心をなした。そして、離農促進政策によって離農を進め、そこから出てきた農地が青年農業者などの近代的な中規模農業経営に配分された。こうした事前認可は、最大限面積基準に関してだけではなく、構造政策の方向に適合する望ましい規模で効率的に営農できる経営を創設・維持・育成する観点から、一定の場合に、耕作目的の農地の権利移動が規制された。

最大限面積基準が設けられたのは、ある経営が面積規模を極端に拡大することによって、他の経営の面積が SMI を維持するのが困難なほど圧迫されるのを防ぐ観点からであるが、非遵守（認可申請なしで、あるいは不認可となっても拡大する）の場合でも罰則は軽微であったし、家族（第 4 親等まで）に由来する農地での就農や規模拡大は合併コントロールに該当せず、大規模経営の創出は妨げられなかった。ちなみに当時、「合併コントロール」を有名にした出来事があった。オルヌ県の農業者 700 人が連日、俳優ジャン・ギャパンのノルマンディー地方の家屋を取り巻いてデモ行進を行った。青年農業者たちが経営する農地を見つけるのが困難な状況にあった一方で、ギャパン氏は 4 つの農場を所有し、それを従業員により経営させていたのである(Bernardi, Boinon, 2009)。

1980 年農業基本法の下での「構造コントロール」では、その基本をなすものとして県農業構造指導スキーム SDDS が制定され、青年の就農が優先されるべきとされるなど、SDDS に定義された優先項目に準拠して経営の認可の許可が判断されることとなった。

構造コントロールの方針はその後、何度か修正され、経営の拡大の自由度は政権の考え方により変化した。1990 年 1 月 23 日の法律、現行の 2006 年 1 月 5 日の法律では経営の拡大の自由度を大きくする方向であり、1999 年 7 月 9 日の法律は家族的な規模拡大でもコントロールの例外としないなどの強化の方向であった。また、2014 年 9 月に制定された新農業基本法は、構造コントロールを県レベルではなく州レベルで実施することとし、SDDS は SREA（州農業経営閾値）へと取って代わり、「過剰な規模拡大」を制限することとした。ところで、

これまで述べてきたように、フランスでは農業近代化が追求されてきたが、それは家族経営モデルに基づくものであり、規模拡大等を行うとしても農外からの資本が入ることは抑制しようとしてきたことがうかがえる。例えば 1970 年に農業土地集団 GFA に対する法人（SAFER を除く）からの出資は禁止された(その後、2009 年のオルドナンスにより、国が認可した民事法人は出資可能となった)。

（２）地方レベルでの構造政策の実施

県においては、農業構造基本計画を策定し当該県での構造についての基本方針や農地の権利移動規制の具体的許可基準（優先順位など）を規定している。最大限基準面積などの具体的な数値も県ごとに設定される。

「合併コントロール」「構造コントロール」のもとでの農地の権利移動の規制は、以下のような形をとる。

まず、事前の認可の対象となるのは、①最大限基準面積を超えることとなるような就農や規模拡大、②農地を取得しようとする農業経営について能力や資格、経験などを有していない場合、である。

許可権者は、県知事であり、関係者の代表等からなる委員会の意見を聞いたうえで認可の可否を決定する。

認可の基準は農業構造基本計画に規定されているが、一般的には、①青年農業者を優先、②自立経営として定着する可能性や農地との距離などを参酌、③年齢、家族構成、労働力などを考慮、することとなっている。

なお、構造政策は農地面積規模だけを考慮しているわけではなく、生産する権利（生産量割当）数量や生産支持の補助金額も経営規模に関係することから、その調整も重要である。後者についても、担当の委員会が置かれていた。これらの2つの委員会の決定の調和を保つ必要があることが指摘され、1995年の農業近代化法によって、従前の2つの委員会を統合した、県農業方向付け委員会（CDOA）が設置された。CDOAの構成員には、農業者団体と行政のほか食品産業や土地所有者代表が含まれる（社会党政権下の1999年には消費者や環境団体の代表も加えられた）。CDOAは、県農業の基本方針となる県農業プロジェクトPADを作成し、構造コントロールについてはSDDSを、生産量割当、奨励金受給権、就農助成金の管理についてはPADをそれぞれ参照して県の構造政策を実施している。また、構造政策のほか様々な農業政策手法を調整する役割を有しており、それにはSAFERの活動の調整も含まれる。

CDOAはこのような構造政策を含む農業政策の実施に関して大きな裁量の余地を持っており、競争力のある農業経営構造を打ち立てるために、育成・支援するにふさわしい経営に対して生産量割当や補助金の優先配分を行い、規模拡大のための事前許可を与えるなどにより、PADやSDDSの実現を図るべく介入を行う。Boinon(2011)は、PADの内容の分析により、県ごとで戦略が多様であることを指摘している。

ただし、このようにCDOAの裁量の余地が大きいことは、構造政策の目標が曖昧になる懸念を生じる。すなわち、市場機能・市場原理を優先するのか、それとも、農業の社会的、地域的、環境的な機能を重視するのか、県の間での大きな不均質性を生じるリスクがある。このため1995,1999,2006年の3つの農業基本法（そして2014年の農業基本法も）は、構造コントロールの実施条件の精緻化を図ってきた。

1995年の農業近代化法は家族農業原則を再確認している。家族の働き手が農業活動から、別の経済セクターで働いたならば獲得されたであろうと同じくらいの所得を得られるような経営構造としなければならない、とする。構造コントロールの目的としては、青年の就農を促進することと、経営の集中を回避することを掲げている。

青年の新規就農は広い支持を得られるが、一般的に小規模で経営資本も脆弱なことからその実現には困難が伴う。後継者のいない農業者が引退に当たって資産を売却等するときには、より高い価格で買ってくれる取得者を捜すであろうから、すでに生産手段を持っている大規模経営者が有利である。構造コントロールが厳密に適用されなければ、過剰な規模拡

大が進むおそれがある。

ただ、実際には構造コントロールを貫徹しない事例が生じているのが実態である。1999 年以降、経営許可を拒否する決定に従わなかった場合の罰則が厳格となった（ha あたりの罰金 304.90-914.70 ユーロ、経営許可を取得しなかった農地では補助金が支払われない。）にもかかわらず構造コントロールに従わない者もいる。青年農業者など優先されるべき候補者がいても、土地所有者が、CDOA により提案された候補者への土地の売渡し、賃貸を拒絶すれば、八方ふさがりとなってしまうことが指摘されている。このとき、優先的とされる候補者に農地を方向付ける手段となるのは、SAFER が土地の先買権を持つ場合のみとなる。

（３）農業経営財産制度とパ・ド・ポルト

FNSEA は、2005 年に、その Le Man での大会において、家族経営のイデオロギーを放棄し、企業農業 *agriculture d'entreprise* という概念を採用した。家族経営から企業農業への転換は、2006 年 1 月 6 日に制定された農業基本法により確認されることになる⁽³⁾。これは、家族経営に代えて企業を農業経営のモデルとして提示し、こうした変容を促す法的手段を提案した。農業経営財産制度 *fonds agricoles* が創設(第 1 条)されたことで、私的な家産と職業的資産との区別がより明確化されるとともに、企業とその非物質的資産(ブランド、顧客リストなど)の経済価値を評価することが可能となった。借地の委譲可能性を拡大したこと(第 2 条)により、小作人自身から、その家族以外への小作権の委譲が認められ、後述のようにパ・ド・ポルトを合法化した。また農業税制の適用を受けるために義務づけられていた、EARL の組合員間での家族的結合が廃止された(第 9 条)。農業者に、その企業を(就農する)青年農業者に委譲することを促すための優遇税制も設けられた。こうした制度上の改革は、法案提出者によれば、「家産的、家族的論理から、企業の論理への移行」を意味する(Mundler, Remy, 2012)。また、この法律は、法人を使うことで、構造コントロールを回避できるようにした。法人に対する資本出資分の委譲・移転についてはコントロールを免除したため、いかなる投資家も、農業経営への資本参加、農地への出資が可能となった。

Levesque(2013)は、農業経営財産制度 *fonds agricoles* によるパ・ド・ポルトの合法化について、興味深い議論を展開しているので紹介しておこう。パ・ド・ポルトとは、ある土地から離作する賃借人（経営者）に対して、その土地に新たに入作する賃借人により支払われる金銭のことである。家族に経営を承継する者がいないままその経営を引退する場合、農業者は自ら築いてきた農業経営の委譲の価値を高めたいと考える。当該経営にかかわる農地の所有権は細分化され多くの所有者に分散しており、それぞれの農地の貸し手単独では、経済的に堅実な収入を得るに十分な農地面積でなく、経営建物ももたず、職業能力もないので、農地の取り戻しや、所有地の移転等の交渉をする労をとろうとはしない。そこで離作する経営者が、所有者たちに代わって、経営全体の一体性が保たれるようにとりまとめて（組織化）、新たな入作賃借人に対して、利用しやすい形での賃貸借権の委譲を行ってその見返りとして金銭を得ようとする。こうしてパ・ド・ポルトが発生し、その金額は、経営のなかで所有

権の細分化が進むのに応じて増加する。ノール・パ・ド・カレ州の一部地域では自由地価格の 50%に達するという。そもそも農事法典上は「離作小作人もしくは仲介者が、直接もしくは間接に、経営者の変更に際して、正当化されない金銭を取得したり取得しようとしたり、又は、経営対象となる不動産の金銭的価値に相当しない価格で当該不動産を押しつけたり押しつけようとした場合」（小作権の委譲の際のパ・ド・ポルトはこれに含まれる）、「2 年間の禁固及び罰金 3 万フラン、もしくは二つの罰則のうちの一つを課せられる」こととされている。しかし、小作権同数裁判所で審判がなされる場合でさえ、パ・ド・ポルトを受け渡しした側の勝訴を認めることになるのが実態であろう(Loveluck, 2013)。

利益を得るための経営者の能力は、建物や家畜の質、土壌の改良、生産する権利（生産量割当など）、単一支払い受給権、販売先リスト、商標、川下企業との契約などに応じているのであり、農地アクセスだけに関連しているわけではない。経営者が保有し、入手し、築き上げたこれらの要素全体が、小作権と同じように経済的価値を持つ。2006 年 1 月 5 日の法律は、農業経営財産制度と同制度の一要素である、委譲可能な小作権を創設した。土地と委譲可能でない小作権は農業経営財産の一部とはならない。委譲可能な小作権は 18 年以上の期間のものでなければならず、小作人により、別の農業者に委譲することができる。この場合の小作権は 5 年ごとに更新可能であり、小作料は委譲可能でないタイプの小作権の県の最大限価格を 50%まで超えて良いことになった。これは、パ・ド・ポルトの価値を法的に承認したものと言える。

さてこの 2006 年の法律の適用が開始された最初の 2 年間について、農業経営財産制度のバランスシートが申告された件数は、2006 年で 97 件、2007 年で 293 件と低調であった。2011 年でも 735 件にしか達していない(CGAAER, 2013)。農業経営財産制度の制定により、ノール県やパリ盆地の農業で確認された「パ・ド・ポルト」という非合法的な実践が、合法的な枠組みの中で行われるようになってと考えられていたが、申告数の少なさが示すように、現在のところあまり浸透していないようである。このパ・ド・ポルトの金額は、例えば、フランス北部では、土地所有権が、経営に対して細分化されているほど、高額となる。離作する賃借人（経営者）が経営委譲に際して組織化するという重要な役割を演じることで、新たな小作人は多数の所有者に帰属する借地からなる巨大経営を耕作することができる。それぞれの農地所有者は、経営農地全体のごく一部分しか保有していないので、所有者が賃貸した農地を取り戻すこと経済的に割に合わず、取り戻し権はほとんど行使されない。こうして離農に際して建物と一部の土地を所有する農業者が、委譲する経営を組織化し、新たな経営者（賃借人）とパ・ド・ポルトを交渉する。土地市場での自由な土地と小作権を設定された土地との間の価格差は、パ・ド・ポルトの額に対応するものとなっている。

（４）都市近郊におけるポスト家族的農業経営

とりわけ都市周辺部で広まっている農業経営方法がある。事実上の引退農業者や非経営親族が、自らの農地での耕起や種蒔きから収穫までのあらゆる作業を、農作業請負会社に委

託するのである。こうした経営は周囲の農業者との小作契約を結ぶことを拒絶し、ひたすら農地の転用を期待するのである。これらは「やみ」での取引きのため、こうした作業請負会社への委託がどの程度まで広がっているのか、正確な数字はわからない。所有者は法的に経営者の地位を保持したままであり、EU の直接支払いを受給する。2〜3,000ha に及ぶ農地が、小作人でもなく経営者でもない、こうした「幽霊経営者」(Hervieu, Purseigle, 2011)により経営され、こうした農業形態は「委託型」企業農業とされる。2014 年の農業基本法で「アクティブ・ファーマー登録」制度が規定されているが、まだその適用のデクレが規定されていないのでこうした経営について規制がかけられるかどうか未定である。

フランス農業が「ポスト家族制農業経営」のとば口にたっているとしても、家族的農業の超え方にも上記とは異なる複数のやり方が観察される。ここでは「絆の大地」Terre de Liens(以下 TdL)の活動を紹介しておこう。現在、農業引退者と就農希望者をマッチングさせるために設置されている「引退就農総覧」RDI によれば、1 万 5,000 人ほどが就農を希望している。このように、農外からの新規就農希望者は多数いる。TdL は市民社会の中で農業空間を保全する運動であり、連帯基金を集め(マイクロファイナンスの連帯金融協同組合 NEF からの融資や寄付金、出資金)、農場を取得し、これを有機農業や農民的農業、地産地消での就農を希望する者に貸すのである。会長 Le Monnier は、この TdL の設立目的として、「農地が危機に陥っている。農地は公共財であり、次世代に委譲するために保全されなければならない」「農地へのアクセスは就農候補者の予算に重くのしかかっており、新しい農民を就農させるべく解決策が見いだされなければならない」ことをあげている(Le Monnier, 2013)。

2003 年に全国 TdL 連合会が、2006 年には農地法人 TdL が設立され、2006-2012 年の間に 19 の地方支部が設置されている。2013 年に公益法人として認定され、2009 年に設置された基金により運営されている。300 人のボランティア理事と 50 人の従業員を抱え、175 人の小作人が 100 以上の TdL 農場で就農している。さらに言えば、2006-2012 年の間に TdL は SAFER の入札で 40 の農場、1,197ha を購入している。なお、TdL と小作契約している農業者の何人かは、自分の経営の一部の農地の所有者でもあり、また他の地主からの一部の農地の借り手でもある。800 人の連帯資本出資者(最少出資額は 100 ユーロから)と 200 人からの寄付金により、資本金 3,000 万ユーロ、2,500 人の組合員を有し、2,000ha 以上を取得している。

一つの例を挙げてみよう(Martin, 2013)。2010 年に、ナント市の東に位置する農場が委譲されることになり、ここに TdL が関与することになった。この農場の所有・経営者は健康上の理由から引退することにしたのだが、自分の農場が、近隣の農業者の規模拡大のために切り刻まれるのを好まなかった。彼は農場を安く売却しても良いという意向であったが、TdL は難色を示した。というのも農場は、工業的野菜産地の中心地にあり、有機農業のプロジェクトを持つ担い手は借りるのを嫌がるだろうと考えたからである。最終的に TdL は農民的就農協同組合 CIAP のために農場を買い取ることを決定した。CIAP は集团的利益協同組合法人 SCIC であり、農業経営者の資格を持つ革新的な農業活動のインキュベーターである。CIAP はすぐに、そこに就農する準備のある担い手二人を探し出した。TdL が SAFER を仲介に購入したこの農地で、この二人は CIAP 研修生として 6 ヶ月間経営し、就農の準備が整う

と CIAP は退却し、担い手二人が TdL との間で直接、長期間の環境農事小作権 BRE を締結して、有機農業での経営を行うことになった。BRE とは古典的な小作権であるが、そこには特定の環境的条項が記載されており、小作人には、環境目的のために経営内容・作業内容などに制約がかかる。こうした小作契約が全ての小作人と交わされているわけではないが、TdL の就農者のうち 77%は有機ラベルを有しており、他の多くも有機農業への転換中であり、24%はバイオダイナミック農法（ルドルフ・シュタイナーの思想を反映した農業実践）を実践している(Pibou, 2013)。

なお TdL を通じて就農する人々のプロフィールを見てみるとほとんどが非農家出身であり(父親が農業者の者は 28%のみ)、平均年齢 38 歳（農業センサスの平均は 49 歳）、高い教育を受け、農業外での職業の経験を経て就農している。小規模な面積での就農が多く、3 分の 1 は 5ha 未満で、半分以上は 20ha 未満での就農であって、50ha 未満の経営が 90%を占めている。主たる作目は野菜が 51%、複合作物が 77%であり、58%が直売（農場、直売所、青空市場）に従事し、25%が AMAP（農民的農業維持連盟）の方式での直売を消費者グループと行っている。彼らのほとんどが少数派の農業組合（農民連盟）に加盟しており、有機農業や在来種の保全活動（「農民的種子ネットワーク RSP」や Kokopelli）に取り組んでいる。

このように、ポスト家族制農業経営といっても、家族制農業の超え方にはこうした市民社会的な超え方も見られる。またこうした就農方法については、パリを首府とするイルドフランス州議会の「緑地空間エージェンシー」AEV の存在も忘れてはならない。これは過去 30 年にわたり都市近郊農地 2,000ha を購入し、これを貸し出すことで有機農業や地産地消を実践する人たちの就農を支援してきたのである。極めてユニークであり、他の州には見られない。

ところで、上述のようなイノベーションが都市近郊農地をめぐって展開されていることは興味深い。フランスでは 1960 年以降、土地占有計画 POS（現在の地方都市化計画 PLU）の制定を通じた、ゾーニングに基づく土地利用計画が行われてきた。しかしながら、規制を伴うこうした計画もその効率性・実効性に限界があり、コミュニケーションレベルで制定された POS は頻繁に見直され、とりわけ農業者が農地の転用への圧力を地方議員にかけることが頻繁に見られるようになった。規制枠組みのもとで地方の利害関係者達による、非公式、水面下での調整や駆け引きが盛んに行われる。こうしたゾーニングの不安定性、不透明性が生じていることに対処すべく、近年、法律により、都市化から農地を保全するための新しい措置がいくつか規定された。1999 年には農地保全地帯 ZAP がいわゆる Voynet 法により規定され、2000 年には、都市刷新連帯法 SRU により地域整合スキーム SCOT が作成され、持続的整備振興プロジェクト PADD の作成が義務づけられた。この SCOT は市町村連合を単位とした戦略的な計画化手法であり、連合を構成する市町村の PLU が守るべき条件となる。このため、その作成までには都市の「偉い」議員と農村の「偉くない」議員との間での長い交渉を行うことが必要となっている(Sencébé, 2013)。2005 年には農業空間保全利用区域 PAEN が、農村振興に関する法律(2 月 23 日付け, no.157)により、2010 年には県農業空間消費委員会 CDCEA が 2010 年 7 月 27 日付けの法律により創出された。この委員会は農地を転用可能にするような都市計

画について諮問を受ける。さらに、2011 年 6 月 28 日のデクレでは、「全国農業空間消費観測」が制定され、農地転用のデータを収集することになった。しかしながら都市化の波は止められず、近年では年間 7 万 8,000ha の農地が都市化されている(Perrin, 2013)。なお環境グルネル法により設置された CDCEA が述べる意見は第三者の行為を止めたり強制するような権限を持たないものの、その委員会の構成（農業省及び運輸省の県合同出先機関 DDT、地方公共団体、市町村長連合会、公証人、農業職能団体、環境団体）により、重大な変化がもたらされた。すなわち SRU 法以来、都市化は運輸省県出先機関 DDE のみによって扱われてきたのだが、都市化に農業職能団体も関与することになったからである(Sencébé, 2013)。また、農業近代化法(2010)により、都市化された農地の委譲に伴う所得に追加的な税金が課されることとなった。それは都市化を抑制するほどの水準ではないが、その税金収入は地方公共団体によってではなく、国家により受領され、革新的な事業を生み出す就農者に補助金として与えられることになる(J'Innovation。付録 3 を参照)。

地方公共団体は都市計画において、農業地帯 ZA と自然地帯もしくは森林 ZN、市街化区域 ZAU とを区画分けして、将来展望を示さなければならない。議員たちは農地の保全の必要性を訴えつつも、企業誘致、人口流入を期待し、ZA 地帯に指定された農地を持つ農業者は ZAU への転用期待を持つ。上述のように、とりわけ都市近郊地帯での農地保全をめぐる多くの法律が制定されてきたものの、決定的な解決策は示されていない。

7. おわりに

2006 年に前政権のもとで制定された農業経営財産制度への申告はあまり進んでいない(2011 年末までに 735 件)。最近発表された農業省の報告書(CGAAER, 2013)が、この制度の「失敗」の原因について詳細な検討を行っている。ここでは詳しく論じないが、現社会党政権も、2006 年の基本法でとられた方向を完全に否定するわけではなく、委譲可能な借地権にせよ、農業経営財産制度にせよ、小作人の経営農地の安全を保証するために、「農地獲得レース」とは別の道筋を提供する制度枠組みを補完するものとしている(同報告書 p.4)。こうした観点からも、現政権のもとで 2014 年 9 月に成立した新農業基本法に関し、これを適用するデクレの中で、農地問題がどのように扱われることになるのか、関心を持たれるところである。新農業基本法により構造コントロールはより厳格にされ、例えばそれまで抜け道となっていた法人の出資分の委譲の問題や虚有権 *nue-propriete* と用益権 *usurfurti* の委譲についても SAFER に対して通知する義務が規定されている。不十分なものではあるが、新農業基本法の概要を付録 2 として掲載しておいたので参照されたい。前のサルコジ政権と現オランダ政権では構造コントロールについて全く異なった立場がとられていることがわかるであろう。

注1 Chatellier らが取り上げた 10 の県の特徴は以下のようなものである（県名の後の括弧内は県番号）。西部の 3 県、すなわちフィニステール県(29)は、集約的家畜生産、とりわけ養豚が盛んであり、イル・エ・ヴィレーヌ県（35）は、牛乳生産量が第一の県であり、ロワールアトランティック県（44）は、多様な家畜生産と高い人口密度で有名である。プワトゥ・シャラント州の 2 県は、ヴィエンヌ県(86)とドゥ・セーヴル県(79)であり、これらの 2 県では複合作物家畜が支配的である。パリ盆地の 2 県のうちユール・エ・ロワール県(28)は穀物、オワーズ県(60)は専門特化された作物と家畜、の典型的な県である。サオーヌ・エ・ロワール県(71)は肉牛に特化した県で著名である。条件不利地帯に位置するドゥー県(25)とカンタル県(15)は、乳牛経営が支配的であるが、牛乳の付加価値化の水準の違いが対照的である。これらのどの県も南部（ブドウや果樹など特定作物が顕著）には属さない。

注2 かつて我々が明らかにしたように(須田 1997),こうした借地率の各国別の相違は,相続慣行と関連があると考えられるが（とりわけイギリスとオランダ）,ドイツでなぜ,借地率が比較的高いのか等,今後の検討課題である。ちなみに相続慣行のマトリクスを示せば以下の通りである（須田 1997, p.6）。

第 33 表 相続慣行のマトリクス

	統一的経営委譲	分割的経営委譲
平等相続	・経営の一体性を保持 ・一人の相続人に資産委譲 ・他の相続人は貨幣的補償 ・フランス,デンマーク,ベルギー	・複数単位への経営分割 ・相続人間での資産分割 ・ギリシャ,イタリア,スペイン,ポルトガル
不平等相続	・経営の一体的承継 ・一人の相続人に資産委譲 ・他の相続人に補償無し ・イギリス,オランダ,ドイツ	

出典：須田 1997, p.6.

注3 経営委譲と、外部資本による生産要素への投資を促進するために 2006 年 1 月 5 日の農業基本法により実施される措置は、第 1 部「雇用と農業者の生活条件に資するための企業の行動を促進すること」の第 1 章「農業経営を農業企業体へと進化させること」に規定されており、以下のようなものを含む(CGAAER, 2013, p.16)。

- ・第 1 条：商業財産制度のモデルに即した農業経営財産制度の制定
- ・第 2 条：商事賃貸借のモデルに即した、家族枠組み以外での、小作人が委譲可能な賃貸借権の制定
- ・第 16 条：税制優遇措置を含む繰り延べ払いでの売却契約の制定
- ・第 9 条および第 20 条：税制及び社会保険料の面での優遇を享受するために EARL の組合員間で家族的繋がりを必要としていたことを廃止

その他、第 14 条は家族からの農地取得を申告制にし、また法人内部での資本の移転を構造コントロールから免除することで、構造コントロールを緩和している。

[参考・引用文献]

- Agrete Primeur, no.276,2012
- ASP, (2012) L'Installation sans DJA, *Les Etudes de l'ASP*,
- Barbaroux, A.(2009) “Paradoxe du foncier et enjeux pour les structures agricoles” , *Déméter* 2009, pp.91-101
- Boinon, J.-P. (2013) “Analyse de l'expérience française de contrôle des structures”, *Pour*, no.220, pp.237-245.
- Boinon, J.-P. (2011) “Les politiques foncières agricoles en France depuis 1945”, *Economie et Statistique*, no.444-445, pp.19-37
- Chambres d'agriculture*, no.1015, 2012
- Bonhommeau, P.(2013) “Nouveaux enjeux, nouveaux contextes pour la politique foncière”, *Pour*, no.220, pp.39-52
- CGAAER (2013) *Evaluation des mesures prises dans le cadre de la Loi d'Orientation Agricole 2006*
- Chatellier, V., Gaigne, C., (2012) “Les logiques économiques de la spécialisation productive du territoire agricole français”, *Innovations Agronomiques*, no.22, pp.185-203
- Courleux, F., Fabre, C.(2013) “La politique foncière agricole: atout ou contrainte pour la compétitivité de l'agriculture française”, *Pour*, no.220, pp.175-184
- Courleux, F. (2011) “Augmentation de la part des terres agricoles en location : échec ou réussite de la politique foncière ?” , *Economie et Statistique*, no.444-445, pp.39-53
- Desriers, M.(2013) “Un essai de synthèse statistique sur le foncier agricole en France. Une situation de plus en plus complexe dominée par le fermage”, *Pour*, no. 220, pp.77-88
- FNSAFER, *Rapport d'activité 2011*
- FNSAFER, *Le Marché immobilier rural en 2011*, 2012
- GraphAgri, 2012,
- Hervieu, B., Purseigle, F. (2011) “Des agricultures avec des agriculteurs: une nécessité pour l'Europe” , *Projet*, no.321, pp.60-69
- IGF/CGAAER (2013) *Rapport : Les outils financiers de portage des terres agricoles pour favoriser la transmission et l'installation dans la perspective de la transmission de la directive AIFM*
- 石井圭一 (2010) 「フランス農業の構造調整と政策・制度」, 山崎編著『現代農業構造問題の経済学的考察』, 農林統計協会
- Lefebvre, L., Rouquette, C. (2011) “Une dynamique différente selon le statut locatif ”, *Agrete Primeur*, no.265
- Lefebvre, L., Rouquette, C. (2011) “Les prix du foncier agricole sous la pression de l'urbanisation” , *Economie et Statistique*, no.444-445, pp.155-180
- Le Monnier, J. (2013) “Terre de Liens : histoire de convergences”, *Pour*, no.220, pp.289-296
- Levesque, R.(2013) “Les SAFER : D'un opérateur foncier agricole à un opérateur rural”, *Pour*, no.220, pp.185-192
- Levesque, R.,(2013) “Le financement du foncier agricole”, *Cahier Déméter*, no. 14, pp.43-60
- Levesque, R. (2009) “Usages des sols et marchés fonciers ruraux en France : L'Impact de l'urbanisation et de la fonction résidentielle”, *Déméter* 2009, pp.103-12
- Levesque, R., Liorit, D, Pathier, G.(2011) “Les marchés fonciers ruraux régionaux entre dynamiques des exploitations agricoles et logiques urbaines”, *Economie et Statistique*, no.444-445, pp.75-98
- Loveluck, W.(2013) “La pratique du pas-de-porte en agriculture ou la surévaluation du capital d'exploitation : Frein à l'installation agricole dans les régions de fermage en France ? L'exemple du Nord-Pas de Calais”, *Pour*, no.220, pp.111-117

- Levesque, R.(2013) “ Les SAFER : D’un operateur foncier agricole à un operateur rural”, *Pour*, no.220, pp.185-192
- Mundler, P.,Remy, J.,(2012) “L’Exploitation familiale à la française : Une institution dépassée ? ”, *L’Homme et la Société*, no.183-184, pp.161-179.
- Olivier-Salvagnac, V., Legagneux, B. (2012) “L’agriculture de firme : Un fait emergent dans le contexte Agricole français ? ” *Etudes rurales*, no.190, pp.77-97
- Perrin, C.(2013) “L’intervention publique locale sur le marché foncier agricole. L’exemple de Laverune, dans L’Héraut », *Pour*, no.220, pp.207-216
- Pibou, E. (2013) “Entre continuité et discontinuités : examen des parcours des fermiers-e-s de Terre de Liens”, *Pour*, no.220, pp.217-226
- Remy, J.(2009) “Introduction”, in Hervieu, B. Et al. (eds) *Les Mondes Agricoles en Politique*, Sciences Po.,pp.41-50.
- Sencébé, Y.(2013) “Le controle des terres agricoles en France. Du gouvernement par les pairs a l’action des experts”, *Sociologie*, vol.4, no.3,pp.251-268.
- Sencébé, Y.(2012) “La SAFER : De l’outil de modernisation agricole à l’agent polyvalent du foncier : hybridation et fragmentation d’une institution”, *Terrains & Travaux*, no.20, pp.105-120.
- Sencébé, Y., Cazella Ademir, A., “Enjeux et politiques foncières en France et au Brazil : regards croisés sur deux historiques contrastés”
- 須田文明 (2013) 「フランスの農地をめぐる制度と市場」,『農業』8月号
- 須田文明 (2012) 「最近におけるフランスの農業と農政の展開」, 欧米韓プロジェクト研究資料, 農林水産政策研究所
- 須田文明 (2007) 「農業者とは誰のことか——統計的理性の批判のために——」,丸山他編著『家族のオートノミー』,早稲田大学出版部
- 須田文明 (1997) 『フランスにおける新規就農政策の動向』,農業総合研究所,研究資料第3号
- Wikipedia, http://fr.wikipedia.org/wiki/Soci%C3%A9t%C3%A9_d%27am%C3%A9nagement_foncier_et_d%27%C3%A9tablissement_rural (2013年6月15日接続)

付録１ フランスの農地制度

Sick(2013)は、フランス農業省教育普及局出版部から発行されている、現在のフランスの農地制度についての解説書である。以下では同書によりながら農地・農業構造に関して特に重要な構造コントロール、小作等について紹介しておこう。

1. 構造コントロール

構造コントロールは、農業経営（土地利用方生産か施設型生産かを問わない）内での農地の利用に関して、以下の目的で行われる。

主要な目的

- ・ 農業者の就農促進

その他の目標

- ・ 一人もしくは複数の就農を可能にできるであろう、堅実な農業経営の解体を防止すること。
- ・ 農業経営（その規模や助成金受給権が、県構造指針SDDSにより定義された基準に照らして不十分なもの）の規模拡大、
- ・ 兼業農業者の就農を可能とし、もしくはその経営を補強すること

（１）県構造指針SDDS

各県において、県構造指針SDDSを確立しなければならない。SDDSは、県議会及び農業会議所、県農業方向付け委員会CDOA（職能団体代表を含む。）の意見を聞いた後に県知事により準備され、決定される。この指針は、経営構造の整備政策の優先性と、構造コントロール実施条件を規定している。とりわけ、経営の堅実性を確保することを可能とさせる面積である基準単位URに基づいて、最低就農面積SMIなど構造コントロールの様々な閾値を決めている(L.312-5)。

SMIは小農業地帯ごとに、また耕作の性質ごとに設定される。URは、県のそれぞれの自然地帯について、設定される。

注意：

全国SMIは、農業省の省令により5年ごとに見直される。SMIは、県の構造指針の中で設定され、定期的に見直される。施設型生産においてSMIを決定するためには、全国レベルで係数が決められなければならない。SMIは、構造コントロール以外の規則に関する閾値を定義するためにも使用される。とりわけ経営主として農業社会保険制度に加盟する閾値は0.5SMIである。就農助成金DJAの付与の基準としては、SMIと職業的所得が用いられる。

例：Herault県のSDDS(2008年11月3日の県知事の決定)

第1条：

農業経営の構造コントロールの県の政策の一般的方向付けは以下のように定義される。

- ・農事法典R. 343-3条に規定された補助金を受ける青年農業者の、経済的に堅実な、空間管理的で、雇用創出的な経営での就農を促進する。
- ・まだ十分な経済的規模に到達していない既存経営を強化する。
- ・県全体において、永続的でフルタイムの農業活動人口を確保し、責任ある、堅実で、委譲可能な経営の継続を可能にする。
- ・農地整備事業の枠組みでなされた活動の成果を保全することで農地構造を改良する。

第2条：

1) 競合的申請のある場合には、経営する許可は、以下に示す優先順位を尊重して付与される。

- ①農事法典R. 343-3条に規定された助成金受給条件を満たす青年農業者の就農（個人、法人を問わない）
- ②40歳未満の農業者であって、農事法典R. 343-4条の4項に規定された農業職業能力を有し、地方公共団体により財政負担される就農助成金DJAを受けた者
- ③5年未満の間にDJAを受給した青年の、1基準単位UR以下での面積の経営規模拡大。
- ④農地を収容された、もしくは所有権を剥奪された57歳未満の農業者の再就農
- ⑤中間的経営の規模拡大
- ⑥その経営根拠地が20km以内にある経営の規模拡大

2) 本条第一項に定められた優先順位は、経営面積が、労働単位あたり2UR以下である限り適用される。この水準を超える申請者は順位が劣後する。

3) 同一の優先順位の中での競合的申請がある場合、1UR以上の面積に達していない経営者が優先される。

第3条：

URはHerault県で調整された農地面積で35haとする。調整に当たり、県の主要作物についてURに相当するものは付録1に、施設型特別栽培の場合、URに換算する係数は付録2に規定する。

第4条：

以下の事業は事前の許可に服する。

- ① その結果として全体面積が2URを超えることになる、就農もしくは農業経営の拡大、合併。
- ② 面積が1/2URを超える経営の消失をもたらすか、もしくはある経営の面積を1/2UR以下にすることとなるような、就農もしくは農業経営の拡大、合併。
- ③ 経営本拠地への距離が最短距離で20km離れているような財についての、規模拡大もしくは合併。

第5条：

「複合作物・家畜」での就農の最低面積SMIは20haに設定される。他のものについては、就農最低面積SMIは、付録2でそれぞれの作物の性格別に設定される。

第6条：

一人の農業者が、老齢保証給付に影響を及ぼすことなく、経営、もしくは利用することを許容される最大面積は5SMIとする。

第7条：

第4条に規定される許可申請を提出することなく農地を経営する者は、300-600ユーロ/haの罰金を科せられる。

経営する許可申請が不許可とされたにもかかわらず当該経営を行う者は、農業に関して与えられる経済的な公的助成を受けることができない。

(付録1，付録2省略)

(2) 事前の許可と申告

就農もしくは規模拡大、経営の合併は一般的には自由であるが、一定の者は、事前の許可申請を行わなければならない。また、県構造指針により規定された者は、事前に申告を行う。

1) 事前の許可

以下のような農地の委譲等を行う場合は、県知事の事前の許可を得なければならない。申請者は、農業省運輸省県合同出先機関DDTMが指定する様式に従って許可申請書を作成し、農地が所在する県の知事に送付する。申請書についてDDTMが審査を行い、3ヶ月以内にCDOAが意見を求められる。その後、申請書受付後4ヶ月以内に、県知事が経営の許可（もしくは拒絶）を判断する。

- ① その結果として事業の全体面積が県構造指針により設定された水準（これは1UR-2URの間に含まれる）を超えることになるような農業経営のための、就農、規模拡大、経営の合併。
- ② 委譲等される面積のいかんにかかわらず、以下をもたらすような就農、経営の規模拡大、合併：
 - ・面積が、1/3と1URとの間に含まれる閾値を超えるような経営の消滅をもたらすか、もしくはある経営の面積をこの閾値以下にすることとなる場合
 - ・農業経営から、その運営にとって本質的な建物を奪う場合（当該建物が再建されるか改築される場合を除く）
- ③ 次のような就農、農業経営の規模拡大、合併：
 - ・その経営者メンバーの一人が職業能力もしくは経験の条件を満たさず、もしくは法的な引退年齢に達している場合。
 - ・経営者の資格を持つメンバーを有さない場合。
 - ・その世帯の農外収入が最低賃金SMIC時間給の3,120倍の金額を超える場合。

- ④ 申請者の経営本拠地からの距離がSDDSにより決められた最大限を超えるような財について農業経営の規模拡大もしくは合併（最大限距離が5km以下の場合を除く。）
- ⑤ 施設・設備の能力を特定の水準を超えて創出もしくは拡張する場合。

2) 事前の申告

親もしくは3親等以内の親族からの贈与により入手した財の活用、賃貸借、又は売却については、単純な事前申告を行うことで足りる。ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 申告者が職業的能力、経験の条件を満たすこと
- ・ 当該財が、申告時点で小作権から解放されていること
- ・ 当該財が、親もしくは親族により9年以上、保有されていること

事前の申告は、任意の紙を用いて書面で行う。特別な形式は無い。申告はDDTMの意見と推薦書を付して知事に送付される。申告に誤りがある場合、申告者は修正を行うか、もしくは改めて許可の申請書を提出する。

罰則

規則への違反があった場合、様々な罰則が規定されている。

- ・ 経済的罰則：許可が拒絶されたにもかかわらず当該経営を行う者は、農業に関するあらゆる経済的補助金（DJAなど）を受給できない。
- ・ 罰金：違反者は当該経営をただちに停止するよう求められる。彼がなお経営を続ける場合、罰金300-900/haが毎年、行政当局により課せられる。
- ・ 小作権を持つ者が規則を遵守しない場合、県知事もしくは貸し手、SAFERは小作契約を取り消すことができる。また、所有者が非合法的に経営する場合、誰でも経営認可を付与されることを求めて、同数裁判所に対して、農事賃貸借を申し立てることができる。

このように違反した場合の罰則は重いので、就農や規模拡大、経営の合併を行おうとする者は、その地方で適用される条件や手続きについて情報を集めなければならない。

(3) 農地価格のコントロール

農地の投機に対抗するために、農地取引の価格についてのコントロールが実施されてきた。農地価格の総覧を公表することが規定されており、毎年、農業省が農地価格の指標帯を公表している。指標帯は、各県について、農業地帯ごとに、また作物の性格ごとに（耕地、自然草地、野菜農地、果樹園、通常ワイン用ブドウ、AOCワイン用ブドウなど）確立されている。指標であって、これに準拠する義務はないが、紛争の際などには農地の価格について判断する材料となる（先買権の行使にかかる価格の見直し要求などの場合）。また、その価格が、同等の土地についての価格指標帯に比較して明らかに、高すぎるような農地の取得については低利融資は付与されない。

例：ロワールアトランティック県の小作権の設定されていない70アール以上の農地
（耕地及び自然草地）の価格の指標帯（単位：ユーロ/ha）

農業地域	支配的価格	最低価格	最高価格
ロワール河河口，ナント地方	2,660	610	13,660
ロワールアトランティック県北西部	2,350	790	10,000
セーブルとメーヌ地方	3,350	940	14,830
Retz地方	1,830	800	7,500
アンジェのボカージュ地方	2,210	870	6,600
ブルターニュ湿地帯，ボカージュ低地	2,010	600	7,120

（４）農地と関連した機関，NPO，グループ

１）SAFER

SAFERは、当初、農業構造改善，森林構造改善，就農に資することをもつばらの目的としていた。その後，農村整備，環境保全にも資するものとなった。

SAFERは特別な規則に服する株式会社である。利潤目的を追求してはならず，会長・社長の任命は農業大臣により認可される，その事業は国によりコントロールされる。

農業に関しては，その主要な機能は，就農の促進及び農業経営，森林経営の維持を図り，一定の農業経営の経営面積を拡大し，農地の活用事業を実施し，農地の改良を行うことである。

このため，SAFERは農地市場に介入し，売却された農地もしくは経営，未開地を取得する。先買権を行使することにより，農地の委譲取引をコントロールし，その売買を方向付ける。取得した農地は，場合によっては整備をした後に，経営者や就農候補者に転売する。農地を転売する前に，SAFERは役場の掲示板で候補者を募り，広告を地方紙に掲載しなければならない。転売の決定について，市町村議会が意見を述べることができる。

SAFERは取得した農地を5年（例外的な場合10年）を超えて保有することはできない。SAFERは，保有期間中の農地を賃貸借（価格の設定に関するものを除いては，通常の小作権とは異なる。）により貸し出すことができる。

注意：

就農，もしくは規模拡大を行う経営者の財務負担を軽減するために，SAFERはGFA（農業土地集団）の設置を促し，暫定的にこれに参加することができる。

SAFERが保有する農地を貸し出すことができるのは，当該農地の整備もしくは活用を目的とする場合である（6年間，一回のみ更新可能）。

２）農地所有者組合連合会

農地所有者組合連合会は，集团的利益のある改良事業（水利の規制，灌漑，排水，農道，

溝、未舗装道路、柵など）を実施・運営するために設置することができる。

注意：

一定の場合、行政（一般的には県知事）が、事業実施のために、嫌がる所有者を参加するように義務づけるような強制的な組合連合会の設置を決定できる。

所有者組合連合会には、以下のようなものがある。

- ・交換分合農地連合会
- ・森林管理組合連合会
- ・山岳地帯、条件不利地帯、粗放的農業活動地帯における牧野組合

3) 農地集団GFA

GFAの制度は農地政策の手段であり、農地家産を組織化し、その移転を可能とし、経営の農地負担を緩和させるために設けられた。

GFAは特別な民事法人であり、様々な所有者に属する不動産を一括して組織的にその保全と管理を行う。

異なったタイプのGFAが存在する。家族的（相続上の）GFAと投資GFA、経営者GFAである。

・家族的GFAは両親と第4親等までの親族の間で、農地家産の委譲を促進するために、またその永続性を確保するために構成される。一般的に農地は長期にわたる賃貸借により経営後継者に賃貸借され、それによって家族的経営の一体性を保持し、経営者の農地経費を縮減することを図る。

・投資GFAは、経営者の農地経費を縮減する目的で、農業のための資本を集めることを可能とする。SAFER、この目的のために認可された不動産投資民事法人（SCPI）（全国クレディ・アグリコール金庫により創出されたSEFAなど）、保険会社のような法人もそのメンバーになることができる。法人がGFAのメンバーであるとき、農地を借りるのは、長期間の賃貸借権によらなければならない。

相互的な投資GFA（一般的に、十分な資金を持たない小作人が自らが経営する農地を取得することを支援するためにのみ、構成される）の場合、限定された区域（しばしば郡）の農業者に呼びかけて資本を集める。

GFAを構成するためには、少なくとも二人以上の組合員がいなければならない。投資GFAについて150人が上限となっている。GFAの面積は15SMIを超えてはならない。ただし家族的GFAの場合面積の上限は設定されていない。

GFAの設立は公証人証書によらなければならない。認可を受ける必要は無いが、すべての民事法人と同様、商業及び会社の登録簿に登録しなければならない。

2. 自作

（1）農地、労働の道具であると同時に家産

農業活動は、それが農地（不動産）によってなされるという事実により特徴付けられる。農

地は労働手段として考えることができる。そして、経営者がその所有者であるとき、農地はその家産の重大な部分をなす。

こうした農地の二重の側面は、少なくとも三つの帰結をもたらす。

- ・農地アクセスは農業経営者にとって優先事項である。
- ・農地の使用は、地位（経営の安定性を可能とさせる）によって保証されなければならない。

・所有者である経営者は、経営のまとまりを維持することとその後継者たちの利益を尊重することという二重の目標を持って、その相続を準備しなければならない。

多くの場合、農地へのアクセスが青年農業者の就農もしくは経営規模拡大にとって重要な条件である。経営の個人的状況、生産システム、地域など、広範な要素によってアクセスの状態や必要性の程度は変化する。農地へのアクセスが容易であることは経営にとって重要なポイントとなる。他方で、購入に膨大な資本を必要とすることや、小作権市場の規模がごく小さいことが農地を入手する場合の障壁となる。

農地の使用形態が以下のような点を左右することになる。

- ・労働手段、農業者の仕事の実行そのものの安全性・安定性
- ・投資に関する意思決定の自律性
- ・経営の財務的均衡

農業者が、自分に帰属する農地、もしくは家族に帰属する農地を経営するとき、農地の地位は、この資産の長期的な運営、とりわけ相続人たちへの農地の委譲に、影響を及ぼすであろう。

（２）農地の地位

農業経営活動を実践するためには、農事資産（建造物、非建造土地）についての享有 *jouissance* の地位を保持しなければならない。この享有の地位は、経営される不動産の所有権（もしくは用益権）もしくは賃貸借契約から生じる。

注意：

施設型畜産では、しばしば、農業経営活動を実施するために不可欠な享有の地位を保有する経営者が企業との間でインテグレーション契約（それによって当該経営者は企業に対して、自らの意思決定権の全部もしくは一部を移転する）を締結している場合がある。

農業者は、自らが経営する農地の所有者であるか、もしくは賃借人であり得る。これは、自作か小作、かである。

2010年のセンサスによれば耕地の77%は小作地である。

注意：

自作であろうが小作であろうが、構造コントロールが適用される。こうして経営するため

の農地の賃貸借もしくは取得の場合には、一定の場合、許可申請もしくは事前の申告を行わなければならない。

（３）自作

自作では、農業者は自らが経営する農地の所有者である。自作には長所と短所がある。

長所	短所
・安全性：第三者による取り戻しの心配がない ・自律性：投資の意思決定において障壁がなく、投資の回収について長期の展望 ・銀行からの融資：土地は担保になる	・就農するために、もしくは規模拡大するために購入する場合膨大な資本を要する ・経営分割もしくは共同相続人（弟妹）部分の買い戻しをもたらす相続制度 ・土地家産の委譲時点で家族が対立するリスク ・委譲の際に支払うべき相続税，譲渡税

誰から買うか

農業者は、一般的に以下の相手から農地を取得する。

- ・経営もしくは地片の全部又は一部を売却する農地所有者から購入する。
- ・自分の小作地をその所有者から買う。この場合、当該農業者はすでに農地を経営し、先買権を持っていて、他の潜在的購入者に対して優先する。
- ・SAFERから購入する。
- ・家族の農地の一部を相続（ないし贈与としての取得）し、残りを共同相続人から買い取る。

どのくらいの価格で買うか

農地価格を評価するために、農業省により毎年公表される農地の平均価格の指標の上限・下限を参照することができる。前年度に公証人により登録された取引を基礎に確立されたこの価格帯は、自然的農業地帯ごとに、カテゴリごと（自然草地，耕地，野菜，ぶどう園）で，1 haあたりの最小価格，最大価格を示している。

注意：

終身年金の方式で購入する場合，購入金額の一部のみが購入時に支払われ，その後，買い手に対して終身年金が，その死去に至るまで定期的に支払われる（実質として当局が支払いの一部を肩代わりするもので，その場合買い手は譲渡税を免除される）。

農地に関わる取引は，譲渡税を課される。譲渡税は，国が徴収して，県，市町村，国に帰属する。

売却にかかる手続き等は原則として公証人により取り扱われなければならない。それに対して書類作成費用等を支払うことになる。また，管財人への担保保管費用の支払いも生じる。

農地取引にかかる譲渡税への支払い費用など

譲渡税 (国による徴収) 登記料(見積もり課税額15ユーロ以上)	国の土地公示publicité税(TPF) :0.2% 県の土地公示税(TPF) :3.6% 市町村税 :1.2% 国の徴収分 :0.09% (県TPF額の2.5%)
公証人への支払い費用	取引額の幅に応じて異なった率で計算される公証人報酬 ・最低限87.31ユーロ (税込み) ・0-6,500ユーロ : 4.784% (税込み) ・6,500-17,000ユーロ : 1.9734% (税込み) ・17,000-60,000ユーロ : 1.3156% (税込み) ・それ以上 : 0.9867% (税込み) 複写と書式作成の料金 : 957ユーロ (税込み)
担保保管費用	管財人への支払い : 0.1%, 15ユーロ以上

指摘事項 :

譲渡税の税率は全体で5.09%である。例外として、当該土地の小作人（当該土地において2年以上の期間小作人であり、少なくとも5年以上の経営経験のある者）、もしくは就農助成金を受けた青年農業者による取得の場合、0.715%が適用される（租税法典1594条）。

公証人による相談、売り手との交渉、SAFERへの通知などのサービスに対して報酬が支払われる。この報酬には付加価値税が課される（19.6%）。また、公証人による複製および書式作成のための800ユーロ料金の支払いもある（全国公証人会議所の2013年の評価）。

注意 :

譲渡税は、証書に記載された価格に基づいて計算される。行政当局が、この価格が実際に取り決められた価格よりも低いことを確認した場合、及び納税が遅延した場合には、譲渡税額が増額される。また、それらが悪意で、もしくは不正に行われた場合には、罰金も課される。

例：売り手と買い手の間で、1万5,000ユーロで交渉された農地の全体費用

1. 農地価格	1万5,000.00ユーロ
2. 譲渡税	
・ 国の土地公示税TPF：15,000x0.2%	30.00ユーロ
・ 県の土地公示税TPF：15,000x3.6%	540.00ユーロ
・ 市町村税：15,000x1.2	180.00ユーロ
・ 国の徴収分：(540+30)x2.5%	14.25ユーロ
3. 公証人の報酬等	
・ 報酬分小計	800.00ユーロ
報酬（第一区分）：6,500x4.784%	310.96ユーロ
報酬（第二区分）：8,500x1.9734%	167.74ユーロ
・ 複製と書式作成の料金	478.70ユーロ
・ 複製と書式作成の料金への付加価値税 (800x19.6%)	157.00ユーロ
4. 管財人への支払い	15.00ユーロ
1万5,000x0.10%	
費用全体	1万7,214.95ユーロ

注意：

公証人への報酬は取引額の幅に応じて異なった率で計算される。1万5,000ユーロの農地の場合、6,500ユーロまでは4,784%を乗じ、これを超える8,500ユーロ(1万5,000-6,500)に対しては1.9734%を乗じる

（４）いかに農地の取得の資金を調達するか

土地購入の財務負担を縮減するために、法人を設立して、この法人が農地を取得し、これを小作に出す形をとることができる。法人の種類としてはGFAと不動産民事会社SCIが一般的である。残念なことに農地の資本としての収益性はかなり低いので、投資者にとって魅力的とは言えず、投資者を探すことは必ずしも容易でない。

就農助成を受けるのに必要な条件を満たす青年農業者が直接経営するための農地を取得する場合、一定の条件に該当するならば、特別な融資（青年就農特別低利融資MTS-JA）を受けることができる。

注意：

MTS-JAは農地の取得費用全部について利用することはできない。上限額又は、就農発展計

画PDEで規定されている就農費用全体の10%のいずれか低い額までに限定される。また、譲渡税や農地取得にかかる公証人費用に充てることはできない。

青年就農低利融資MTS-JAの特徴

MTS-JA	金利%	利子補給期間	最長期間	上限額(ユーロ)
平地	2.5	7年	15年	補助金等価額<1万1,800
条件不利地	1.0	9年	15年	補助金等価額<2万2,000

優遇金利と銀行の基礎的利率との差が利子補給される形での補助である。

指摘事項：

自然人は、GFA持ち分を買い取る際に農地低利融資を受けることができる。さらに農地低利融資はEARLにも付与される（その一人組合員もしくは、経営者のうち最低一人が付与条件を満たしている場合）。

非利子補給低利融資が、利子補給融資を補完して用いられることもある。その期間は一般的に15年で、その利率は信用機関によって異なる。

（５）農地家産の委譲

非建築土地税TFNBは、土地所有者すべてを対象として課される。その金額は面積により設定される。国、州、コミューンに帰属する。当該コミューンの決定によって、青年農業者その他については、その全部又は一部を免除することができる。

家族経営の委譲と維持を促進するために、委譲の様々な措置が設けられている。

- ・ 家族による取り決め、とりわけ贈与分割。
- ・ 残った配偶者もしくは、経営を引き継ぐ後継者のための優先的贈与

両親の生存期間中に、他の共同相続人と調整して、事前に相続の準備をしておくことが重要であろう。

とりわけ家族GFAの構築により、家族経営の一体性を保持することができ、加えて相続人たちが相続税の部分的免除を受けることができる。また、経営組合員は、他の組合員の持ち分を買い取る場合、譲渡税の減額措置を受けることができる。

3. 小作権

小作権については、日常用語では使用されないような法律用語があり、読者を戸惑わせるが、基本的には以下のような概念が存在する。

小作権をめぐる法律用語

貸し手bailleur	所有者
賃借期間duree	通常9, 年, 18年, 25年以上
農地fonds	土地及び場合によっては建造物
借り手preneur	小作人
小作権bail	契約により決められた条件に従う
小作の地位	規則により規定される

不動産に関する小作権は、通常の場合、小作権の地位（一般的な小作権が備える法的な性質・内容）に従う。小作権の地位に服さない特別な小作権については（２）の３）で説明する。

（１）小作

小作経営の場合において小作人は自分自身で経営し、あらかじめ決めてあった小作料を、毎年、所有者に支払う。次表に、小作人と所有者にとっての小作権の利点と不都合な点を要約した。

	長所	短所
小作人にとって	・土地への投資不要（従って、設備に資金を回せる）。 ・小作人の地位は有利、とりわけ地代と借地の取り戻しが規制されている。	・小作権に応じて、いくぶん脆弱 ・不動産投資（建物など）を実施するために所有者の許可が必要
所有者にとって	・毎年、定期的に地代収入。 ・いかなるリスクもとらない。	・小作料報酬は少額 ・土地税の4/5を負担する ・借地の取り戻しは規制されている

なおここでは、もはや小作形態の1%にしかすぎない分益小作については取り扱わない。

（２）小作と小作権の地位

1) 農地の賃貸借

農業者が就農して経営を行い、もしくは経営の規模を拡大したいときに農地を購入することは、投資として大きすぎる、という場合があり、賃借によって農地を入手することに多くの利点がある。

農事法典が小作の地位を定義しており、農業向けの不動産の賃貸借契約は農事法典の各種規定に従う。

借り手preneur（小作人）と貸し手bailleur（所有者）との間の交渉によって決められる、

小作タイプとその条件が重要である。それらによって、以下のような点に違いが生じてくるからである。

- ・小作人が、農地に関して得られる安定性の程度。
- ・小作人が借りた土地で行う経営のなかで実施する投資を回収することができるか。
- ・年間の小作料の程度。

すべての交渉と同様、小作料の交渉は、当事者双方の利害に折り合いを付ける形で行われる。

双方は、それぞれ次のような点を求めようとするであろう。

貸し手：

- ・定期的に年間所得を得ること。
- ・もし望むなら、自分の土地を取り返すことができること。
- ・貸した財が、貸す前と同じ状態に保たれること
- ・もし望むなら、売却することができること。

借り手：

- ・なるべく長く借りることができること
- ・その経営について自由に決定できること
- ・借りた土地に永続的改善を施した場合、その費用の一部を回収できること。
- ・借りた土地が売却される場合、買い取りの優先権を得られること。

双方の争点が何であれ、どのような場合でも、契約書を締結しておくべきであろう。

2) 小作権の地位に従う小作権

通常の小作権は、小作権の地位に従うものであり、これには二つのタイプがある。

- ・9年間の小作で、期間終了後に9年間の期間で更新可能な小作
- ・長期の小作：（期間は、18年、25年、又は終身小作）

これらの小作は期間、更新方法、貸し手による取り戻し方法により区別される。

3) 小作権の地位の例外

多くの農事賃貸借は小作権の地位に従う。しかし例外もある。その小作の特別な性格ないし、貸し手の資質、小作の対象による。ただし、借り手と貸し手の紛争が農事賃貸借の同数裁判所の管轄に服することに変わりはない。

① 特別なタイプの小作権

永代賃貸借小作、経営の複数年次の契約、脆弱な占有の合意は、小作権の地位に従わない。

永代賃貸借は、かなり期間の長い（18年から99年）の小作権であり、借り手は自由に、その小作権を委譲したり、転貸したり、銀行の担保として用いることができる。借り手は、その代償として農地を改善する義務を持つ。借り手は（建築も含め、）いかなる作業も行うこ

とができるが、賃貸借の終了時点でいかなる補償金を要求することもできない。

経営や放牧地の複数年次取り決め（放牧小作とも呼ばれる）は、山岳地帯や放牧地帯、粗放的農業地帯、森林制度が適用される放牧地に限られる。所有者は、1年間のうち特定の期間、非農業的に土地を使用することができる（例えば冬のスキー場用に）。放牧組合やコミュニティが貸し手となることが多い。小作権の期間は最低限5年間である。

脆弱な占有の取り決めは、特別な場合に限られ、賃借人に対して、通常廉価で暫定的な使用権のみを与える。それは、書面によらなければならない、脆弱な理由を正確に記さなければならない。この取り決めの締結が可能なのは以下の場合である。

- ・相続手続きが完了するまでの間の相続財産の使用
- ・小作権が更新されずに終了した後、当該小作人に対して好意によって農地を返還猶予して経営し続けることを可能とする場合
- ・非農業用地（例えば軍事基地）、もしくはその農業目的での利用が中断される可能性のある土地（例えば収容される見通しのある農地）で暫定的に経営を行う場合

② 小作人の質に由来する例外

SAFERにより仲介された賃貸借は、先買権、期間など多くの事項について小作権の地位を免れる。小作料設定についてはその限りではない。

国や地方公共団体、公共機関が当事者となる小作権は、借り手の更新及び先買権、貸し手の取り戻し権の執行に関して小作権の地位の例外となる。（公共的利益のあるプロジェクトの実施のためであれば、いつでも解約可能）。

③ 小作権の対象に関連した例外

県知事の政令により設定された最大限度以下の面積の小地片は、小作権の地位を一部逃れる。この最大限面積は、県ごとで定められ、農業地帯、作物のタイプによって異なる。

小地片の小作権は、書面によることや農地の現状診断、小作料の設定、先買権、最小限の期間、取り戻し権の規定に服さない。

指摘事項：

森林に関する取り決めや家庭菜園の賃貸借は、小作権の地位の対象とならない。農地の用益権、栽培の企業契約などの取り決めは小作権には該当しない。また、居住用の賃貸借、狩猟権、乗馬やスポーツ目的の土地の賃貸借は、農事的と見なされず、農事賃貸借権から除外される。

逆に法律は特定の小作権を農事的と認め、小作権の地位に従うものとしている。畜産の施設型生産の小作権、塩田の小作権、養魚場設備や池、花卉用施設の小作権、野菜栽培、キノコ、ハーブ用の施設の小作権、ペットの宿泊施設のための契約などがこれに該当する。

（3）小作権の特徴

1) 小作権の定式と記載

一般的に小作権契約は書面によってなされなければならない。口頭での合意による小作権もないわけではないが、その存在の証明が困難であり、当事者たちが、必ずしもその内容の詳細を詳しく決めてわけではない。口頭での小作権は、9年間の小作権の県の標準契約の条件に従って確立されることとされている。換言すれば、9年間の小作権になるということである。

契約書は公証人を通じて作成されるか、もしくは私署証書（公証人の介入なしに当事者同士の間で）の形で、少なくとも2通作成される。

12年以上の期間及び長期での小作権は、抵当権局bureau des hypothèquesで公示しなければならない。この公示のために、契約書1通を公証人に提出しなければならないので、契約書の作成はほとんどの場合公証人によることになる。

小作権の契約書には必ず以下の事項を記載しなければならない。

- ・当事者の氏名、住所
- ・農地賃貸借のタイプ
- ・期間
- ・賃貸借される財・農地の場所、面積
- ・小作料

これらの事項に農事賃貸借権の地位に対する制約的なものは含まれていない。逆に、契約書に書かれていなくても、小作権の地位が適用される。とりわけ、9年間の標準契約（県同数委員会により作成され、県知事の政令により公示される）の条項と条件は9年間の期間の小作権と口頭での小作権の全てに適用される。県農業省・運輸省合同出先機関DDT (M) で標準契約の書式例を受け取ることができる。なお、用益の期間や支払い日時、小作料分割支払い、時期をさかのぼって効果を有する小作権など、地方の慣行があり、県によって異なる部分も多くある。

注意：

小作権契約書は慎重に作成する必要がある。地位の条項は、記載されていなくても小作権の地位が適用されるものの、これを記述しておく方が望ましい。また、配偶者による共同賃貸、共同所有の場合などには、特別な記載事項を盛り込まなければならない。そのため、公証人に依頼すべき場合が多い。

2) 小作権締結と関連した書式、手続き

・現状診断

農地の現状診断が義務づけられている。これは重要である。借り手にとっては、自分が行った土地管理や土地改良を証明する証拠として役立つ（貸し手が、維持の悪さを理由に小作権の解約を提訴したとき）。現状診断は、用益を開始する前後に、貸し手と借り手が立ち会いのもとで、費用を分担して作成しなければならない。

- ・登記

小作権の登記は任意facultatifである。登記すると、年間小作料の2.5%の登記税が課され、一般的に3年ごとに借り手が支払う。貸し手が小作料に付加価値税が課されることの方を選択する場合、登記税は免除される。

借り手にとっては、貸し手との紛争などの際に、自らの権利を主張できることに、登記の利点がある。特に重要なのは、小作人が当該土地を購入する場合であり、減額された土地公示税TPF(0.6%)の適用を受けるための条件である、2年以上にわたり借り手であることの、証拠となる。

長期の小作権は、公証人を仲介にして、「担保保全Conservaiton des hypothèques」のために公示しなければならないが、土地公示税は免除される。

- ・MSAへの申告

経営主の社会保険拠出金は、その経営する農地に対応するので、小作人は、小作権のもとで経営することとなった新しい農地を申告しなければならない。このため、貸し手と借り手が署名した書式を、農業社会共済MSAに提出する。

- ・構造規則の遵守

借り手は、構造コントロールに関する規則を遵守しなければならない。このため、場合によっては、経営する許可を申請し、もしくは小作権締結についての事前申請を行わなければならない。経営許可申請が却下されたにもかかわらず、もしくは許可申請を事前・事後に行うことなく、借り手が経営を行う場合、小作権は小作関係同数裁判所により解約される。

3) 小作期間

小作権の最短期間は9年である。9年の小作権は、当事者の合意により長期小作権へと変更することができる。小作人がこの変更に対抗する場合には、跡継ぎもしくは経営法人にその小作権を委譲する可能性と小作権の更新を得る権利とを失う。

長期の小作権には、期間により3つのタイプがある。

- ・18年
- ・25年
- ・終身小作権（25年以上）：借り手が引退年齢に達する年齢で終わる。

注意：

紛争が生じた場合、書面でなされていない小作権の期間は9年で、借り手が、賃貸借が有償であったことを証明した時期にさかのぼって開始したものとみなされる。借り手は、小作権の地位のすべてを享受する。

指摘事項：

終身小作権は最短25年以上の期間でなければならないので、35歳未満の受け手としか締結できない。このように特別な期間であることから、SMIを超える面積の土地、もしくは経

済単位をなす農地についてしか認可されない。

長期の小作期間は、借り手に対して、農地使用の安全性を大きくする。一方、所有者も、相続税および財産への課税に関連して優遇税制を受けることができる。

指摘事項：

現在締結されている小作権が解約されるのは、主に示談によって合意する場合である。法的決定（小作条件の非遵守などの場合）、農地転用、借り手の死去、経営困難（家族の死去、本人の傷病等）などによる場合もある。

4）小作料

小作料は、県知事のアレテ（法令の執行に関する決定）により公示される最小額と最大額（長期小作については、最大限度額を超えた増額が認められる）との間で、貸し手と受け手の間の合意により決められる。その後は、毎年の全国小作料指標を考慮した率に応じて、毎年調整される。

県の最小額と最大額とは毎年見直される。ただし、小作料の改定は、9年の小作権については更新時期にしか認められず、長期の小作権については9年の期間ごとに行われ得る。県の最小額・最大額を遵守しない小作料を改めようとする貸し手もしくは借り手は、その小作料の決められた日から3年以内に、同数裁判所に、小作料修正のための訴訟を起こさなければならない。

小作料の設定方法は（6）で詳述される。

（4）小作権と関連した義務

1）貸し手の義務

貸し手は、ある時期まで、受け手に対して賃貸した農地の使用を享受させなければならない。農地を、良好な状態に保たなければならない、そのため、あらゆる必要な修繕を行う。

小作期間の間、貸し手は、修理を行い、栽培の永続と品質を確保し、建物や、動産についての火災保険を含む経費（土地税については、一般的にその4/5）を支払わなければならない。

指摘事項：

貸し手は、借り手に対して、賃貸借された土地で狩猟することを許可する。しかし狩猟権は貸し手に属し、貸し手は狩猟小作権によりこれを賃貸することができる。

2）借り手の義務

借り手は小作契約により定められた期限内に小作料を支払わなければならない。不払いや重大な支払い遅延の場合には、農事小作権同数裁判所により、小作権が解約され、もしくは

は所有者に与えた損害を賠償することを命じられる。

小作人は、「良き家父」として、その保全が確保されるように、賃借した農地を使用し、必要な維持、修繕をしなければならない。何を栽培するのも自由であるが、ぶどう園、果樹園などに見られるように、小作契約により使用方法が指定されている場合もある。こうした義務を遵守しない場合には小作権が解約され、損害賠償の支払いを求められる。

2006年農業基本法(農事法典L. 411-27)は、契約条項に環境への配慮を盛り込むことができるようにした。貸し手は、以下のような場所(特定地帯)において環境保全的な栽培や管理を行うよう借り手に要求することができる。

- ・ 特定の環境便益のある湿地帯
- ・ 河川流域もしくは疎水地帯
- ・ 保護地帯
- ・ Natura 2000地帯

2007年3月のデクレに列挙された、以下の環境条項を入れることができる。

- ・ 草地を開墾しないこと *retournement*
- ・ 草地面積の創出および維持、管理の方法
- ・ 収穫方法
- ・ 施肥の制限、ないし禁止
- ・ 藪により脅威に晒された環境の開放と開放の維持

最後に、借り手は小作の終了時点で良好な状態で農地を返還しなければならない。農地が良好な状態でない場合、所有者は補償を要求することができる。

(5) 小作の地位と関連した権利

1) 更新権

原則的に、借り手はその小作権の更新権を持つ。更新は、通常、自動的に行われる。このため、小作権はその期間の末期が来ても、終了しない。一般的に、更新される小作権は同じ内容・同じ条件で、9年と18年の小作権については9年ごとに、25年の小作権については毎年ごとに、更新される。終身小作権は借り手の引退とともに通常は消滅する。更新権を享受するためには、借り手は以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 実際に継続的に当該農地での作業に従事すること
- ・ 家畜や必要な設備を保有すること
- ・ 構造規制を遵守すること

借り手が更新権享受の条件を満たさないこと、借り手が引退年齢に達したこと、借り手にその他の不正行為があること、は、貸し手が更新に反対することができる理由となる。

長期の小作権には、更新に関する条項を規定することができる。

・ 18年の小作権については、借り手の死亡により小作権を引き継いだ借り手の家族が、更新権を持たないことを規定できる。また、更新の時点で、所有者の配偶者ないし後継者が経営している場合には更新せずに取り戻す旨の条項を導入できる。

- ・25年及び終身の小作権については、暗黙の継続の条項

借り手又は貸し手が、更新に反対する場合には、小作権の期間に応じて異なる以下の予告期間以上、更新の時期に先だつ時に、相手方に賃貸借解除通知を送らなければならない。

- ・9年の小作権については18ヶ月
- ・18年の小作権については18ヶ月
- ・25年の小作権については4年

予告は受領通知を伴う書留便により送らなければならない。

2) 取戻権

貸し手が小作権の更新に反対するには、以下の条件を満たしていなければならない。

- ・自分自身で当該農地を経営するか、配偶者もしくは跡継ぎに経営させること。
- ・構造規制を遵守すること。
- ・正当な職業資格を有すること。
- ・9年以上農業経営を行っていること。

取戻しは、原則的に、小作権の通常の期限が到来する際になされる。以下の二つの場合には、小作権の期間の途中でも、事前の予告の上で、取り戻しがなされることがあり得る。

・契約に規定された条件に従い、小作権の締結もしくは更新の際に未成年であった所有者のために、3年期（締結もしくは更新から3年ごとの末時点）で取り戻す場合

・更新された小作権についてのみ、契約に規定されたところに従い、貸し手の配偶者もしくは成年後継者のために、6年期で取り戻す場合

長期での小作権を除いて、引退年齢まで5年未満の借り手は、取り戻しに反対し、引退年齢に達するまでこれを遅らせることができる。

借り手は、賃貸借解除通知に対して異議がある場合には、通知を受け取ってから4ヶ月以内に、小作同数裁判所に対して、訴えることができる。

指摘事項：

18年の小作権については、3年ごとの、もしくは6年ごとの取戻しは、最初の18年の間は不可能である。更新された小作権については、取り戻しを予定する規定を導入することができる。

25年の小作権については、暗黙の継続条項が規定されるのが一般的である。この場合、貸し手が自ら経営するために取り戻すのでなくとも、任意の年に小作権を終了することができる。

終身小作権は、通常、借り手が引退年齢に達したときに期限を迎える。その農地が小作権終了時に手許に戻ってくることを確実にするために、貸し手は、暗黙の再更新の条項を加えたり（この条項があると、小作権終了における賃貸借契約解除通知を小作権の期限の4年前にすることにより、取り戻すことができる）、借り手が亡くなった場合のその相続人の更新権や後継者が小作権の委譲を受ける権利を廃止する例外条項を導入することができる。

3) 先買権

貸し手は、いつでもその所有農地を売却する権利を有する。借り受けている農地が売却される場合、小作人が購入の優先権（先買権）を有する。先買権を享受するためには小作人は三つの条件を満たさなければならない。すなわち、3年以上農業経営を行ってきたこと、自分自身で、もしくはその家族で、売却される農地を経営してきたこと、一定の面積の農地をすでに持っていないこと（構造コントロール）、である。先買権は借り手の跡継ぎもしくは、経営に参加するその配偶者も行使することができる。

貸し手が小作地の売却を計画したときは、受領通知を伴う書留便、もしくは執行令状で、小作人に対して通知する。売却計画には極めて正確に、予定している売却条件（とりわけ価格）を記述しなければならない。借り手は2ヶ月以内に先買権を行使するか否かを回答しなければならない。

借り手は、先買権を行使して購入した場合には、その後9年間にわたりこの農地を自ら経営しなければならない。また、譲渡税が軽減される。

小作人が先買権を行使しない場合、新しい所有者との間で小作権が継続する。新しい所有者は場合によっては、小作権期間の終了する前に補償金を支払って土地を回収することを、小作人と交渉することもできる。

所有者が第三親等までの親族に対して贈与、売却、交換する場合など、一定の場合には、先買権を主張することはできない。

4) 小作権の委譲と移転

借り手は、その小作権を委譲したり、転貸することができない。そのようなことを行なった場合には、小作権が解消される。

しかしながら、以下のような例外が設けられている。

- ・事前に貸し手に通知した上で行う、よりよい経営を確保するために一定以下の面積について、交換もしくは転貸すること。

- ・貸し手の同意を得て行う、バカンスないし余暇（キャンプ場、民宿）のための季節的な転貸。

- ・貸し手の同意を得て行う、一定条件の下での借り手の後継者もしくは配偶者への委譲。なお、長期小作権の場合には、このような委譲の権利を廃止する例外条項を設けることができる。

- ・貸し手の同意を得て行う、借り手がその組合員となっている経営民事法人またはGAECへの、小作権の出資。この場合、法人が小作権保持者になる。

指摘事項：

借り手、農業経営法人もしくはGAECの組合員は、このような枠組みにより貸し出された農地を自由に使うことができる。それは、委譲には該当せず、貸し手は単に通知を受けるだけである。

借り手が死亡しても、小作権は継続し、経営に参加している、もしくは借り手の死亡に先行する5年間に経営に参加していた配偶者や子供に移転される。

（６）小作料の設定

契約者同士が自由に小作料の設定をすることは出来ない。法律により、小作料の計算方法が指定されている。

2010年7月27日の農業近代化法は、小作料の県別指標を廃止し、単一の指標、すなわち全国小作料指標に統一した。この指標は経営の農地と建物について、10月1日から翌年9月30日までの期間について定められ、以下のような小作料等を決定・更新する際の基準とされる。

- ・現在行われている小作について支払われるべき小作料の額
- ・新しい小作について、小作料決定のための諮問委員会により、県レベルで設定される小作料の最小額と最大額

農業近代化法により、この新しい指標は以下のような構成とされている。

- ・60%について：農業経営の粗収入の加重平均（過去5年における全国レベルのhaあたりの農業の粗収入）

- ・40%について：国内総生産の物価指標

全国小作料指標は、2009年を100とする指数で表される。

毎年、省令により、2009年を100とする小作料の全国指標、及びn-1年の指標に対するn年の指標の変動の割合（%）が設定され、官報に掲載される。2012年については、小作料の全国指標は103.95であった。前年度に対する変動は+2.67%であった。

住居用建物がある場合、小作料は別々に設定される二つの賃借料から構成される。

- ・住居用建物については、建物の重要性和状態に応じて、最小限価格と最大限価格からなる価格帯が設定され、適用される。この価格帯は国立統計経済研究所INSEEにより公示される賃借料の基準指数の変動に応じて、毎年更新される。

- ・農業経営用建物と裸地の賃借料は県知事のアレテにより毎年制定される最低額と最大額の間で金額設定される。（小作料指標の変動に応じて更新される）

個別の借地についての小作料は以下のような方法で決定される。まず、基準とする産品を選ぶ（その土地で何が栽培されるか）。それぞれの農業地帯について、県のアレテにより、産品ごとの産出量の基準値が一定の幅をもって示されている（例えば小麦であれば、ha当たり400キロから700キロ）。小作権を計算する基準とする産品とその算出量は、小作期間全体を通じて変更しない。産出量は最小と最大の数値の間で、そのほかに、以下のような要素を評価して、賃貸借される土地に点数を付ける。

- ・土壌の質
- ・経営建物の状態と重要性
- ・3年ごとの取り戻し条項の存在の有無
- ・形状、傾斜などの構造

一般的に賃借料は次のようにして決定される。

- ・賃貸借される農地について、上記で評価した土地の点数に応じて、「農地のカテゴリ分類」と呼ばれる、カテゴリを決定する。

- ・「農地カテゴリと作物に応じた最小及び最大の小作料額価格帯」の表を適用して、基準となる産品と農地カテゴリによって規定されている最小額と最大額の間で、当事者が協議する。

なお、永年作物（ブドウや果樹、オリーブなど）の農地の小作料は、古い手法を用いて、農産品の産出量と価格に応じて、設定することもできる。

指摘事項：

農地のカテゴリ分類は、当事者間の合意と署名によって確定される。

一般的に、小作料は銀行小切手もしくは現金で支払われる。

産品の現金価値を計算するための相場には各種あり得るが、計算のベースとして一般的に使用されるのは、県のアレテにより、毎年、設定されるそれぞれの産品の平均相場である。これら相場に基づいて、カテゴリと産品ごとの小作料の価格帯がとりまとめられる。

点数全体に応じて、農地は以下のようにカテゴリ区分される。

- ・ 90-100点：第1カテゴリ
- ・ 75-89点：第2カテゴリ
- ・ 45-74点：第3カテゴリ
- ・ 30-44点：第4カテゴリ
- ・ 0-29点：第5カテゴリ

表 ピレネー・オリエンタル県の、農地カテゴリと産品に応じた最小及び最大の作小作料額価格帯(2013)

2012/2013	農地カテゴリ					
ユーロ/ha						
		1	2	3	4	5
野菜	最大	1,746	1,397	1,040	699	349
	最小	611	489	384	244	122
果樹	最小	1,746	1,397	1,040	699	349
	最小	611	489	384	244	122
畑作、畜産	最大	106	85	64	42	21
	最小	38	30	23	15	7

（７）どんな小作権を選ぶべきか

自ら就農せず、後継ぎも就農しないならば、貸し手にとって利益となるのは、長期の小作権を締結することである。これにより、貸し手は優遇税制を享受し、小作人は安定性を得られる。

長期間の小作には、18年間、25年間、又は終身小作という期間があるが、後の2つの場合には、所有者が望むならば、制限を受けずに農地を取り戻すことができる。

長期間の小作権の締結に当たっては、双方がこうした点を認識して期間等を判断することになる。

表 小作期間と更新条件

	9年小作	18年小作	25年小作	終身小作
小作形態	口頭, 私署証書, もしくは公証人証書	公証人証書	公証人証書	公証人証書
期間	9年	18年	25年	25年以上
最低限面積	なし	なし	なし	1経済単位もしくはSMIを超えること
更新	9年ごと	9年ごと	暗黙の継続条項がある場合, 毎年	通常, 借り手の引退と同時に終了
取り戻し解約通知	小作権期限末の18ヶ月前	小作権期限末の18ヶ月前	暗黙の継続条項がある場合, 小作権期限末の4年前	暗黙の継続条項がある場合は解約通知の4年後に取り戻し。。その他の場合は事前通知は必要なし
取り戻しの動機	貸し手もしくはその配偶者, 後継ぎによる, 一定条件の下での農地の経営	貸し手もしくはその配偶者, 後継ぎによる, 一定条件の下での農地の経営	なし	なし
小作料	県の価格帯	県の価格帯 (増額が認められる)	県の価格帯 (増額が認められる)	県の価格帯 (増額が認められる)

小作契約書の例：

ジャン・マルタン氏, 1960年3月12日生まれ, 住所, 郵便番号21000, ディジョン市プリユレ通り4番地 (以下「貸し手」と呼ぶ。) と, ジュール・オート氏, 1979年4月13日生まれ, 住

所、郵便番号21310ルネーブル町ムーラン通り12番地（以下「借り手」と呼ぶ。）は、次の不動産に関する小作契約を、次の条件で締結した。

1. 場所の指定

コート=ドール県ジャンシニー村において、同村の土地台帳に登録された以下の土地の所有権を有する貸し手は、借り手に対して、合計面積20ha00aの同土地について農場小作権を付与する。

村（コミューン）	土地台帳区分番号	土地台帳面積
ジャンシニー村	B1636	10ha50a
ジャンシニー村	B1847	5ha50a
ジャンシニー村	B1897	4ha

2. 小作期間

本小作契約は連続する9年間について締結される。この契約は、県の農事小作標準契約により規定された条件で、解約されることなく9年間ごとに、また3年ごとのもしくは6年ごとの取り戻しなしに、暗黙裏に継続される。

3. 農地の現状

農地の現状とその保全状態を正確に証明する現状診断（付録として添付）を、貸し手と借り手が立ち会い、費用を分担して、用益が開始される1ヶ月前から1ヶ月後の間に作成しなければならない。現状診断は、その後に、借り手によりなされた土地改良、もしくは、建物や農地、作物に加えられた損害について判定することを目的とする。

4. 小作料の金額と支払い

小作料は、現行のアレテによって決定される。

（1）小作料

小作料の年額は、毎年、10月1日以降、同日以降省令により確定される「全国小作料指標変動」を基礎に、更新する。2013年度についてこの指標は、106.76である。

小作料は、契約締結の日に、年額3,000ユーロ（150ユーロ/ha x 20ha）と設定される。

毎年設定される小作料の年額は、設定年の10月1日と次年の9月30日までの間の小作料期間に適用される。

（2）：小作料支払い方法

小作料は、その対象とする小作料期間が終了した後の10月15日に支払われる。最初の支払いは、2014年10月15日である。

農地税は貸し手に課される。借り手は貸し手に対して、農場小作権にかかる農地・建物についての農地税の総額の5分の1を支払う。

この小作契約にかかる登記費用及びその他の費用は借り手が支払う。

4. 小作契約の一般的条件

貸し手及び借り手は、「小作権の地位」を示す農事法典第4巻第1部の措置に適合するように取り組む。

借り手は合理的な耕作方法に従って、また、その耕作方法に適した生産手段により、持続的な管理に配慮する良好な職業人として、借り受けた農地を使用する。

本小作契約は、県の農事小作標準契約により規定された条件で作成されている。

ディジョン市，2013年10月15日

それぞれの当事者用に各1通，登記のために1通，合わせて3通の原本を作成。

貸し手署名

借り手署名

付録：農地の現状診断(2013年10月12日)

県農林省出先機関により発行された経営認可の複写

貸し手により提出された土地台帳の一部の複写

注（1） Sick, I. (2013) *Le Foncier Agricole*, Educagri 著作権 ©Educagri éditions, 2013

付録2 「農業及び食品、森林のための未来の法律」（新農業基本法）の制定

1. はじめに

「農業及び食品、森林のための未来の法律」（以下、新農業基本法と略）が、11ヶ月の審議の後に、2014年9月11日に国会で採択された。農業基本法が、サルコジ政権の下での2006年農業基本法、2010年の農業近代化法に次いで、新たに社会党政権の下で衣替えされたことになる。2015年には同法の適用のための90以上のデクレが発出される予定である。本付録では、この新農業基本法が今後具体的にどの様に適用されるかが未確定ということもあり、詳細な解説には立ち入らず、概要のみを取り上げる。後段（4.）では、法案段階での新農業基本法について分析した法学者の解説を要約した。法案が何を目指したのか、主要論点と考え方を知ることができる。

法案には国会でいくつもの修正が加えられているので、新農業基本法の具体的な意義づけおよび展開については、主なデクレの内容が明らかとなった後の課題としたい。

2. 新農業基本法の理念と同法への反応

同法は、「アグロ・エコロジー」というものを目指すべき中心的概念として提示した。「ある法律が、ある一つ概念だけをその目標全体の柱としたのは、農業法において初めてである」とは、ブルゴーニュ大学法学部教授Hubert Bosse-Platiere教授の言である(La France Agricole, no. 3569-3570, 2014より引用)。ただし、この概念について広範な解釈の余地が残されたままとなっている。

環境志向・環境保全を重視するものであることは明らかで、「フランスの農業経営の多数派は2025年にはアグロ・エコロジーに取り組んでいよう」と農業省は意欲を示し、この目標に資するため、「経済的・環境的利益集団GIEEが、経済的および環境的、社会的パフォーマンスを調和させるシステムへと農業生産全体を移行させることを支援する」としている。GIEEは2015年1月以降州知事により組織されるプロジェクト公募の枠組みを通じて国家により認定される。農業省は「最初の認定は第一四半期にはなされるだろう」（La France Agricole, no. 3569-3570, 2014）として、楽観的であるが、現場では、公的助成の予算も決められておらず数値目標もないこのGIEEが目を見るのは困難という見方もあり、すでにこの措置への懐疑が生じている。かつて、鳴り物入りで始まったものの、それほどの成功を見なかった経営地域契約CTEや持続的農業契約CADになぞらえる向きもある。

農地の権利移動に関しては、昨年11月末に農相が、「基本法の枠組みで実施される措置についての現状診断を行うために、農地に関する、とりわけSAFERに関する大規模なシンポジウム」を2015年夏に開催する旨、宣言している。SAFERは今回の基本法で権限を補強されることになった。2015年春には二つの主要なデクレが規定され夏までに適用されると農業省は見通している。権限強化の内容として、まず、就農促進のために、所有権の解体の権限お

よび農業法人の資本持ち分の全体的委譲の場合の先買権が強化された。また、農地と建造物を区別し、それぞれどちらかを先買いすることも可能となる。最も重要と考えられるのが、農業法人の持ち分もしくは資本である農業用の不動産ないし関連する動産を売却又は贈与する場合に、公証人もしくは委譲者（もしくはその会計事務所）を通じてSAFERに通知する義務である。この義務は用益権usufruitもしくは虚有権nue-propre（その内容については今後の定義に委ねられる）についても発生する。もとよりこうした義務は存在していたが、違反した場合の罰則が存在しなかった。今後、違反者は少なくとも1,500ユーロ以上、最大では申告を怠った取引の額の2%に及ぶ罰金を科せられることとなる。

新基本法の下では、従来の県構造指導スキームSDDSとその基準単位に代わり、2015年以降、「州農業経営閾値SREA」が、「過剰な規模拡大」を制限するための参照基準となり、州はCAPの第二の柱とあいまって、州の方針、就農、経営規模を決定することとなる。SAFERの強化と同様で、より厳格な構造コントロールが行われる方向である。農業法の弁護士Michel Hardouinは「多くの事業が経営許可を必要とすることになる」として警鐘を鳴らしている。とりわけ家族の財について、事前申告で良かった範囲が徐々に狭められ、認可を必要とするようになっている。

3. 新農業基本法の概要：農業会議所による解説

農業会議所が、普及員向けに新農業基本法について解説した記事の要旨を紹介する（Chambre d'Agriculture, (no. 1036, 2014)）。

（1）経済的・環境的利益集団GIEE

まず法律は、農業者に対し、共同してGIEEの活動を行うよう奨励する。GIEEのメンバーは、経済的であると同時に、社会的で、環境的な成果を上げることを目指して、数年次に渡って農業生産システム及び農業生産活動を改革・修正に取り組むするプロジェクトを共同で立ち上げる。農業会議所は、普及機関とも連携して、農業者とGIEEの活動に対して支援と調整を行う。

（2）就農

就農への支援は、多様な措置（世代契約の農業への拡張、農地転用にかかる税金の一部の付与など）により実施される。刷新された構造コントロール、就農と世代更新に資するよう強化されたSAFERの行動もこれに資する。

（3）職業登録

「アクティヴ・ファーマー」の登録簿である職業登録が創設されたことは大きな進展である。同登録が、職業的と見なされる農家を識別し、CAP補助金など特定の公的補助金を付与する際の準拠となる。この登録簿のシステムは農業者社会共済制度MSA経営登録センター

CEFにより提供され、今後デクレにより規定される条件と様式により農業会議所常設委員会APCAにより運営される。

（４）農地

新農業基本法では、農地の都市化転用をより効果的に抑制することを目指している。近年のいくつかの改革によって、都市計画に介入する手段が設けられており、この法律はそれら手段を調整するものである。特定の条件の下で、重大な農地買収により地域に生じる経済的損害を修復することとエコロジ的補償を施工主に義務づけることを可能にしている。また、単に損害を修復するだけでなく、地域整備に当たっての条件として農業の視点を十分に考慮することを求めている。

（５）三重のパフォーマンスと農薬使用制限

この法律は、「フランスのためのアグロ・エコロジー」と整合するように、農業への投入材をより適切に管理することを求めている。とりわけ農薬使用の管理に関して、経済的・環境的・健康的という三重のパフォーマンスを向上させることを目指している。

農薬販売者や農業会議所などにより、年一回農業者へと派遣される普及員が、統合防除、農薬投入の削減の方向へとむかうよう監督する。また、法律は、適切な措置と技術の遵守により農地以外での農薬の使用や漏出を抑制し、住民被爆を回避することを新たに義務づけ、一定の場所での散布の禁止又は上限を規定している（散歩道、公園菜園、緑地空間、病院、高齢者や障がい者の施設など）。

（６）森林と環境

林業及び森林でも環境的機能を重視している。森林政策の基本となるのは「全国森林林業プログラム」PNFBであり、これが、それぞれの州において「州森林及び林業プログラムPRFB」として展開される。この州プログラムは従来の州森林指針ORF、州森林振興多年次プランPPRDFに代替するものである。その他に、投資プロジェクトと研究活動を支援するための森林林業戦略基金が設置される。植林された土地に課される非建造土地税への追加的税が同基金の一部にあてられる。

4. 新農業基本法（案）の概要

新農業基本法は2014年9月11日に成立し、上述のように農業関連各紙誌では概要が示されている。しかし具体的な適用のデクレが未成立のため、その具体的な中身を詳述することができない。以下では、Collard（2013）によりながら⁽¹⁾、法案段階で、新農業基本法が何を目指していたかを明らかにする。例えば、法案段階で規定されていた経済的・環境的という二重のパフォーマンスが、成立した法律では上述のように経済的・環境的・社会的という三重のパフォーマンスへと修正されているように、多くの修正がなされているので、Collard

の解説が新農業基本法にそのまま当てはまるわけではないが、それでも同法の主要論点やその基本的な考え方の一端を伺うことができる。

（１）序説

法案は、39条からなり、フランス農業の国際的地位を保持し、フランス産品の振興に資するために競争力を向上させることを目指す。2007/08年、2010年と立て続けに起きた食糧・食品危機により、国際食糧需給に参画することができる生産的基礎を保持する必要性が改めて明らかとなり、他方で消費者に対して高いレベルの衛生・安全性と、自然環境に対する農業の悪影響を低減することを保証しなければならない。こうした目標のため「農場から食卓へ」までを通じた統合的な枠組みでの対応を行うことが求められる。

法案は主要分野で次のような要請に対応するものである。

- ・農業政策に関しては、長期的な方向付けを表明し、政策の手段と組織を再確認し、経営近代化、就農支援、経営経費縮減のための借地の促進、GAECのような法人形態を含む家族的構造の保護、将来の農業の担い手の教育および訓練、世代更新に取り組む。
- ・森林に関しては、持続的森林経営と森林木工業の刷新を展望し、所有者の参画を増進する。小規模森林所有者と加工手法とを結びつける主体・仕組みを構築することも急務である。
- ・食品に関しては、経済的パフォーマンスと環境的パフォーマンスを追求し、食品部門の競争力を強化し、国民に対して、清潔で、環境保全的な食品の供給を保証しなければならない。
- ・農業構造については、経営の絶えざる拡大が、近代化の挑戦に応えるための唯一可能な道であると考えられる傾向を克服する。他方で、中長期的には、経済的パフォーマンスと環境的パフォーマンスとをともに高めつつ競争力の基盤を強化する。
- ・農業の持続性については、技術革新、協力・労働組織・投資方式などの社会的変革により、その確保を図る。

次項以下で、法案の全部についてではなく、以下の主要な措置を検討する。

- ① 農業のための政策目標
- ② 農地の保全と世代刷新
- ③ 構造コントロール
- ④ 食品政策と衛生
- ⑤ 森林に関する措置

（２）農業のための政策目標

- ・第1条：1999年7月9日の法律no. 99-574で定義された農業政策の一般原則を更新するもの。
- ・第2条：「農業食品方向付け高等委員会CSO」にAgriMerと州の代表を加える。経営構造と農村振興活動の政策と生産の政策との整合性を保つことを意図するもの。2014年から州が欧州農村振興基金FEADERの運営予算を管理している。
- ・第3条：経済的・環境的利益集団GIEEについて規定。農業を、農業・エコロジーシステ

ムへの移行を促進することを目的とする。地域に根付いた農業者が、経済的・環境的という二重のパフォーマンスを目指して発意し、数年次に渡って農業生産システム及び農業生産活動の改革・修正に取り組むするプロジェクトである。

第4条：近年の環境的・社会的論点に対応し、まず、販売される農業用の窒素の量の年間申告を義務づける。次いで農事法典L. 411-27の、「環境的」条項を備えた賃貸借の締結を促している条項の適用領域を拡大する。

・第5条：共同経営農業集団GAECに関して、透明性の概念を明確にする。フランスの法律をECの新しい条文と整合化させるもの。

・第6条：農業協同組合

・第7条：農産物もしくは食品に関する業種間での契約および合意に関する係争の平和的な解決を促すために、2010年7月27の法律により設定された農業契約仲介者の役割を強化する。次いで、契約遂行に関する紛争について、仲介者に依頼することを義務づける。

（３）農地保全と世代更新

・州持続的農業プランPRAD：第11条は、国家の農業食品政策の方向付けを受けて、州レベルで農業、食品、食品工業に関しての方向付けと実施の計画であるPRADを設定すること、PRADは国家と州により共同で作成されること、を規定している。

・農地の転用防止：第12条は、農事法典および都市計画法典の現行の措置を修正し、農地の転用の防止を強化する。

1項は、県農業空間消費委員会CDCEAと全国農業空間消費観測ONCEAの権限領域を、自然空間および森林にまで拡張する。

3項は、地域整合スキームSCOTが、空間節約的な数値目標を含まなければならないことを規定している。また、自然空間、農業空間の保全区域を作成する権限を、都市計画に関して権限のある市町村連合にまで付与する。

・第13条はSAFERの組織を改善し運営を合理化し、その介入について一層の法的安全性を確保し、農地市場について情報を強化するために、以下を規定。

1項：SAFERの運営理事会は、州レベルでの代表性に応じて三つのカテゴリ（地方公共団体、農業会議所、農業職能組織）、およびその他のパートナー（国、投資家、環境団体など）のカテゴリで構成される。また、男女の構成比を考慮する。

第2項及び第5項：情報提供、収集及び先買権などの事業実施のために、SAFERが用いる手段と課される義務を示す。より詳細に言えば、公証人は、農事法典L. 141条の第2項に掲げられた動産ないし不動産の有償でのあらゆる委譲についてSAFERに事前に通知しなければならない。法人持ち分を売却する場合、売り手は事前に通知する義務を課せられる。

公証人が義務に違反して通知を怠り、SAFERが先買権を行使し得た当該不動産が第三者に売却されていた場合、SAFERはこの売却行為の公表後6ヶ月以内にこの売却を見直しさせること等を裁判所に要求することができる。

第3項：それぞれのSAFERが、州ごとにありいは州をまたいで管轄区域を有すること、自ら

の資金に応じ調整基金を設置することを規定する。調整基金は全国レベルで、SAFER全国委員会により管理される。

第4項、第6項：農業目的に使用される財の性格を明示化。それらはSAFERの先買権の対象となり、先買権の付与の方式は単純化され同権利が認可された場合に（5年ごとの更新に服するのではなく）永続的なものとなる。

・第14条：以下の趣旨で、就農政策に適用可能な法的枠組みを改める。

○2014-2020年の欧州の新しい枠組み（就農支援の共同負担は欧州側が80%負担）を考慮。

○2012年11月と2013年7月に開催された就農委員会assisesにおいて職能団体と地方公共団体とで共有された問題意識に基づき、現行の法制度の制約を改善。

○就農の準備研修から就農に至るまでの社会保険契約の創設。

○青年農業者の革新的な就農プロジェクトへの支援。転用農地の売却代金への課税を就農支援にあてることを可能とするために、税制関連の所要規定を整備。

（４）構造コントロール

第15条は「構造コントロール」の制度に関し、就農を促進するために、同一経営者（自然人か法人かを問わない）への農地の過剰な集積を回避するという目的に修正を加えている。

活動の多角化、雇用創出、付加価値の探求、もしくは環境保全という観点から農業の発展に寄与することが構造コントロールの目標となる。すなわち経済的パフォーマンスと環境的パフォーマンスをともに実現する農業活動のアグロ・エコロジー的側面が構造コントロールの目標にも含まれることになる（農事法典L. 331-1）。

農業政策全体との整合性に配慮して、全国レベルで設定された方針に従って、州レベルで農業構造指導指針が作成される。その第1部は「農業経営指導指針」である（農事法典L. 312-1）。第2部に参照基準が規定される。面積を基本とする従来のこの基準は、経営することの事前の許可制に誰が服するの可否かを判断する場合には、簡潔でわかりやすいという利点を持つが、対象事業や申請者、既存の取得者の状況、或いは周囲の経営への影響を考慮して判断をする場合には基準として十分ではない。したがって参照基準を経営の「堅実性」の基準へと転換することが提案されている。（農事法典. 142-6及びL. 411-40）。

第15条はまた、経営の許可申請の公表をより広範に行うことを規定する。

（５）非賃金農業者制度への加入

第16条は、構造コントロールに適用される規則において最低就農面積SMIへの準拠が廃止されることと整合するため、また農業経営の多様性を考慮して、非賃金農業者制度への加入基準を修正している。具体的には、現行の基準（1/2SMIもしくは1/2労働時間）に替えて、単一の基準「加盟の最小限活動」を設ける（農事法典L. 122-5-1及びL. 122-6）。

（６）食品政策および衛生

様々な論点・要請（農業の歴史的多様性、増大する環境的要請、一般消費者等がもつ農業

および食品に対するイメージの改善など) に応えるために、第17条は農事法典と消費法典を、第1条で定義された食品の政策の原則に則して修正する。

野生動物と狩猟：第18条は、特定の病疫を監視し予防するために、野生動物に適用する特別な措置、狩猟権を行使する人に適用可能な措置を農事法典に導入する。

衛生の管理・取締の結果へのアクセス：食品チェーンの管理・取締部局の活動の効率性を改善すべく、第19条は以下を規定する。

- ・デクレにより設定された様式により管理・取締結果を公表すること。
- ・管理・取締に基づき職能団体に改善措置を実施させることに関して行政権限を強化すること。

獣医薬品における抗生物質の使用：第20条は獣医による抗生物質の使用を必要最小限に制限するための様々な措置を規定している。

作物の衛生に有害な生物組織の防除：第21条は植物衛生におけるリスク管理措置の簡略化と効率化のために、植物の衛生に有害な生物組織の防除に関する措置を修正する。

国立食品環境労働衛生安全庁ANSESの役割：第22条は、ANSESに植物防除剤および肥料の販売許可（現在は農業省の所管）を所管させる。

農薬の使用：第23条は農薬使用の、人間及び環境への影響を低減するために、以下を規定している。

- ・統合防除および農薬使用削減の方向で普及活動等を行う。
- ・農薬の流通事業に対して事前の指導を行うこと。
- ・農薬のトレーサビリティを確立すること

政府によるオルドナンス（政令）の発行：第24条は政府に対してオルドナンスにより以下を目的とする措置を執ることを規定している。

- ・肥料に関する制度を近代化すること
- ・管理と取締を実施する能力ある人のリストを調製すること。
- ・ペット販売の倫理化を進めること

病疫監視と病疫防止：第25条は、家畜および植物の病疫監視と病気防止の組織化及び衛生の管理・取締に関連した特定の課題の委任条件に関する2011年7月22日のオルドナンス（no. 2011-862）を批准する。

（7）森林に関する措置

林業森林の環境的機能の評価：森林政策の一般原則に関する森林法典第1部livreを修正する本法律第1条に即して、第29条は林業および森林の環境的機能の評価を高める（森林法典L. 112-1）。

全国森林政策指針を含む全国森林林業プログラム(PNFB)を策定することが規定される。このプログラムは関係省庁と地方公共団体はじめ、この部門の全関係者が共同して、森林および林業の高等委員会の意見を聞いた後に作成し、また各州において州森林林業プログラム(PRFB)へと展開しなければならない。州森林林業プログラム(PRFB)は州森林指針(ORF)及

び州森林振興多年次プラン(PPRDF)に代替するものである（森林法典L. 122-1）。

第2条の15項と18項は、森林法典第5部を、全国政策として、森林の遺伝資源の管理を全国で統一政策として行うため、及び、森林林業戦略基金を制定するために修正する。

森林の更新：第29条第16項は、森林が創出されるとき、もしくは商業由来の苗木の植林により更新されるとき、使用される苗木は、森林法典で表明されている規則を遵守して、再生産された森林素材でなければならない。

森林の経済的・環境的利益集団GIEEFの制定：第30条は、私人の森林に関する森林法典の第3巻を修正し、新たにGIEEFの仕組みを設ける。これは、民有林の管理を容易にし、多様な法的形態（森林集団、組合、協同組合を含む）の参画を可能にして、森林林業部門の刷新に資するであろう。

GIEEFはその加盟者に対して、森林管理者（協同組合、専門家、職業的な森林管理者）との管理（管理委託）契約の標準例、買い手（経営者、協同組合、製材業者）との販売契約の標準例を提案する。GIEEFへ加入することにより、森林所有者は持続的管理が保証されるであろう。

先買権と公的サービスのミッションを担う法人：第30条第4項は、農事法典または都市計画法典により公的サービスの提供を行う法人が先買権を持つことを規定する。

開墾と補償金：第30条第5項は森林法典のL. 341-6を以下のように修正する。

- ・開墾の補償金を義務づける。
- ・上記補償は林業改善作業の形をとることもできる。

申請すれば、森林林業戦略基金に対して補償金相当額を支払うことによって、これらの義務の履行に替えることが可能である。

注（１） Collard, F., Mallet, E. (2013) “Commentaires: Loi d’avenir pour l’agriculture, l’alimentation et la forêt”, *Revue de droit rurale*, décembre

付録3 J'INNOVATIONSについて

以下は、農業省ホームページの情報をもとにして、転用農地の委譲にかかる課税をもとにした基金により、就農者に付与される支援についてまとめたものである。なお、2013年度についての記述となっている。

1. 趣旨及び2013年度版の措置

J'INNOVATIONSプロジェクトは、革新的であると同時に、経済的に堅実なプロジェクトを提示する青年農業者を支援することを目的とする。

2013年度のJ'INNOVATIONSは、2012年12月18日の農業大臣の発表に従い、経済的であると同時に環境的な成果を上げる青年農業者のプロジェクトを支援する。プロジェクトの公募は40歳未満で、就農後5年を経っていない、すべての農業者が対象であり、申請期間は2013年3月1日から9月5日までである。支援対象となるプロジェクトは、国、州議会、農業者団体により構成される州委員会で選抜される過去の2年間では42のプロジェクトが採択され、その投資総額は470万ユーロ、うち60万ユーロ以上を農業省が補助した。

2. J'INNOVATIONの概要

(1) 対象となる農業者 この措置の対象は40歳未満の以下の青年農業者である。

- ・農事法典D. 343-3で規定されている就農支援(青年農業者助成金DJA及び就農融資MTS)の給付条件を満たし、農業に5年間従事していること。その経営発展計画PDEが支援措置121C3支援申請の年において「県農業方向付け委員会CDOA」で肯定的評価をされた青年農業者にあつては、青年農業者適合認証CJAの発行により確認されていること。

もしくは

- ・就農してから5年未満の者。就農の時期は、農業社会共済MSA金庫での農業経営疾病保険AMEXAへの最初の加盟の日付に基づく。

(2) 支援の枠組み

以下、農業省通達(DGPAAT/SDEA/C2012-3051)(2012年6月20日付け)による。

2010年7月27日付けの農業近代化法の第55条の適用により、都市計画地方プランPLUの修正に従って転用可能となった裸地の2010年1月13日以降行われる売却にかかる税金が、革新的なプロジェクトを行う青年農業者を補助するための基金に充てられる。

補助の対象となる、青年農業者により行われる革新的な行動についての、最初のプロジェクト公募は2011年10月12日から2012年2月まで行われ、22の革新的プロジェクトが選抜された。

この措置は、2010年7月27日の農業近代化法の第55条により制定された、

第二回の全国公募は2012年9月14日まで行われ、22のプロジェクトが選抜された。

(3) 補助対象となるプロジェクト

青年農業者により計画・実施される、農業経営の経済的及び環境的な成果を増大させるよ

うな革新的プロジェクトが対象である。農村地域において雇用および付加価値を創出することも念頭に置かれている。とりわけエネルギーの自律性が高い、新しい作物の振興、生産費用の削減、多角化、新しい耕作手法の導入による生産方法の変化といった点が重視され、プロジェクトの選抜に当たり以下のようなテーマが優先される。

- ・経営の経済的、環境的パフォーマンスの改善
- ・土地管理に関する節約
- ・環境のためのかなり長期的な活動
- ・多様性のある農業展開
- ・地産地消の発展への貢献

個人的なプロジェクトを超えて、革新的な投資プロジェクトを地域的・集団的に行う場合（「パートナーシップにある」プロジェクト）に対しては補助率や補助金額の上限が上乘せされる。

（４）補助率

農業省の補助率等

個人的プロジェクト		パートナーシップにあるプロジェクト	
農業省最高補助率%	20%	農業省最高補助率%	25%
農業省最小限額	2,000ユーロ	農業省最小限額	2,500ユーロ
農業省最大限額	3万ユーロ	農業省最大限額	6万ユーロ

農業省の他に、例えば地方公共団体、水道局、環境省外郭団体ADEME等が補助金を給付することができる。ただし、それらの補助の合計については、公的補助金の最大限率が遵守されなければならない。最大限率は一般的には50%であり、プロジェクトが条件不利地帯にある場合には10%上乘せされ60%となる。